

県土利用に関する施策の現状と課題

平成24年3月

福岡県企画・地域振興部
(総合政策課)

目 次

| | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 国土利用計画の管理運営について | 1 |
| 2 | 利用区分別面積の推移と目標 | 2 |
| 3 | 福岡県国土利用計画（第四次）に掲げる措置と 具体的な施策の体系… | 3 |

1 国土利用計画の管理運営について

県土は、県民の生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、現在及び将来における県民のための限られた資源であることから、その利用が有効かつ適切に行われることが県民全体の利益を増進する上で極めて重要です。

県土の利用に関する行政上の長期的な指針である福岡県国土利用計画（第四次）は、平成20年7月に決定された第4次国土利用計画（全国計画）を基本とし、平成21年3月26日に決定されています。

この計画は、県土を取り巻く環境変化と県土が持つポテンシャルを踏まえ、グローバル化への対応とともに、安全・安心、循環と共生、美しさを重視した県土利用の質的向上により、本県の継続的な経済的・文化的発展と豊かな県民生活の実現に資することを目指しています。

計画の内容は、平成29年を目標年次とし、県土利用に関する基本方向や土地利用区分ごとの規模の目標を掲げ、さらにそれらを達成するために必要な措置の概要を示しています。

したがって、計画に掲げる目標等に沿うように県土利用を誘導するためには、国土利用計画自体の管理運営を適正に行い、土地利用の現状や動向を常時把握し、各種土地利用に関する施策を点検し、課題等を明らかにするなど十分な検証を行う必要があります。

この報告書は、上記国土利用計画管理運営事業の一環として昭和57年度から刊行していますが、このたびの作成に当たっては、関係各課（室）の多大な御協力をいただきました。

今後の土地関係行政を推進する上で、御活用いただければ幸いに存じます。

なお、本書で使用している数値については、特に記していない限り、平成23年3月31日現在のものです。

2 利用区分別面積の推移と目標

(単位：ha)

| 区分 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 (基準年次) | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H29 (目標年次) | H21/ H29 (目標年次) |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|-----------------------|
| 農用地 | 96,438 | 95,438 | 94,713 | 93,513 | 92,613 | 91,713 | 90,913 | 90,213 | 89,413 | 88,613 | 88,113 | 87,413 | 82,810 | 105.6 |
| 農地 | 96,100 | 95,100 | 94,400 | 93,200 | 92,300 | 91,400 | 90,600 | 89,900 | 89,100 | 88,300 | 87,800 | 87,100 | 82,500 | 105.6 |
| 田 | 73,800 | 73,100 | 72,500 | 71,900 | 71,300 | 70,800 | 70,300 | 69,800 | 69,400 | 68,900 | 68,600 | 68,300 | 65,200 | 104.8 |
| 畑 | 22,300 | 22,000 | 21,800 | 21,300 | 20,900 | 20,600 | 20,300 | 20,100 | 19,700 | 19,400 | 19,200 | 18,800 | 17,300 | 108.7 |
| 採草放牧地 | 338 | 338 | 313 | 313 | 313 | 313 | 313 | 313 | 313 | 313 | 313 | 313 | 310 | 101.0 |
| 森林 | 223,168 | 223,266 | 223,266 | 223,339 | 223,339 | 223,222 | 222,569 | 222,569 | 222,198 | 222,198 | 221,902 | 221,725 | 222,570 | 99.6 |
| 原野 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 | 190 | 98.9 |
| 水面・河川・水路 | 20,867 | 20,864 | 20,856 | 20,912 | 20,883 | 20,904 | 20,904 | 21,003 | 21,000 | 20,996 | 20,998 | 21,023 | 21,560 | 97.5 |
| 水面 | 3,495 | 3,498 | 3,498 | 3,521 | 3,521 | 3,521 | 3,521 | 3,544 | 3,544 | 3,544 | 3,544 | 3,565 | 3,940 | 90.5 |
| 河川 | 12,443 | 12,463 | 12,477 | 12,494 | 12,503 | 12,508 | 12,508 | 12,528 | 12,539 | 12,547 | 12,559 | 12,567 | 12,660 | 99.3 |
| 水路 | 4,929 | 4,903 | 4,881 | 4,897 | 4,859 | 4,875 | 4,875 | 4,931 | 4,917 | 4,905 | 4,895 | 4,891 | 4,960 | 98.6 |
| 道路 | 28,262 | 28,246 | 28,737 | 29,006 | 29,372 | 29,410 | 29,578 | 30,031 | 30,045 | 30,658 | 30,713 | 30,837 | 33,690 | 91.5 |
| 一般道路 | 24,514 | 24,612 | 25,038 | 25,305 | 25,691 | 25,745 | 26,038 | 26,478 | 26,519 | 27,120 | 27,130 | 27,260 | 30,000 | 90.9 |
| 農道 | 2,139 | 2,012 | 2,058 | 2,055 | 2,020 | 1,988 | 1,863 | 1,863 | 1,827 | 1,833 | 1,867 | 1,849 | 1,790 | 103.3 |
| 林道 | 1,609 | 1,622 | 1,641 | 1,646 | 1,661 | 1,677 | 1,677 | 1,690 | 1,699 | 1,705 | 1,716 | 1,728 | 1,900 | 90.9 |
| 宅地 | 66,668 | 67,018 | 67,408 | 68,087 | 68,449 | 70,939 | 71,341 | 71,684 | 72,041 | 72,638 | 72,792 | 73,149 | 77,360 | 94.6 |
| 住宅地 | 39,783 | 39,993 | 40,257 | 40,829 | 41,099 | 42,742 | 43,014 | 43,297 | 43,580 | 43,911 | 43,946 | 44,185 | 45,320 | 97.5 |
| 工業用地 | 6,119 | 6,070 | 5,991 | 5,975 | 5,880 | 5,744 | 5,753 | 6,041 | 5,988 | 6,049 | 5,918 | 5,899 | 6,420 | 91.9 |
| その他の宅地 | 20,766 | 20,955 | 21,160 | 21,283 | 21,470 | 22,453 | 22,574 | 22,346 | 22,473 | 22,678 | 22,928 | 23,065 | 25,620 | 90.0 |
| その他 | 61,312 | 61,935 | 61,905 | 62,184 | 62,426 | 60,991 | 62,000 | 61,924 | 62,732 | 62,368 | 62,991 | 63,385 | 60,160 | 105.4 |
| 合計 | 496,903 | 496,955 | 497,073 | 497,229 | 497,270 | 497,367 | 497,493 | 497,612 | 497,617 | 497,659 | 497,697 | 497,720 | 498,340 | 99.9 |
| 市街地 | 54,870 | 54,870 | 55,735 | 55,735 | 55,735 | 55,735 | 55,735 | 55,965 | 55,965 | 55,965 | 55,965 | 55,965 | 56,810 | 98.5 |

3 福岡県国土利用計画（第四次）に 掲げる措置と具体的な施策の体系

| 措置（大項目・小項目）・具体的な施策 | ページ | 所 管 課（室） |
|-----------------------------------|-----|---------------------|
| I 地域整備施策の推進 | | |
| 1 アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策 | | |
| ① 九州国立博物館による文化交流の推進…………… | 8 | 県民文化スポーツ課九州国立博物館室 |
| ② 九州北部学術研究都市整備構想（アジアス九州）の推進 …… | 9 | 新産業・技術振興課新産業プロジェクト室 |
| ③ 九州大学学術研究都市構想の促進…………… | 10 | 総合政策課 |
| ④ 国際的な環境人材の育成…………… | 11 | 環境政策課 |
| ⑤ アジアを中心とした地域との交流推進…………… | 12 | 交流第一課、交流第二課 |
| 2 先端成長産業の拠点形成に向けた施策 | | |
| ① 北部九州自動車150万台生産拠点構想の推進…………… | 14 | 企業立地課自動車産業振興室 |
| ② 先端システムLSI開発拠点の構築…………… | 15 | 新産業・技術振興課新産業プロジェクト室 |
| ③ バイオ産業の集積推進…………… | 16 | 新産業・技術振興課新産業プロジェクト室 |
| ④ 新たなロボット産業の創出推進…………… | 17 | 新産業・技術振興課新産業プロジェクト室 |
| ⑤ ナノテクを利用した産業振興の推進…………… | 18 | 新産業・技術振興課 |
| ⑥ 水素エネルギー拠点の形成推進…………… | 19 | 新産業・技術振興課 |
| ⑦ コンテンツ産業の拠点化推進…………… | 20 | 商工政策課 |
| ⑧ 構造改革特区制度の活用…………… | 21 | 総合政策課 |
| 3 交通・情報通信体系の整備に向けた施策 | | |
| ① 道路整備事業の推進…………… | 22 | 道路維持課、道路建設課 |
| ② 空港機能の充実…………… | 24 | 空港整備課、空港計画課 |
| ③ 港湾機能の充実…………… | 26 | 港湾課 |
| ④ 鉄道整備の推進…………… | 27 | 企画交通課 |
| ⑤ 情報通信基盤の整備・活用…………… | 29 | 情報政策課 |
| 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策 | | |
| ① 広域的な地域振興の推進…………… | 30 | 広域地域振興課 |
| ② 特色ある地場産業の育成の推進…………… | 39 | 中小企業振興課 |
| ③ 都市と農山漁村との交流促進…………… | 40 | 農山漁村振興課、水産振興課 |
| ④ 収益性の高い農業の振興…………… | 42 | 園芸振興課、経営技術支援課 |
| ⑤ 農林水産物直売所の整備推進…………… | 44 | 経営技術支援課、水産振興課 |
| ⑥ 県産農産物の輸出拡大の推進…………… | 46 | 農林水産政策課輸出促進室 |
| ⑦ 森林施業の共同化・集約化の促進…………… | 47 | 森林保全課 |
| ⑧ 県産材の需要拡大の推進…………… | 48 | 林業振興課 |
| ⑨ 九州歴史資料館を核とした文化財保護の推進…………… | 49 | 文化財保護課九州歴史資料館対策室 |
| ⑩ 文化財保護の推進…………… | 50 | 文化財保護課 |
| ⑪ 魅力的な観光資源の開発…………… | 52 | 国際経済観光課 |

| 措置（大項目・小項目）・具体的な施策 | ページ | 所 管 課（室） |
|-------------------------------|-----|-------------------|
| II 県土の保全と安全性の確保 | | |
| 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策 | | |
| ① 防災対策の推進（１） | 53 | 消防防災課 |
| ② 防災対策の推進（２）（洪水ハザードマップ作成の促進） | 54 | 河川課 |
| ③ 安全な土地利用の誘導（防火地域等の指定） | 55 | 都市計画課 |
| ④ 総合的な治水対策の推進 | 56 | 河川課 |
| ⑤ 砂防事業及び土砂災害防止対策の推進 | 57 | 砂防課 |
| ⑥ 海岸整備事業の推進 | 58 | 港湾課、農村整備課、水産振興課 |
| ⑦ 道路・橋梁の震災対策の推進 | 59 | 道路維持課 |
| ⑧ ダム建設・広域利水の推進 | 60 | 水資源対策課 |
| ⑨ 北部福岡緊急連絡管の整備 | 61 | 水資源対策課 |
| ⑩ 水源地域対策の推進 | 62 | 水資源対策課 |
| ⑪ 保安林の指定及び機能の充実 | 63 | 森林保全課 |
| ⑫ 治山事業の推進 | 64 | 森林保全課 |
| ⑬ 土砂埋立て等による災害の発生防止 | 65 | 森林保全課 |
| ⑭ 森林保護対策の推進 | 66 | 林業振興課 |
| ⑮ 水源かん養林の整備推進（水源の森基金事業の推進） | 67 | 林業振興課 |
| ⑯ 森林環境税事業の推進 | 68 | 森林保全課 |
| ⑰ 人工林の適正管理の推進（１）（造林保育事業の推進） | 69 | 林業振興課 |
| ⑱ 人工林の適正管理の推進（２）（間伐・侵入竹対策の推進） | 70 | 林業振興課 |
| ⑲ 多様な森林の造成事業の推進 | 71 | 林業振興課 |
| 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策 | | |
| ① 安全・安心なまちづくりの推進 | 72 | 生活安全課 |
| ② 安全・安心な農産物の提供推進 | 74 | 農林水産物安全課 |
| ③ 災害に強い居住環境の形成 | 75 | 建築指導課、住宅計画課 |
| ④ 公的機関による住宅・宅地の供給の促進 | 76 | 住宅計画課 |
| ⑤ 住宅市街地基盤の整備推進 | 77 | 住宅計画課 |
| ⑥ 福祉のまちづくりの推進 | 78 | 障害者福祉課、建築指導課 |
| ⑦ 高齢者や障害者の居住に配慮した住宅整備の促進 | 79 | 建築指導課、住宅計画課、県営住宅課 |
| ⑧ 鉄道と道路の立体交差化の推進 | 80 | 道路建設課、公園街路課 |
| ⑨ 公共駐車場の整備推進 | 81 | 都市計画課、公園街路課 |
| ⑩ 交通安全施設の整備促進（１） | 82 | 道路維持課 |
| ⑪ 交通安全施設の整備促進（２）（道の駅） | 83 | 道路維持課 |
| ⑫ 医療提供体制の整備推進 | 84 | 医療指導課 |
| ⑬ 介護施設の整備推進 | 85 | 高齢者支援課 |
| ⑭ 子育て支援施設の整備促進 | 86 | 子育て支援課 |

| 措置（大項目・小項目）・具体的な施策 | ページ | 所 管 課（室） |
|-------------------------------|-----|-----------------------|
| Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成 | | |
| 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策 | | |
| ① リサイクル技術の開発とリサイクル産業の振興…………… | 87 | 循環型社会推進課 |
| ② 産業廃棄物の減量化、再資源化、適正処理の推進…………… | 88 | 廃棄物対策課、監視指導課、循環型社会推進課 |
| ③ 一般廃棄物の適正処理の推進…………… | 89 | 廃棄物対策課 |
| ④ 環境に配慮した住宅の普及促進…………… | 90 | 住宅計画課 |
| ⑤ 水のネットワークの構築推進…………… | 91 | 水資源対策課水道整備室 |
| ⑥ 循環型農業の確立推進…………… | 92 | 畜産課 |
| ⑦ 地球温暖化対策の推進…………… | 93 | 環境保全課 |
| ⑧ 自然エネルギーの活用促進…………… | 94 | 総合政策課エネルギー政策室 |
| ⑨ バイオマスエネルギーの活用促進…………… | 95 | 林業振興課 |
| ⑩ 鳥獣保護・鳥獣害対策の推進…………… | 96 | 自然環境課、園芸振興課 |
| ⑪ 外来生物に対する取組の推進…………… | 98 | 自然環境課 |
| ⑫ 下水道整備の推進…………… | 99 | 下水道課 |
| ⑬ 浄化槽整備の推進…………… | 100 | 廃棄物対策課 |
| ⑭ 閉鎖性水域に係る水質保全対策の推進…………… | 101 | 環境保全課 |
| ⑮ 土壌汚染対策の推進…………… | 102 | 環境保全課 |
| 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策 | | |
| ① 美しいまちづくりの推進…………… | 103 | 都市計画課 |
| ② 道路空間の整備推進…………… | 104 | 道路維持課 |
| ③ 街路整備事業の推進…………… | 105 | 公園街路課 |
| ④ 自然公園地域及び自然環境保全地域の指定の推進…………… | 106 | 自然環境課 |
| ⑤ 特別緑地保全地区・風致地区の指定の推進…………… | 108 | 公園街路課 |
| ⑥ 自然公園の整備推進…………… | 109 | 自然環境課 |
| ⑦ 都市公園整備事業の推進…………… | 110 | 公園街路課 |
| ⑧ 森林空間の整備推進…………… | 111 | 林業振興課 |
| ⑨ 河川空間の整備推進…………… | 112 | 河川課 |
| ⑩ 港湾・海岸空間の整備推進…………… | 113 | 港湾課 |
| ⑪ 地区計画の推進…………… | 114 | 都市計画課 |
| ⑫ 建築協定の推進…………… | 115 | 建築指導課、都市計画課 |
| ⑬ 緑地協定の推進…………… | 116 | 公園街路課 |
| ⑭ 生産緑地制度の活用推進…………… | 117 | 公園街路課 |
| ⑮ 住環境整備事業の推進…………… | 118 | 住宅計画課 |
| ⑯ 環境に配慮したクリーク整備の推進…………… | 119 | 農村整備課 |
| ⑰ 環境に配慮したため池整備の推進…………… | 120 | 農村整備課 |
| ⑱ 文化財を活かした景観形成…………… | 121 | 文化財保護課 |
| ⑲ 環境影響評価の推進…………… | 122 | 自然環境課 |

| 措置（大項目・小項目）・具体的な施策 | ページ | 所 管 課（室） |
|-----------------------------------|-----|-----------------|
| IV 土地の有効利用の促進 | | |
| 1 都市部の整備に関する施策 | | |
| ① 都市計画法による開発許可制度の適正な運用…………… | 123 | 都市計画課 |
| ② 大規模集客施設の立地誘導…………… | 124 | 都市計画課 |
| ③ 土地区画整理事業の促進…………… | 125 | 都市計画課 |
| ④ 市街地再開発事業の促進…………… | 126 | 都市計画課 |
| ⑤ 商店街活性化の取組支援…………… | 127 | 中小企業振興課 |
| ⑥ 街なか居住の促進…………… | 128 | 住宅計画課 |
| ⑦ 良質な住宅ストックの形成…………… | 129 | 住宅計画課 |
| ⑧ 既存住宅の流通促進…………… | 130 | 住宅計画課 |
| ⑨ 郊外住宅団地の再生…………… | 131 | 住宅計画課 |
| 2 農山漁村部の整備に関する施策 | | |
| ① 農業振興地域制度の適正な運用…………… | 132 | 農山漁村振興課 |
| ② ほ場整備事業の推進…………… | 133 | 農村整備課 |
| ③ 農業経営基盤強化促進事業の推進…………… | 134 | 水田農業振興課、農山漁村振興課 |
| ④ 農業水利施設の整備推進…………… | 135 | 農村整備課 |
| ⑤ 農道整備事業の推進…………… | 136 | 農村整備課 |
| ⑥ 農作業の集約化・法人化の促進…………… | 137 | 水田農業振興課 |
| ⑦ 耕作放棄地の有効利用の推進…………… | 138 | 農山漁村振興課、畜産課 |
| ⑧ 中山間地域の活性化の推進（過疎地域対策の推進）…………… | 139 | 広域地域振興課 |
| ⑨ 農村集落環境整備事業の推進…………… | 140 | 農村整備課 |
| ⑩ 農地・水・環境保全向上事業の推進…………… | 141 | 農山漁村振興課 |
| ⑪ 中山間地域等直接支払事業の推進…………… | 142 | 農山漁村振興課 |
| ⑫ 林道整備事業の推進…………… | 143 | 林業振興課 |
| ⑬ 漁村集落環境整備事業の推進…………… | 144 | 水産振興課 |
| ⑭ 水産基盤整備事業の推進…………… | 145 | 水産振興課 |
| 3 産業用地の整備に関する施策 | | |
| ① 工業団地の造成・有効利用の推進…………… | 146 | 企業立地課 |
| ② 工場適地等の指定及び農村地域工業等導入地区設定の推進…………… | 147 | 企業立地課、都市計画課 |
| ③ 工場立地法の適正な運用…………… | 148 | 企業立地課 |

| 措置（大項目・小項目）・具体的な施策 | ページ | 所 管 課（室） |
|---|-----|----------|
| V 総合的な取り組み | | |
| 1 土地関連法令の適切な運用 | | |
| ① 総合的な土地利用調整機能の強化推進…………… | 149 | 総合政策課 |
| ② 地価動向の的確な把握…………… | 150 | 総合政策課 |
| 2 土地利用計画等の整備・充実 | | |
| ① 市町村国土利用計画の整備・充実の推進…………… | 151 | 総合政策課 |
| ② 土地利用基本計画の管理運営…………… | 152 | 総合政策課 |
| 3 土地利用転換の適正化 | | |
| ① 遊休土地制度の適正な運用…………… | 153 | 総合政策課 |
| ② 農地法による転用許可制度の適正な運用…………… | 154 | 農山漁村振興課 |
| ③ 森林法による開発許可制度の適正な運用…………… | 155 | 森林保全課 |
| ④ 福岡県環境保全に関する条例による 開発届・許可制度の適正な運用…………… | 156 | 自然環境課 |
| 4 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発 | | |
| ① 土地情報の整備の推進…………… | 157 | 総合政策課 |
| ② 国土調査の推進…………… | 158 | 農山漁村振興課 |

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 1 アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 九州国立博物館による文化交流の推進
- 【所管課】 県民文化スポーツ課
(九州国立博物館室)

国土利用計画に掲げる施策

- 九州国立博物館をアジアとの文化交流拠点として発展させるため、文化財の収集・展示・調査研究などを行うとともに、関係団体との連携を図る。

現況

「日本文化の形成をアジア史的観点からとらえる」というコンセプトを持つ九州国立博物館は、アジア諸国との文化交流を推進する拠点としての役割を果たすため、海外の博物館等との共同研究、研究者の派遣・受け入れ、研究成果や情報の交換等の事業に取り組んでおり、現在の協定状況は下記のとおり。

| | | |
|--------|----|-------------|
| 平成18年度 | 韓国 | 国立扶餘（プヨ）博物館 |
| | 韓国 | 国立公州博物館 |
| 平成19年度 | 中国 | 南京博物院 |
| 平成20年度 | 韓国 | 国立韓国伝統文化学校 |
| 平成22年度 | 中国 | 内蒙古博物院 |

課題

九州国立博物館は平成22年10月で開館5周年を迎え、翌23年度から独立行政法人は新たな中期経営計画をスタートさせている。

このような九州国立博物館の次のステージに際し、アジアとの文化交流拠点として、交流のさらなる深化、拡大が求められている。

対処方針

現在、韓国、中国及びベトナムの国立博物館等と文化交流協定を締結し、共同研究や文化財の貸借、研究者等の交流に取り組んでいるが、今後はタイなど東南アジア各国の博物館との交流協定締結を見据えた各種事業に取り組み、交流圏域のさらなる拡大を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 1 アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策
- 【具体的な施策】 ② 九州北部学術研究都市整備構想（アジアス九州）の推進
- 【所管課】 新産業・技術振興課
（新産業プロジェクト室）

国土利用計画に掲げる施策

- 学術研究機能、都市機能及び産業機能の高度化と拠点性の向上を図り、各種プロジェクトごとの相互ネットワーク化を進める九州北部学術研究都市整備構想（アジアス九州）を推進する。

現況

本構想は、九州北部が有する学術・文化・科学技術等の蓄積を生かしながら、福岡・佐賀両県にまたがる7拠点地域を結ぶネットワーク型の学術研究ゾーンを整備し、九州・アジアをリードする創造的な学術研究拠点の形成を図ろうとするものである。

このため、福岡・佐賀両県の産学官が一体となった推進組織「九州北部学術研究都市整備構想推進会議」を平成4年9月に設立し、構想の早期実現を目指し、研究開発拠点施設の整備促進や、国等の研究プロジェクトの誘致活動等を展開してきたところである。

現在、北九州学術研究都市、むなかたリサーチパーク、e-ZUKAトライバレーセンター（15年4月開設）、九州大学学術研究都市構想（17年10月新キャンパス開校）、アイランドシティ、九州国立博物館（17年度開館）、久留米ビジネスプラザ（15年9月開設）、福岡バイオインキュベーションセンター（16年4月開設）、佐賀県立九州シンクロトン光研究センター（18年2月開設）、福岡システムLSI総合開発センター（16年11月開設）、福岡バイオファクトリー（19年4月開設）など拠点地域における基盤整備は着実に進展している。

なお、推進組織については、平成19年4月から各拠点の行政担当課で構成する「九州北部学術研究都市整備構想推進協議会」に改組している。

課題

- 産学官連携強化
構想の推進にあたっては、福岡県が先導的・主導的役割を果たしているが、構想の推進には更なる産学官の連携が不可欠であるため、今後さらに働きかけを強化し、産学官一体となった取り組みを強化する必要がある。
- 構想の具体化を推進する機能の強化
九州北部学術研究都市整備構想の具体化を推進し、学術研究ゾーンの整備を図るためには、学術研究プロジェクトの推進と拠点地域の基盤整備の支援が不可欠である。

対処方針

- 九州北部学術研究都市整備構想推進協議会が中心となって、各界、各層への普及、PR活動を継続して実施するとともに、(財)福岡県産業・科学技術振興財団を中心に産学官連携による学術研究プロジェクトの推進等を図っていく。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 1 アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 九州大学学術研究都市構想の促進
- 【所管課】 総合政策課
(政策推進班)

国土利用計画に掲げる施策

- 学術研究機能、都市機能及び産業機能の高度化と拠点性の向上を図り、各種プロジェクトごとの相互ネットワーク化を進める九州北部学術研究都市整備構想（アジアス九州）を推進する。

現況

- 1 九州大学学術研究都市構想の意義
国が実現を目指す「科学技術創造大国」福岡・佐賀両県がアジアとの連携を強く指向した「九州北部学術研究都市（アジアス九州）構想」、そして九州大学の先導的の大学改革と伊都新キャンパスへの統合移転といった一連の動きを総合的・立体的にとらえ、21世紀の「知の時代」にふさわしい「知の拠点」「知的クラスター」づくりを目指すもの。
- 2 九州大学学術研究都市構想の進捗状況
 - 平成9年9月 伊都土地地区画整理事業（約130.4ha）につき事業計画決定（～平成25年度）
 - 平成17年10月 九州大学伊都キャンパス開校（工学系の一部移転）
 - 平成19年11月 産総研水素材料先端科学研究センター実験棟開所（九州大学伊都キャンパス内）
 - 平成20年4月 福岡市産学連携交流センター開所（元岡土地地区画整理事業地区内）
 - 平成21年3月 九州大学南口泊研究団地（約1.7ha、糸島市）完成
 - 平成21年4月 九州大学の全学教育が伊都キャンパスに移転
 - 平成21年8月 元岡土地地区画整理事業（約16.2ha）につき事業計画認可（～平成24年度）
 - 平成22年4月 水素エネルギー製品研究試験センター開所（糸島リサーチパーク内）
 - 平成23年3月 三次元半導体研究センター・社会システム実証センター開所（糸島リサーチパーク内）
 - 平成23年9月 糸島リサーチパーク 1期区域造成完了（約16.4ha）
 - 平成31年度 九州大学の伊都キャンパス（約275ha）への統合移転完了予定

課題

学術研究都市全体を支えるインフラ整備においては、糸島半島域が持つ豊かな自然等の地域特性を最大限に活かしながら、企業・研究機関の誘致や住宅開発などを行い、環境調和型の学術研究都市づくりを推進していく必要がある。

対処方針

移転計画の円滑な推進及び周辺のまちづくりの推進は、福岡都市圏はもとより佐賀県をも含む広域的な地域の将来に関わってくる事柄であることから、庁内連携をはじめ関係機関との連携を密にし、取り組んでいく。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
 【小項目】 1 アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策
 【具体的な施策】 ④ 国際的な環境人材の育成
 【所管課】 環境政策課
 (国際環境協力班)

国土利用計画に掲げる施策

- 県内に集積する高い環境技術を有する企業や研究機関、研修機関を活用して、アジアにおいて環境対策に従事する人材を受け入れるなど国際的な環境人材の育成を図るとともに、環境技術の情報発信や技術協力による国際貢献を進める。

現況

アジア諸国・地域から今後の環境施策を担う中核行政官を招へいし、公害克服の経験を経て蓄積した環境技術、ノウハウといった環境リソースを活用した人材育成研修を実施することにより、アジア諸国における循環型社会構築に向けた環境課題解決に貢献すると共に、事業展開の礎となるネットワークを構築し、環境ビジネスチャンスの創出につなげる。

本事業は平成18年度から実施しており、平成22年度までは「アジア循環社会創造コース」として、廃棄物・リサイクルを中心に、大気汚染・水質汚濁等の環境問題全般への対応に関する研修を実施してきたところである。

研修開始から5年を経過し、より県内環境関連企業の技術移転や市場拡大を目指した環境分野におけるネットワークの構築及び環境ビジネスチャンスの創出という目的を達成するため、「廃棄物・3R管理コース」及び「水環境対策コース」の2コースを実施する。

これまでに84名が参加。

| 国名・地域 | | 招へい人数 | | | | | | 計 |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|-----|
| | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | |
| 中国 | 江蘇省 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 4人 | 5人 | 25人 |
| | 山東省 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 12人 |
| | 遼寧省 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 6人 |
| | 小計 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 8人 | 43人 |
| タイ | バンコク都 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 12人 |
| | 中央政府 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 12人 |
| ベトナム | ハノイ市 | 2人 | — | 2人 | 3人 | 2人 | 4人 | 13人 |
| インド | デリー州 | 1人 | — | 1人 | 1人 | — | — | 3人 |
| マレーシア | 中央政府 | 1人 | | | | | | 1人 |
| 小計 | | 8人 | 4人 | 7人 | 8人 | 6人 | 8人 | 41人 |
| 総計 | | 15人 | 11人 | 14人 | 15人 | 13人 | 16人 | 84人 |

課題

- ・ 帰国後の研修員へのフォローアップ体制
- ・ 帰国後の研修員とのネットワークの強化

対処方針

- ・ 環境ビジネスチャンスの創出につながるネットワークの構築を推進するため、他の国際環境協力事業で各地域を訪問する機会や国際環境人材研修センターのウェブサイト等を活用し、帰国後の研修員へ福岡県の環境技術などの情報を積極的に提供し、交流を促進する。
- ・ 福岡県内の環境への取組・環境改善技術を紹介する「福岡県の環境技術」パンフレット、DVDを活用する。

関連事業・財政援助措置等

- ・ 平成21年度に山東省から参加した研修員より、福岡県で環境産業セミナーを開催したいという要請を受け、九州では初めて、中国を対象にした単独の環境産業商談会「中国山東省環境産業福岡セミナー」を平成22年4月に開催。
- ・ 平成21年度にタイ中央政府天然資源環境省から参加した研修員より、福岡方式廃棄物処分場への処分場改修モデル事業を実施したい旨要望があったため、本県が協力し、JICA草の根技術協力事業に採択。

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 1 アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ アジアを中心とした地域との交流推進
- 【所管課】 交流第一課、交流第二課
(政策班他)

国土利用計画に掲げる施策

- 留学生の支援を進めるとともに、アジアを中心とした地域と学術・スポーツなど目的に応じた交流を推進する。

現況

- ・県内には、東京、大阪に次いで全国第3位となる約9,000人の留学生在が学んでいる。
- ・産学官が一体となって、「福岡県留学生サポートセンター」を設置して、優秀な留学生の誘致から生活支援、就職支援に至るまで、留学生を総合的に支援している。
- ・本県は、1981年に米国・ハワイ州、1992年に中国・江蘇省、2006年にタイ・バンコク都、2007年にインド・デリー州、2008年にベトナム・ハノイ市と姉妹友好提携を締結するとともに、1992年から日韓海峡沿岸交流知事会議（九州北部三県・山口県と韓国南岸一市三道（釜山広域市・慶尚南道、全羅南道、済州道））を開催しており、これらの地域と様々な分野で交流を行っている。

課題

- ・留学生は、卒業後も、本県で高い能力を発揮できる人材であり、帰国後も福岡をよく知る各国のリーダーとして世界を舞台に活躍できる人材であることから、より一層の活用を図ることが必要である。
- ・わが国で最もアジアに近い広域都市圏である本県は、成長著しいアジアの活力を取り込み、アジアと共に発展するため、友好提携先などアジアの諸地域との連携を強化する必要がある。

対処方針

- ・将来の高度人材である留学生の本県への誘致を進めるとともに、卒業後も県内企業等で活躍できるよう、就職支援を強化する。また、アジアの各地で帰国留学生会の設立を促進するなど、かつて福岡で学んだ元留学生とのネットワークの構築を図る。
- ・本県の友好提携先をはじめ、めざましい発展を続けているアジア、世界の諸地域と、経済、文化、環境、青少年など幅広い分野で多様な交流・協力関係を構築する。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 1 アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ アジアを中心とした地域との交流推進
- 【所管課】 交流第一課、交流第二課
(中韓班)

国土利用計画に掲げる施策

- アジア・ユース・カルチャー・センターを通じて、アジアを中心とした地域との若者文化交流を拡充する。

現況

- ・ポップミュージック、まんが・アニメ、ゲーム、ファッション、食文化などの若者文化は、東アジアにおいて、次世代を担う若者の豊かな感性や価値観を育み、共通の文化として急速に発展している。
- ・本県では若者文化の持つ力にいち早く着目し、平成17年度から多言語ウェブサイト「アジアンビート」を開設し、福岡や日本をはじめアジアの若者文化情報の発信など、アジア若者文化の交流に取り組んでいる。
- ・日、韓、中（簡体字、繁体字）、英、タイの6言語で発信し、現在までに170以上の国・地域からアクセスされるサイトへと成長している。

| | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|-----------------|------|------|------|------|------|
| 年間アクセス数 (PV) | 55万 | 60万 | 125万 | 208万 | 675万 |

課題

- ・多言語ウェブサイト「アジアンビート」の海外発信力を強化し、アジアを代表する若者文化情報の発信サイトを目指していくことで、アジア地域の相互理解を進める。

対処方針

- ・アジア各地域の雑誌やイベントなど、メディアとの連携によるクロスメディア策を展開し、「アジアンビート」のアクセス向上に取り組むとともに、福岡・日本とアジア各地域の若者文化情報を双方向で発信することにより、福岡県への関心や好感度を高め交流を促進する。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
 【小項目】 2 先端成長産業の拠点形成に向けた施策
 【具体的な施策】 ① 北部九州自動車150万台生産拠点構想の推進
 【所管課】 企業立地課
 (自動車産業振興室)

国土利用計画に掲げる施策

○ 生産台数150万台、地元調達率70%、アジアの最先端拠点、次世代のクルマ開発拠点といった北部九州自動車150万台先進生産拠点推進構想を推進する。

現況

福岡県は、開発から生産までを一貫して担える自動車の先進拠点を目指して、「自動車生産150万台」、「地元調達率70%」、「自動車先端人材集積拠点」、「自動車先端技術開発・社会実証拠点」の4つの目標からなる「北部九州自動車150万台先進生産拠点推進構想」を、産学官が一体となって推進している。

北部九州には、自動車メーカーの完成車工場や、エンジン工場、ハイブリッド部品工場のほか、1次部品メーカーをはじめとする自動車関連企業が集積している。

加えて、デジタル技術を駆使した車両開発や生産ラインの設計、組込みソフトウェアの開発等を行う世界最先端の企業が立地し、自動車メーカーの設計開発拠点の設置も計画されている。

| 自動車メーカー | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 生産能力 | 備考 |
|----------|-------|-------|------|------|-------|-------|---|
| 日産自動車九州 | 35万台 | 40万台 | 36万台 | 31万台 | 41万台 | 53万台 | 日産の国内最大拠点 |
| 日産車体九州 | — | — | — | 5千台 | 7万台 | 12万台 | 新工場稼働(2009年12月) |
| トヨタ自動車九州 | 41万台 | 44万台 | 29万台 | 34万台 | 27万台 | 43万台 | 小倉工場(ハイブリッド部品、2008年8月稼働) 車両開発拠点(2010年代半ば開設予定) |
| ダイハツ九州 | 25万台 | 29万台 | 31万台 | 34万台 | 34万台 | 46万台 | 久留米工場(エンジン、2008年8月稼働) 開発センター(仮称) (2010年代開設予定) |
| 計 | 101万台 | 113万台 | 96万台 | 99万台 | 109万台 | 154万台 | |

課題

北部九州は、2009年12月の日産車体九州の新工場稼働により、生産能力150万台を超える世界有数の拠点となった。今後、拠点性を高めていくためには、単なる生産拠点ではなく、設計・開発機能のさらなる集積を図り、頭脳拠点化を推進していくことが必要。

対処方針

頭脳拠点の形成のため、自動車産業を担う高度な技術を持った人材の育成などの取組みを強化する。
 (自動車先端人材の総合的育成)

「自動車先端人材育成センター」を設置、開発から生産までの各分野を担う先端人材を総合的に育成。

- ・ 中小企業中核技術者等の育成
自動車製造基盤技術である金型・めっき・ゴム・プラスチック技術の中核技術者やCAE技術者、3次元設計技術者、ユニット部品設計開発人材の育成を実施
- ・ 高度人材の育成
自動車産業の集積に伴い、県内の大学も専門コースを開設
- ・ 工業高校の人材育成
ものづくりの基本技能や最新設備の基礎原理を習得させる実践教育を全県12校で実施

(次世代自動車開発・実証の推進)

- ・ 高齢者にやさしい自動車開発の推進
高齢者が自立し、いきいきと生活できる活力ある地域社会の構築に向けて、高齢者が颯爽と運転する安全な自動車の開発を推進

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 2 先端成長産業の拠点形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ② 先端システムLSI開発拠点の構築
- 【所管課】 新産業・技術振興課
(新産業プロジェクト室)

国土利用計画に掲げる施策

- 半導体開発に関する大学などの頭脳資源や半導体関連産業の集積等を最大限に活用し、アジア地域の核となる先端半導体開発拠点を構築する。

現況

福岡、北九州地域における大学等の頭脳資源や半導体関連企業の集積、及び自動車産業の集積等地域のポテンシャルを最大限に活用し、世界最大の半導体産業・消費地に成長したシリコンシーベルト地域（韓国、九州、上海、台湾、シンガポール等を結ぶ地域）の核となる、世界最先端の半導体開発拠点の構築を目指す、シリコンシーベルト福岡プロジェクトを推進している。

平成13年2月に産学官で設立した福岡先端システムLSI開発拠点推進会議を中核組織として、研究開発支援、人材育成、ベンチャー育成支援、交流・連携促進を行い、拠点化推進を図っているところである。

企業集積は、平成13年の21社から10倍を越える225社まで増加するなど、着実に拠点化が進展している。

課題

- 現在、文部科学省の知的クラスター（第Ⅱ期）※に採択され、毎年約16億円の委託を受け研究開発を行っているところであるが、知的クラスター（第Ⅱ期）が終了する平成24年度以降の地域の自立的な運営が課題となっている。
- 現在、設計開発拠点として「先端半導体設計センター」を運営し、拠点化を推進しているところであるが、世界最先端の半導体開発拠点を構築していくためには、設計の拠点のみでは不十分。

対処方針

- 半導体設計開発の拠点「先端半導体設計センター」に加え、実装試作の研究開発拠点となる「三次元半導体研究センター」及び実証実験支援拠点となる「社会システム実証センター」を建設（平成23年3月開設）。これにより、先端半導体の設計から実装・試作、実証・評価までを一貫して支援する拠点が完備され、世界をリードする開発拠点構築の促進を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 2 先端成長産業の拠点形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ バイオ産業の集積推進
- 【所管課】 新産業・技術振興課
(新産業プロジェクト室)

国土利用計画に掲げる施策

- 県南久留米を中心にバイオベンチャー企業・研究機関などが集積した「バイオクラスターの形成」を目指す。

現況

醸造・発酵食品産業集積のある県南の中核都市、久留米市を中心に、バイオ技術を核とした新産業の創出や関連企業・研究機関の一大集積（バイオクラスター）を図るバイオバレープロジェクトを推進している。

平成13年9月に設立した産学官連携の福岡県バイオ産業拠点推進会議を中核組織として、研究開発支援、専門人材によるビジネスサポートや、全国初のバイオ専用施設である「福岡バイオインキュベーションセンター」及び「福岡バイオファクトリー」を中心に企業誘致やバイオベンチャー企業の創出を図っている。

こうした取り組みにより、現在、久留米市を中心に101社のバイオベンチャーが設立され、計146社のバイオ関連企業が集積するなどバイオ産業の拠点化は着実に進展している。

課題

- バイオ専門人材の育成

今後、地域がクラスターとして発展していくためには専門人材の育成が必要不可欠であるため、人材育成体制の構築に取り組む必要がある。

- 国際競争力の強化

アジアの玄関口福岡の特徴を活かし、韓国、中国等のアジアとの連携を強化するとともに、先進地域である北米や欧州のバイオクラスターとの交流連携強化を通して、国際競争力を強化していく必要がある。

対処方針

- 福岡県バイオ産業拠点推進会議を中心に、研究開発支援を継続して実施するとともに、人材育成や国際展開の強化を図っていく。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 2 先端成長産業の拠点形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ④ 新たなロボット産業の創出推進
- 【所管課】 新産業・技術振興課
(新産業プロジェクト室)

国土利用計画に掲げる施策

- ロボット産業の振興により地域経済の活性化を図るため、産学官連携による「ロボット産業振興会議」を中核として、ロボット製品化のための研究開発支援、次世代ロボットの普及促進などを進め、新たなロ

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 2 先端成長産業の拠点形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ ナノテクを利用した産業振興の推進
- 【所管課】 新産業・技術振興課
(技術振興係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 産業の共通基盤であるナノテクを利用した産業振興を図るため、産学官で構成する「福岡ナノテク推進会議」を中核として、材料開発、加工技術の高度化、計測支援などの分野で交流連携、研究開発を推進する。

現況

本構想は、産業の共通基盤であるナノテクを利用した産業振興を図るため、産学官で構成する「福岡ナノテク推進会議」を中核として、材料開発、加工技術の高度化、計測支援などの分野で交流連携、研究開発を促進するものである。ナノテク推進会議は平成23年8月時点で会員数419機関に到達し、ナノテク関連では国内でも最大級の産学官連携組織へと成長した。

ナノテク産業促進の取り組みの一環として、「ナノテク実用化展開事業」による資金助成を行っている。本事業において平成15年度より累計76件の研究開発事業を助成し、11件の実用化事例を創出している。

また、ナノテク製品・技術の展示会である福岡ナノテクNOWを主催し、情報発信、交流連携の促進を図った。23年度は西日本総合展示場において35社・機関が出展し、約15,000人が来場した。

また、文部科学省都市エリア産学官連携促進事業にふくおか筑紫エリアの「ナノ構造制御材料を活用した自動車分野における高機能部品開発拠点の形成について」（平成21年度～23年度）が採択され、ナノテクを利用した研究開発を行っている。

さらに、H23年度には、九州大学が有する世界最先端の有機EL材料技術をいち早く実用化するため、「有機光エレクトロニクス産学連携実用化基盤センター（仮称）」の建設に着手（H24年度竣工予定）した。竣工後は、同センターの円滑な整備・運営を行い、設計から製品化までを一貫して支援し、将来、有機光エレクトロニクス関連産業の研究開発・試作・評価における一大集積拠点を構築する。

ナノテクノロジーは、これまでの取り組みにより製品化が進むなど一定の成果がでており、H25年度以降ナノテクの振興は、工業技術センター等による一般支援に移行させ、推進会議は廃止する。

課題

有機光エレクトロニクスは、有機EL照明、ディスプレイなどの応用が期待される次世代産業分野であり、市場規模も2015年から2020年にかけて5兆円を突破する見込みであり、早急な実用化・製品化が必要となっている。

対処方針

最新の有機光エレクトロニクス材料を開発する「九州大学最先端有機光エレクトロニクス研究センター」（OPERA）と一体となり、新材料の開発から製品化まで一貫して支援可能な「有機光エレクトロニクス開発プラットフォーム」を構築し、製品化の加速と地元企業の参入を促進する。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 2 先端成長産業の拠点形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑥ 水素エネルギー拠点の形成推進
- 【所管課】 新産業・技術振興課
(水素班)

国土利用計画に掲げる施策

- 「福岡水素エネルギー戦略会議」を中核に、研究開発、社会実証、人材育成をはじめ水素エネルギーの開発・普及事業を総合的に展開し、水素エネルギーの拠点を形成する。

現況

化石燃料の大量消費による地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻化しており、また、化石燃料の枯渇や地政学的なリスクなどエネルギーの安全保障が重要な課題となる中で、究極のクリーンエネルギーである水素エネルギーが注目されている。

このような中、水素エネルギー分野における我が国最大の産学官連携組織「福岡水素エネルギー戦略会議」（2004年8月設立、会長 岩城 正和 新日本製鐵株式会社 代表取締役副社長）を中核とし、「研究開発」「社会実証」「水素人材育成」「世界最先端の水素情報拠点の構築」「水素エネルギー新産業の育成・集積」を5本柱に、水素エネルギーの開発・普及を総合的に推進する「福岡水素戦略」を展開している。

これまで、家庭用燃料電池150台を集中設置する世界初の「福岡水素タウン」や製鉄所で発生する副生水素を活用した「北九州水素タウン」、福岡市と北九州市の2箇所に水素ステーションを整備し、燃料電池自動車等の実証走行を可能にする「水素ハイウェイ」など、最先端の取り組みで水素エネルギー社会の実現に向け大きな成果をあげている。

課題

- 地球規模での「環境問題」や「エネルギー問題」の解決に寄与する水素エネルギーの実用化は喫緊の課題。
- 水素エネルギー関連事業は多岐にわたり大きな成長が期待される中、世界的な地域間競争も激化。

対処方針

「水素タウン」、「水素ハイウェイ」など水素エネルギー社会を具現化する取り組みに加え、水素エネルギー新産業への中小・ベンチャー企業の参入促進を図るため、「水素エネルギー製品研究試験センター」（2010年4月開所）による製品開発支援などを通じて、水素エネルギー新産業の育成・集積に力を入れていく。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 2 先端成長産業の拠点形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑦ コンテンツ産業の拠点化推進
- 【所管課】 商工政策課
(ルビー・コンテンツ班)

国土利用計画に掲げる施策

- 「福岡コンテンツ産業振興会議」を中核に、人材の育成・確保やビジネス機会の拡大などを図ることにより、コンテンツ関連企業の更なる集積を進め、コンテンツ産業の拠点化を目指す。

現況

【推進組織】

福岡コンテンツ産業振興会議

設立：平成18年3月28日

会長：杉山 知之 デジタルハリウッド大学・大学院学長

会員数：324企業・団体（平成23年3月末）

事務局：福岡県商工政策課

【取り組み状況】

＜人材の育成・確保＞

- ・「デジタルコンテンツ応用セミナー」の開催

3回の講座を開催、延べ172名が受講

- ・「アジアデジタルアート大賞展」の開催

10の国と地域から830点の応募。エンターテインメント部門（産業化促進部門）には、ゲーム・アニメ・プロモーション映像、Web等100点の応募

- ・「コンテンツ関連産業就職フェア」の開催

参加企業数23社、県内の大学生、専門学校生等648名が来場

- ・「北九州デジタルクリエイターコンテスト」の開催

応募総数178点

＜ビジネス機会の拡大＞

- ・「福岡アジアコンテンツマーケット」の開催

50企業・団体が出展、来場者数4,549名

- ・「D2KITビジネスセミナー」の開催

6回のセミナーを開催、延べ1,045名が受講

＜交流・連携の促進＞

- ・コンテンツ関連団体の支援、会員に対する情報提供

- ・福岡県Ruby・コンテンツ産業振興センターの活用

課題

- ・ビジネス機会の更なる拡大
- ・地元における優秀な人材の育成・確保の強化
- ・福岡の拠点性の発信の強化

対処方針

- ・福岡コンテンツマーケットに、首都圏等のクライアント企業をはじめ県内外から多くの来場を促し、商談成約向上を図る。
- ・企業が求める優秀な技術者を育成するため、デジタルコンテンツ応用セミナーを実施。
- ・地元で育成した優秀な学生や中途転職希望者を確保するため、コンテンツ関連産業就職フェアを実施。
- ・推進会議のホームページの多言語化（日本語、英語、中国語、韓国語）対応とし、世界に向けて、コンテンツ産業拠点“福岡”を発信。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 2 先端成長産業の拠点形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑧ 構造改革特区制度の活用
- 【所管課】 総合政策課
(政策推進班)

国土利用計画に掲げる施策

○ 地域の特性やニーズに応じた多種多様な取組を活発化させる構造改革特区制度を活用し、地域経済の活性化を図る。

現況

構造改革特別区域（以下、「特区」）は、現行の国の様々な規制に対して、特定の地域にだけ特例措置を認める制度である。これにより、成功事例を全国的な規制改革に波及させ、国全体の経済を活性化させる効果及び地域の特性・ニーズに応じた多種多様な取り組みにより地域経済が活性化する効果を期待している。

特区の流れは、規制の改革を求める提案と特区の設置を求める認定申請からなり、提案は内閣官房地域活性化統合事務局、認定申請は内閣府地域活性化推進室がそれぞれ受け付け、規制所管省庁との調整を行っている。

これまで、19回の提案募集及び25回の認定申請受付が行われ、現在全国に約334の特区が存在している。（平成23年3月末現在）

本県経済活性化のためには、民間活力を最大限に引き出し、産業集積や新産業創出を進める構造改革特区に積極的に取り組むことが必要であり、関係市町村とともに特区構想の推進に取り組んできたところである。

その結果、21件の特区認定を受け、事業展開が図られてきた。規制の特例措置の全国展開により、現在の特区数は9件となっている。

《参考：県内の特区計画認定一覧》

（第1次申請・15年4月認定）

- ・福岡アジアビジネス特区（県・福岡市）
- ・飯塚アジアIT特区（県・飯塚市）
- ・久留米アジアバイオ特区（県・久留米市）

（第7次申請・17年3月認定）

- ・久留米市カブトムシ特区（久留米市）

（第13次申請・19年3月認定）

- ・久留米市地域密着共生型福祉特区（久留米市）

（第18次申請・20年11月認定）

- ・粕屋町「みんなでつくろう、かすや給食特区」（粕屋町）
- ・川崎町「川崎町地産・地習・e環境教育特区」（川崎町）

（第19次申請・21年3月認定）

- ・大牟田市あんしんささえ愛地域密着型まちづくり特区（大牟田市）

（第24次申請・21年11月認定）

- ・自動車輸送効率化特区（県）

課題

制度開始から現在に至るまで131件の特例措置が全国展開されており、新たな特例措置の提案が求められている。

対処方針

特例措置の提案制度の周知を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 3 交通・情報通信体系の整備に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 道路整備事業の推進
- 【所管課】 道路維持課、道路建設課
(管理係) (企画調査係)

国土利用計画に掲げる施策

- 高速交通ネットワークを形成する高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を促進する。
- 県内各地域間を結ぶ広域幹線道路網の整備や中山間地域振興をはじめとした地域に必要な生活道路の整備を進める。
- 地域の産業や人的交流の活発化に貢献する地域活性化インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を推進するとともに、関連するアクセス道路などの整備を推進する。

現況

道路現況総括表

平成21年4月1日

| 区分 | 路線数 (本) | 実延長 (Km) | 整備率 | | 改良率(5.5m以上) | | 舗装率(除簡易舗装) | | | |
|-------------|------------|-------------|----------|---------|-------------|-------|------------|-------|-------|------|
| | | | (%) | 全国平均 | (%) | 全国平均 | (%) | 全国平均 | | |
| 高速自動車国道 | 西日本高速道路(株) | 4 | 173.1 | - | - | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 国道 | 指定区間 | 国土交通省 | 14 | 515.3 | 33.2 | 57.8 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 98.7 |
| | 指定区間外 | 福岡県 | 13 | 498.8 | 66.3 | 66.1 | 91.2 | 85.5 | 81.0 | 85.8 |
| | | 北九州市 | 6 | 110.5 | 54.3 | | 90.6 | | 98.7 | |
| | | 福岡市 | 3 | 34.1 | 17.0 | | 99.7 | | 99.8 | |
| 計 | | 26 | 1,158.7 | 49.0 | 62.6 | 95.3 | 91.6 | 91.7 | 91.2 | |
| 県道 | 主要地方道 | 福岡県 | 88 | 1,377.8 | 61.2 | 61.4 | 81.9 | 77.0 | 60.6 | 72.3 |
| | | 北九州市 | 17 | 149.5 | 45.0 | | 71.9 | | 92.0 | |
| | | 福岡市 | 13 | 91.4 | 40.1 | | 94.2 | | 94.8 | |
| | | 計 | 101 | 1,618.7 | 58.5 | | 81.6 | | 65.5 | |
| | 一般県道 | 福岡県 | 301 | 1,616.1 | 60.8 | 53.9 | 67.5 | 60.6 | 40.1 | 53.5 |
| | | 北九州市 | 30 | 98.1 | 35.1 | | 49.4 | | 77.1 | |
| | | 福岡市 | 36 | 150.0 | 43.4 | | 79.7 | | 81.7 | |
| | 計 | | 348 | 1,864.2 | 58.1 | | 67.5 | | 45.4 | |
| | 小計 | 福岡県 | 389 | 2,993.9 | 61.0 | 57.3 | 74.1 | 67.9 | 49.5 | 61.9 |
| | | 北九州市 | 47 | 247.6 | 41.0 | | 63.0 | | 86.1 | |
| 福岡市 | | 49 | 241.4 | 42.2 | 85.2 | | 86.6 | | | |
| 計 | | 449 | 3,482.9 | 58.3 | | 74.1 | | 54.7 | | |
| 市町村道 | 北九州市 | 19760 | 3,764.7 | - | - | 59.8 | 56.4 | 28.7 | 18.3 | |
| | 福岡市 | 21836 | 3,553.0 | - | | 73.2 | | 22.6 | | |
| | 高速道路公社 | 10 | 101.3 | - | | 100.0 | | 100.0 | | |
| | その他の市町村 | 84898 | 24,947.6 | - | | 62.0 | | 5.1 | | |
| | 計 | 126504 | 32,366.6 | - | | 63.1 | | 10.0 | | |
| 総計 | 126983 | 37,181.3 | - | - | 65.3 | 59.5 | 17.2 | 26.8 | | |
| うち福岡県管理の道路計 | 404 | 3,513.3 | 62.0 | - | 76.7 | - | 54.3 | - | | |

- * 路線数は重複しているため、また、実延長は四捨五入のために、各項目の集計は合計と一致しないことがあります。
- * 国道指定区間の国土交通省には公団及び公社(福岡前原道路・二丈浜玉道路)の管理分を含みます。
- * 国道指定区間外の福岡県には公社の管理分(冷水道路)を含みます。
- * 福岡県管理の道路計には国道指定区間の公社の管理分(福岡前原道路・二丈浜玉道路)を含みます。
- * 市町村道の改良率は車道幅員5.5m未満を含む延長で算出しています。
- * 独立専用自歩道は除く。

課題

- 1 高速交通ネットワークを形成する高規格幹線道路の整備
- 2 都市間を連絡し、道路網の骨格を形成する幹線道路の整備
- 3 都市及び周辺の交通混雑を解消し、都市環境の改善を図る道路の整備
- 4 大規模災害時の避難や救助、及び復旧活動等に対応する道路網の整備
- 5 産炭地域振興など地域活性化の基盤となる道路網の整備
- 6 地方定住のための、生活基盤となる道路網の整備
- 7 ゆとりとうるおいのある道路の整備
- 8 余暇、レク・リゾートへの要求に対する道路の整備

対処方針

- 1 東九州自動車道の整備促進
- 2 西九州自動車道の整備促進
- 3 地域高規格道路の整備促進
- 4 都市高速道路の整備促進
- 5 国道、主要地方道等幹線道路の整備促進
- 6 都市への交通の分散を図るバイパス、環状道路の整備促進
- 7 生活に密着した県道及び市町村道の整備促進
- 8 国道及び県道の景観整備
- 9 大規模自転車道の整備促進

関連事業・財政援助措置等

主な道路事業（平成22年度現在）

- ・高規格幹線道路 東九州自動車道、西九州自動車道
- ・地域高規格道路 有明海沿岸道路、黒崎道路
- ・都市高速道路 福岡高速道路、北九州高速道路
- ・一般国道

| | |
|------|---|
| 3号 | 黒崎バイパス、岡垣バイパス 博多バイパス、鳥栖久留米道路、筑紫野バイパス |
| 10号 | 行橋バイパス、豊前拡幅 |
| 200号 | 片島交差点 |
| 201号 | 飯塚庄内田川バイパス、香春拡幅、仲哀改良、行橋インター関連 |
| 202号 | 福岡外環状道路、今宿道路 |
| 208号 | 高田大和バイパス、大川バイパス、大牟田高田道路 |
| 210号 | 浮羽バイパス |
| 211号 | 小石原改良 |
| 264号 | 豆津バイパス |
| 322号 | 香春大任バイパス、千手バイパス、 甘木大刀洗バイパス、八丁峠道路 |
| 385号 | 三橋大川バイパス、五ヶ山ダム付替道路、那珂川拡幅 |
| 386号 | 志波改良 |
| 442号 | 八女筑後バイパス、日向神改良 |
| 443号 | 三橋瀬高バイパス、山川バイパス |
| 495号 | 芦屋橋 |
| 496号 | 伊良原ダム付替道路 |
| 500号 | 第二西落合拡幅、小石原川ダム付替道路 |

- ・主要地方道 筑紫野古賀線、飯塚大野城線、犀川豊前線、室木下有木若宮線等のバイパス整備
南関大牟田北線、八女香春線等の現道拡幅による整備

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 3 交通・情報通信体系の整備に向けた施策
- 【具体的な施策】 ② 空港機能の充実
- 【所管課】 空港整備課、 空港計画課
 (空港整備係、空港振興係) (広報班、調査調整班)

国土利用計画 国土 掲 掲 掲 空 空 空 興 久

また、拡張余地の大きい空港島未利用地を活用し、航空機の整備、航空機産業の拠点を目指すとともに、国内外の旅客路線の誘致・拡充に取り組んでいる。

(施設の概要)

- ・ 空港面積 約160ha
- ・ 滑走路 2500m×60m (1本)
- ・ エプロン 7スポット (大型機：2、中型機：3、小型機：2)
- ・ 旅客ターミナルビル 17,029㎡
- ・ 貨物ターミナルビル 2,876㎡
- ・ 路線数 (平成23年3月末ダイヤ)
 - 〔旅客便〕 国内線 東京 (羽田) 線 17往復/日
 - 国際線 ソウル (仁川) 線 3往復/週 (水・金・日)
 - 〔貨物便〕 国際線 上海 (浦東) 線 3往復/週 (水・木・土)

課題

1 福岡空港

- ・ 福岡空港が将来にわたり西日本全体のみならずアジア地域の発展に重要な役割を果たしていくためには、空港機能が需要に対応して必要となる内外増便の確保、航空路線の新設が常に自由にできることが不可欠であり、早期に空港容量の拡大を図ることが必要である。
- ・ 空港利用者の利便性を更に高めるため、空港機能の高質化を図り、また空港周辺の環境対策にも努める必要がある。

2 北九州空港

- ・ 24時間機能を最大限に活用し、アジア全体を取り込んだ貨物拠点空港として成長していくため、国際的な貨物専用便誘致に不可欠な滑走路3,000mへの延伸が必要である。
- ・ 羽田路線の利用の多い時間帯の増便や国内外の新規路線誘致が必要である。
- ・ 拡張余地の大きい土地を活用し、航空機の整備、航空機産業の拠点として発展していくことが重要な目標である。

対処方針

1 福岡空港

- ・ 空港容量の早期拡大を図るため滑走路増設の早期着手、完成を図る。
- ・ このため、平成21年5月に、国と県及び福岡市で設置した「福岡空港構想・施設計画検討協議会」において、具体的な施設計画の作成などの検討を行った上で、構想・施設計画段階を終了し、国と協力して次の段階 (環境アセスメント等諸手続き、設計・工事) へ進めていく。
- ・ 平成23年度に滑走路増設の前提となる平行誘導路の二重化の調査を実施する。
- ・ 空港機能高質化のためのエプロン整備や空港周辺の環境対策について、国や関係機関に要望を行う。

2 北九州空港

- ・ 滑走路延伸の早期実現とエプロン拡張、スポット増設等の貨物エリア整備について関係機関への要望活動を行っていく。
- ・ 既存の定期旅客路線の維持・拡充、及び新規旅客路線の誘致のためエアポートセールスを実施するとともに、北九州空港の利用促進についてのPR事業を実施していく。

関連事業・財政援助措置等

1 福岡空港

- ・ 福岡国際航空貨物推進協議会等を通じてのPR活動やエアポートセールス、及び要望活動。
- ・ 独立行政法人空港周辺整備機構等による周辺環境整備。
- ・ 国や福岡市と協議・連携して実施する空港周辺整備計画調査による空港周辺の街づくり。

2 北九州空港

- ・ 北九州空港利用促進協議会を通じてのPR活動、路線誘致活動及び要望活動。
- ・ 北九州空港を利用する国内及び国際航空貨物に対する重量助成制度。

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 3 交通・情報通信体系の整備に向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 港湾機能の充実
- 【所管課】 港湾課
(港湾係)

国土利用計画に掲げる施策

○ アジアを中心とした諸地域との人的交流や物流の拡大に向け、空港や港湾の機能充実に図るとともに、関連するアクセス道路の整備を促進する。

現況

福岡県は、北を玄界灘、響灘、南西を有明海、東を周防灘で囲まれ、古くから物流の拠点として、港が発達している。

現在、国際拠点港湾2港、重要港湾2港、地方港湾5港があり、それぞれが地域の特色に応じた機能を發揮している。国際拠点港湾2港（北九州港・博多港）については、北九州・福岡の両政令市が管理を行い、重要港湾（苅田港・三池港）、地方港湾（大牟田港・若津港・芦屋港・宇島港・大島港）の7港については県が管理している。

課題

- 1 国際交流を支援するための東アジア等とのアクセスの強化
- 2 国内交流を支援するための地域間のアクセスの強化
- 3 成熟化社会に向けた高質な生活空間の実現
- 4 信頼性の高い空間の創出
- 5 生活を支える離島港湾の機能充実

対処方針

- 1 国際拠点港湾（北九州港・博多港）等の整備
 - (1) 北九州港響灘大水深港湾等の整備
 - (2) 博多港アイランドシティ等の整備
 - (3) 関門航路の整備
- 2 苅田港の整備
本航路（－13m）、新松山地区埠頭用地の整備
- 3 三池港の整備
臨港道路の整備等、本航路（－10m）
- 4 地方港湾の整備

関連事業・財政援助措置等

| 事業等の名称 | 事業等の内容 | 事業主体 |
|------------|--|-------------------------|
| 社会資本整備重点計画 | 社会資本整備重点計画に基づき、港湾施設の整備を行う。 (H20～24年度) | 国 福岡県市 北九州 福岡市 |

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
 【小項目】 3 交通・情報通信体系の整備に向けた施策
 【具体的な施策】 ④ 鉄道整備の促進
 【所管課】 企画交通課
 (企画係、新幹線対策係)

国土利用計画に掲げる施策

- 九州の大動脈として地域間交流圏を著しく拡大させ、沿線地域の産業、経済の活性化に大きく寄与し、九州の一体的浮揚・発展を図るため九州新幹線の整備を促進する。

現況

1 鉄道・軌道・新駅設置

県内の鉄道網（軌道含む）は、24路線、総延長809.2kmであり、県内外各地域を結ぶ広域ネットワークを形成し基幹的公共機関となっている。

各鉄道事業者においては、鉄道利用者の利便性の向上を図るため、運行本数の増加、新駅の設置、施設改良、新型車両の導入等が進められている。

【県内鉄道軌道路線指標】

| 事業者 | 路線名 | 営業区間 | 営業キロ | 電化率 | 複線化率 | 備考 |
|------------|----------|-----------|--------|------|------|-------------------------------|
| 西日本旅客鉄道(株) | 山陽新幹線※ | 新大阪～博多 | 67.2 | 100 | 100 | 小倉～博多 |
| | 博多南線 | 博多～博多南 | 8.5 | 100 | 100 | |
| 九州旅客鉄道(株) | 九州新幹線※ | 博多～鹿児島中央 | 69.3 | 100 | 100 | 博多～新大牟田 (一部佐賀県内の区 間を含む) |
| | 山陽本線※ | 門司～下関 | 6.3 | 100 | 100 | 門司～下関 |
| | 鹿児島本線※ | 門司港～鹿児島 | 131.5 | 100 | 100 | 門司港～大牟田(原田～ 久留米間 16km除く) |
| | 日豊本線※ | 小倉～鹿児島 | 50.0 | 100 | 100 | 小倉～吉富 |
| | 筑肥線※ | 伊万里～姪浜 | 30.2 | 100 | 39.7 | 姪浜～鹿家 地下鉄1号と直通運転 |
| | 篠栗線 | 吉塚～桂川 | 25.1 | 100 | 0 | |
| | 筑豊本線 | 若松～原田 | 66.1 | 60 | 59.6 | |
| | 久大本線※ | 久留米～大分 | 33.0 | 0 | 0 | 久留米～筑後大石 |
| | 日田彦山線※ | 城野～夜明 | 61.3 | 0 | 0 | 城野～宝珠山 |
| | 香椎線 | 西戸崎～宇美 | 25.4 | 0 | 0 | |
| | 後藤寺線 | 新飯塚～田川後藤寺 | 13.3 | 0 | 0 | |
| | 西日本鉄道(株) | 天神大牟田線 | 福岡～大牟田 | 95.1 | 100 | 61.7 |
| 貝塚線 | | 貝塚～新宮 | 11.0 | 100 | 0 | |
| 筑豊電気鉄道(株) | 筑豊電鉄 | 黒崎駅前～筑豊直方 | 16.0 | 100 | 100 | |
| 甘木鉄道(株) | 甘木線 | 基山～甘木 | 12.1 | 0 | 0 | |
| 平成筑豊鉄道(株) | 伊田線 | 直方～田川伊田 | 16.1 | 0 | 100 | |
| | 糸田線 | 金田～田川後藤寺 | 6.8 | 0 | 0 | |
| | 田川線 | 行橋～田川伊田 | 26.3 | 0 | 0 | |
| 福岡市(交通局) | 1号線 | 姪浜～福岡空港 | 13.1 | 100 | 100 | JR筑肥線と直通運転 |
| | 2号線 | 中洲川端～貝塚 | 4.7 | 100 | 100 | |
| | 3号線 | 橋本～天神南 | 12.0 | 100 | 100 | |
| 北九州高速鉄道(株) | モノレール線 | 小倉～企救丘 | 8.8 | 100 | 100 | |

注1) 営業キロ数は、県内区間距離（西鉄太宰府線・甘木線は天神大牟田線に統合）

注2) ※の付く路線名の営業キロ数については、県内駅間距離（備考欄 駅間）

新駅設置（平成9年度以降）

| 駅名 | 所在 | 路線 | 開業 | 事業者 |
|----------|------|------------|-------------|-----------|
| 田川市立病院 | 田川市 | 平成筑豊鉄道 伊田線 | H11. 3. 13 | 平成筑豊鉄道(株) |
| 南直方御殿口 | 直方市 | 〃 伊田線 | H13. 3. 3 | 〃 |
| 上伊田 | 田川市 | 〃 田川線 | 〃 | 〃 |
| スペースワールド | 北九州市 | 鹿児島本線 | H11. 7. 2 | 九州旅客鉄道(株) |
| 陣原 | 〃 | 〃 | H12. 11. 21 | 〃 |
| 久留米大字前 | 久留米市 | 久大本線 | H12. 3. 11 | 〃 |
| 今隈 | 小郡市 | 甘木鉄道 甘木線 | H14. 12. 1 | 甘木鉄道(株) |
| 赤 | 赤村 | 平成筑豊鉄道 田川線 | H15. 3. 15 | 平成筑豊鉄道(株) |

| | | | | |
|---------|------|--------|------------|------------|
| 本城 | 北九州市 | 筑豊本線 | H15. 3. 15 | 九州旅客鉄道 (株) |
| 千早 | 福岡市 | 鹿児島本線 | H15. 7. 7 | 〃 |
| 九大学研都市 | 〃 | 筑肥線 | H17. 9. 23 | 〃 |
| 歓遊舎ひこさん | 添田町 | 日田彦山線 | H20. 3. 15 | 〃 |
| ししぶ | 古賀市 | 鹿児島本線 | H21. 3. 14 | 〃 |
| 久留米高校前 | 久留米市 | 久大本線 | H21. 3. 14 | 〃 |
| 新宮中央 | 新宮町 | 鹿児島本線 | H22. 3. 13 | 〃 |
| 紫 | 筑紫野市 | 天神大牟田線 | H22. 3. 27 | 西日本鉄道 (株) |

2 九州新幹線

(1) 鹿児島ルート

新八代～鹿児島中央間は平成16年3月に部分開業し、観光・ビジネスをはじめ通勤・通学などの日常の新幹線利用が定着し、好調な利用状況が続いている。「博多～新八代間」は、平成23年3月に開業し、鹿児島ルートは全線開業となった。

(2) 西九州ルート（長崎ルート）

西九州ルートは、武雄温泉～長崎間の認可申請が行われていたが、そのうち武雄温泉～諫早間の工事実施計画が、平成20年3月26日付けで事業認可され、工事の一部が発注されるなど建設に着手されている。

| 区 間 | 距離 | 着 工 | 開 業 | 備 考 |
|---------------------------|-------|------------|------------|------------------------------|
| 鹿児島ルート(博多～鹿児島中央間) | 257km | | | |
| 新八代～鹿児島中央間 | 127km | H 3. 9. 7 | H16. 3. 13 | |
| 船小屋～新八代間 | 83km | H10. 3. 21 | H23. 3. 12 | 山陽新幹線との直通運転開始 |
| 博多～船小屋間 | 47km | H13. 6. 2 | | |
| 西九州ルート（長崎ルート） (博多～長崎間) | 148km | | | 博多～新鳥栖間、鹿児島ルート 共用 |
| 武雄温泉～諫早間 | 45km | H20. 3. 26 | — | 認可(H20. 3)から概ね10年程度で完成 予定 |

課題

- 1 居住地域と都市部及び主要都市間を結ぶ鉄道の電化・複線化等輸送力を増強し、利便性の向上を図っていく必要がある。
- 2 交通手段相互の特性を生かしながら、有機的な連携を図りつつ、効果的な地域交通ネットワークの形成を進める必要がある。
- 3 今後も「地域鉄道」という視点から、沿線地域の望ましい交通体系を確保していく必要がある。
- 4 財源問題等の課題も多いが、九州地域の一体的な浮揚、発展のため、高速交通体系の整備を図っていく。

対処方針

- 1 昭和62年6月25日官民一体となった交通体系整備の推進組織「福岡県地域交通体系整備促進協議会」が設置され、行政・議会・民間の連携により、鉄道交通等陸上交通を中心に地域に密着した交通ニーズの実現を目指していくこととしている。
- 2 昭和63年6月3日九州・沖縄各県の知事及び議長で構成する「九州地域鉄道整備促進協議会」が設置され、本協議会を中心に九州・沖縄地域における鉄道網の整備と地域に密着した鉄道の実現を図ることとしている。
- 3 九州新幹線については、関係県で構成する「九州新幹線建設促進期成会」（鹿児島ルート）及び「九州新幹線（福岡～佐賀～長崎）建設促進期成会」（西九州ルート）並びに県内の関係団体で構成している「九州新幹線福岡県建設促進期成会」で九州新幹線の利便性向上や建設促進を図ることとしている。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 3 交通・情報通信体系の整備に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ 情報通信基盤の整備・活用
- 【所管課】 情報政策課
(地域情報化企画班)

国土利用計画に掲げる施策

- 情報インフラを活用し多様な雇用機会を創出するとともに、特産品の販売促進などを可能とするため、中山間地域や離島のブロードバンド環境の整備を図る。
- 高度な情報通信基盤の活用を促進する。

現況

1 「ふくおかギガビットハイウェイ」

IT革命の急速な進展に対応し、また、IT先進県の実現を目指して高速・大容量の光ファイバ幹線である「ふくおかギガビットハイウェイ」を構築した。

- ・概要
 - 2.4Gbpsの高速大容量光ファイバによる県内幹線
 - アクセスポイントを県内9都市へ設置
(北九州、福岡、大牟田、久留米、直方、飯塚、田川、行橋、宗像)
 - インターネットにも接続。
 - 高い信頼性を備える技術を用いたネットワーク
 - 幹線の利用は無料とし広く民間へ開放
 - 平成13年11月供用開始（行橋・宗像は14年11月から）
- ・終了
 - 県内の通信環境の急速な向上により、目的は達成された状況にあることから、平成23年3月末をもって運用を終了した。

2 情報通信格差是正事業

地域間の情報格差の是正に資するとともに、地域住民の生活に密着した情報通信の基盤整備を推進するため、市町村等が行う事業を支援している。

- ・携帯電話等エリア整備事業
携帯電話等の無線通信サービスの利用可能地域の拡大のための施設の整備
- | | | | | |
|--------|------|---------|------|----------|
| (実施状況) | 13年度 | 添田町 | 19年度 | うきは市、宮若市 |
| | 16年度 | うきは市 | 21年度 | うきは市、川崎町 |
| | 17年度 | みやこ町 | | |
| | 18年度 | 広川町、朝倉市 | | |

課題

情報通信インフラの整備は、民間主導による整備が原則だが、民間だけでは地域間に情報格差が生じるため、その是正が必要。

対処方針

情報通信格差是正事業の活用により、地域間の情報格差の是正を図る。

関連事業・財政援助措置等

ふくおかギガビットハイウェイ
情報通信格差是正事業

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 広域的な地域振興の推進
- 【所管課】 広域地域振興課
(地域振興第1班(北九州グループ))

国土利用計画に掲げる施策

○ 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を発掘し、広くネットワークを形成することによって地域全体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興を図る。

現況

北九州地域のうち、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の1市4町による遠賀・中間地域は、響灘に面する海岸線と、県央を流れる遠賀川の下流域という恵まれた自然の中に位置し、水産物や農産物、歴史ある史跡等を有する豊かな地域である。また、古代から水上交通の要衝であり、明治末期から昭和初期にかけては、遠賀川を中心に筑豊炭田からの石炭輸送も行われた。遠賀・中間地域は、遠賀川からさまざまな恩恵を受けながら、多くの地域資源を共有し、育んできた市町の結びつきが強い地域である。このため、一定の行政事務については広域事務組合を設立し、また、商工会、医師会、JA等の団体も連携して事業活動を行ってきた。しかし、最近の社会経済情勢のなか、当地域では人口減少、商店街の衰退、農家の後継者不足等の問題が生じている。

〈遠賀・中間広域連携プロジェクト推進会議事業〉

- 平成21年度
 - ① 地域資源や地域が持つ潜在能力に関する調査及びそれらを活用した広域振興方策の研究について北九州市立大学に委託
 - ② 地域資源活用振興方策について検討するため、県及び1市4町並びに農協、漁協、商工会議所及び商工会によるワークショップ部会を開催
 - ③ 北九州市立大学の調査研究及びワークショップ部会の成果をもとに4つの実行プロジェクト（「交流促進」「物産振興」「魅力発信」「資源循環」を構築
- 平成22年度
 - 4つのプロジェクトのうち「交流促進」「物産振興」「魅力発信」の3つのプロジェクトを先行実施
- 平成23年度
 - 「交流促進」「物産振興」「魅力発信」の3つのプロジェクトに加え、「資源循環」プロジェクトを実施
(実施プロジェクト)
 - ① 交流促進プロジェクト・・・遠賀川花のみち創出事業、ウォータースポーツ等推奨事業、遠賀川上流との交流事業
 - ② 物産振興プロジェクト・・・地もの食材消費推進事業、新おんが・なかまブランドづくり事業
 - ③ 魅力発信プロジェクト・・・シンボルイベント開催事業
 - ④ 資源循環プロジェクト・・・生ゴミの資源化と地域内循環による住民参加型地域づくり推進事業

課題

現在、当地域は、北九州都市圏広域行政推進協議会に所属し、北九州市と連携事業を行ってきているが、こうした問題及び歴史経緯を踏まえた場合、北九州市に依存するばかりでなく、地域の1市4町が連携し、地域が自立した立場で地域振興を進めていくとともに、地勢の強みを活かし、海岸線や遠賀川を軸として、福岡都市圏や嘉飯・直鞍地域とも、将来的には連携していく必要がある。

対処方針

県は、遠賀・中間地域の1市4町と連携して、平成21年4月に「遠賀・中間広域連携プロジェクト推進会議」を設立、農協、漁協、商工会、青年会議所、NPO、ボランティア団体などの地域関係団体とも協働して、地域のシンボルともいえる遠賀川や響灘などの地域資源を活用した広域連携プロジェクトを実施し、住民の生活の質の向上と地域の活性化を目指すとともに、住み良いまちの評価を高め、地域外からの交流人口及び定住人口の拡大を図ることとしている。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 広域的な地域振興の推進
- 【所管課】 広域地域振興課
(地域振興第2班)

国土利用計画に掲げる施策

○ 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を発掘し、広くネットワークを形成することによって地域全体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興を図る。

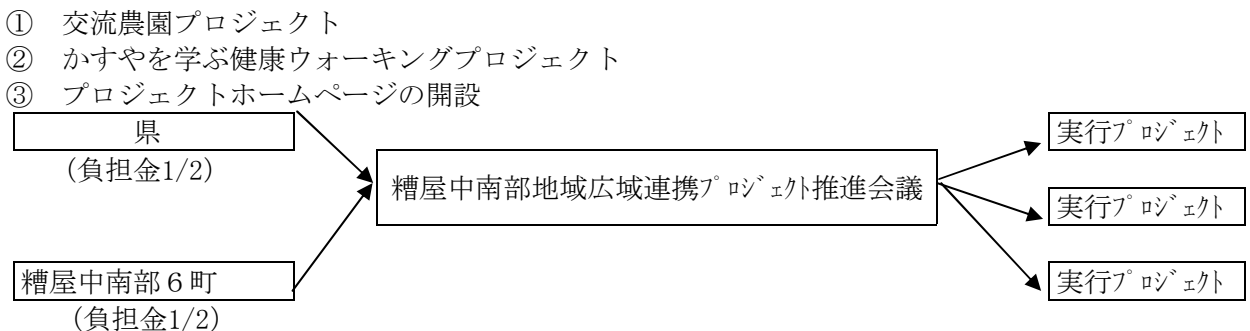
現況

福岡地域のうち、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町及び粕屋町の6町による糟屋郡中南部地域は、東部の三郡山地を背景に広がる福岡平野に位置し、明治の初めより糟屋炭田として発展し、現在は、福岡市への交通至便性の良さから住宅の立地、人口の集中が進んでいる地域である。地域内を縦貫する九州自動車道の福岡IC周辺には、流通施設等の集積が進み、粕屋町への通勤流入が多くなっており、通院、社交・娯楽の移動もほぼ糟屋郡中南部で行われている。

なお、糟屋郡は古代からの郡名であるが、糟屋郡北部と中南部は、立花山、遠見岳、犬鳴山などの山群で区切られており、交通の要衝として発展した経緯をもつ北部と糟屋炭田として発展した中南部では、都市の性格の相違がみられる。

<糟屋中南部地域広域連携プロジェクト推進会議事業>

- 平成21年度
 - ① 「緑(農を含む)」「健康」「交流」をキーワードとする地域資源や地域が持つ潜在能力に関する調査及びそれらを活用した広域振興方策の研究について九州大学に委託
 - ② 耕作放棄地対策のための農業体験農園を中心とする交流農園について検討するため、県及び6町並びに農協による連携を構築
- 平成22年度
平成21年度に策定したプロジェクトのうち3つを実施。
(実施プロジェクト)



課題

現在、当地域は、福岡都市圏広域行政推進協議会に所属し、福岡市との連携事業を行ない、福岡市の有する高次都市機能を利用することが可能であるが、地域独自の個性と魅力を対外的に発信できていない。福岡市への通勤依存の高い地域であるものの、快適な居住環境、若い世代の流入と定住による地域のにぎわいの維持、子育て支援、長く生き生きと住める環境づくりのため、生涯学習活動やコミュニティ活動等の拡充、高齢者の健康、生きがいづくりが求められている。また、残された自然、森林環境を保全し、バランスのとれた環境づくりや、地域の景観形成による地域イメージの確立が求められる。

対処方針

県は、福岡地域のうち、特にこうした状況にある糟屋中南部地域について、地域の6町と連携して、平成21年4月に「糟屋中南部地域広域連携プロジェクト推進会議」を設立し、JAなどの地域関係団体とも協働して、「かすやの緑を活かした健康・交流プロジェクト」をテーマに4本の事業を実施し、住民の生活の質の向上と地域の活性化を目指すとともに、住み良いまちの評価を高め、地域外からの交流人口及び定住人口の増加を図ることとしている。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 広域的な地域振興の推進
- 【所管課】 広域地域振興課
(地域振興第3班)

国土利用計画に掲げる施策

○ 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を発掘し、広くネットワークを形成することによって地域全体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興を図る。

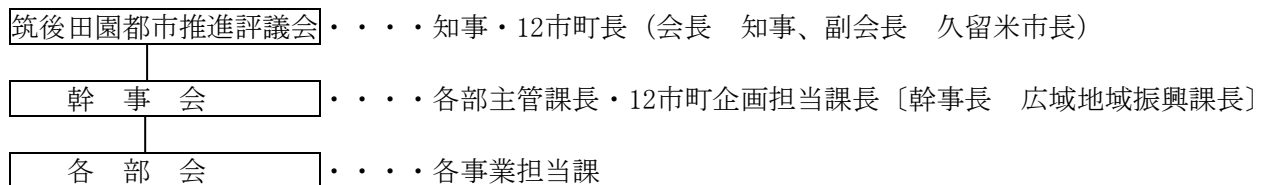
現況

筑後地域は、筑後川や矢部川などの河川や有明海あるいは耳納連山などの豊かな自然や柳川市の川下り、八女市・うきは市の伝統的建造物群など豊富な観光資源に恵まれ、大川のインテリアや八女の伝統工芸などの特色ある地場産業が発達している。さらに近年は、RDF発電を中心とする大牟田地域における環境・新エネルギー、リサイクル産業や久留米を中心としたバイオテクノロジー産業など地域の特性を活かした21世紀型の産業づくりが進められている。

これら筑後地域の特性を活かしながら、人口の集中により都市機能が集積した都市ではなく、ゆとりのある面的な広がりを持った都市機能のネットワーク化を図ることにより、自然に囲まれた田園都市空間の形成を目指す、21世紀型の新たな都市づくり「筑後ネットワーク田園都市圏構想」を進めている。

○構想の目標像 「個性を繋ぎ”豊かさ”と”ゆとり”から活力を創造するネットワーク都市圏」

○構想の推進主体 筑後田園都市推進評議会（平成16年5月18日設立）



○リーディングプロジェクトの実施

筑後ネットワーク田園都市圏構想の具現化に向けて、筑後田園都市推進評議会において、リーディング・プロジェクトの実施計画を決定の上、平成17年度から市町村と協働して実施している。

■筑後広域景観のルールづくり

川や海、田園、山々など筑後特有の美しい景観を守り育てていくために、市町村界を超える広域の景観を、筑後全体の地域資源として位置づけ、一体的に保全・整備。

■ちくご定住促進プロジェクト

九州新幹線の全線開通による通勤通学の時間短縮やアクセス向上を活かし、定住人口の拡大につながるまちづくりを展開する。

■ITを活用した筑後ネットワーク田園都市圏構想の推進

筑後田園ポータルサイトを開設し、筑後地域に関する情報を総合的に発信する。地域SNS「わいわいちくご」はポータルサイトの一部として運用を行う。

■筑後の観光魅力発信プロジェクトの推進

平成23年春の九州新幹線全線開通を好機ととらえ、筑後地域の豊富な観光資源を活用し、広域的な観光戦略を策定することにより観光の振興を図り、筑後地域の活性化を目指す。

■ちくごSOHO村づくりプロジェクトの推進

筑後の豊かな自然環境と地理的特性を活かし、質の高い生活を送ることができるSOHOの普及を目指し、定住化へとつなげる。

■ちくご子どもキャンパスの実施

21世紀を担う子どもたちが、楽しみながら個性を伸ばせるようなプログラムを、地域の資源を活用しながら提供することで、筑後地域全体を総合的な学習の場とする。

■スローフードによる地域づくり

筑後地域の豊かな海・川・山・里の食材と「食文化」をテーマとするイベントを開催。「食」に関する様々な体験を通じて地域の魅力を再認識し、都市圏との交流機会を創出するとともに、筑後地域を効果的にアピール。

課題

構想本来の目的である筑後地域における医療、福祉、教育、文化、産業、経済などの機能分担を平成22年度に明らかにしたため、今後はネットワークの将来ビジョンを明らかにし、交通基盤をはじめとする社会資本の整備の考え方を明確にする必要がある。

実施中プロジェクトのうちイベント（ちくご 子どもキャンパス、筑後スローフードフェスタ）に関しては、平成23年度から補助金を廃止。主体をNPO等民間団体及び市町村に移行している。今後は、一体的な情報発信を行い、より効果的な筑後地域のPRができるようにする。

対処方針

社会資本整備の考え方について

- ①エリア内の都市機能を明確化→平成22年度に実施
 - ②それらをつなぐインフラの整備状況を把握し、筑後ネットワーク田園都市圏構想との整合性を判断
 - ③不足する部分について都市論的な見地（筑後ネットワーク田園都市圏構想）から社会資本整備の優先度合いについて担当部と協議
- ①～③の仕組みづくりを検討。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 広域的な地域振興の推進（嘉飯地域）
- 【所管課】 広域地域振興課
（地域振興第4班）

国土利用計画に掲げる施策

○ 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を発掘し、広くネットワークを形成することによって地域全体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興を図る。

現況

○ 嘉飯地域（飯塚市、嘉麻市、桂川町の3市町）は、遠賀川の上流域に位置し、古代から流域の肥沃な土地を活かした田園・穀倉地帯として栄え、遺跡や古墳も多く存在し、水陸交通の要衝、流通、地方文化の拠点として、江戸期は長崎街道や秋月街道の宿場町としても栄えていた。

近代では、炭鉱により地方経済の拠点として大きく発展し、現在では、近代化産業遺産を活かした観光振興など新たな脚光を浴びている。

当地域では、H18年3月の合併により2市8町が2市1町に再編されたが、生活圏、経済圏については、飯塚市を中心として圏域のまとまりが強い地域である。しかし、近年の社会経済情勢のなか、過疎化や少子高齢化などに加え、石炭産業の衰退によるイメージの低下から脱却できていない。

<嘉飯都市圏活性化推進事業>

○H20年度事業

- ・地域資源活用方策の調査・研究について、NPO法人住学協同機構筑豊地域づくりセンターに委託
- ・活性化推進組織である「嘉飯都市圏活性化推進会議」を立上げ、地域資源活用方策について検討

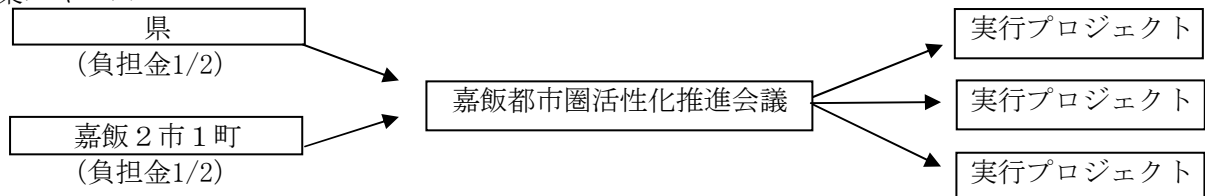
○H21年度事業

- ・「構想」の策定・「先行プロジェクトの実施計画」の策定

○H22年度事業～

- ・先行プロジェクトの実施
 - ①おいしいもの発掘プロジェクト
お菓子文化に代表される食文化発信事業、特産加工品開発支援事業など
 - ②遠賀川活用プロジェクト
遠賀川花のさと創出、景観写真コンテスト事業など

* 事業スキーム



課題

○ 地域の現況を踏まえ、広域地域振興を図るためには、地域が相互に補完連携するネットワーク型の社会づくりを推進していくとともに、地域資源を活用することで、この地域の個性や特性を地域内外に発信し、イメージを向上させる必要がある。

対処方針

○ 県は、広域地域振興を推進するため、3市町と連携し、H20年12月に「嘉飯都市圏活性化推進会議」を設立し、まちづくりの学識経験者、地域づくりのNPO法人、観光協会、JAなどの関係団体と協働して、地域資源を活用したプロジェクトを実施し、住民の生活の質の向上と地域の活性化を目指すとともに、地域外からの交流人口及び定住人口の増加を図ることとしている。

施策展開の方向としては、飯塚市を中心として、近年、旧伊藤伝右衛門邸や嘉穂劇場などの近代化産業遺産が脚光を浴び、幅広い年代の女性を中心に観光の大きな流れができていることから、地域資源を活用することでこの大きな流れを嘉飯地域に波及させていくこととする。

そのため、地域の特性である「お菓子」に代表される食文化やシンボルである「遠賀川」を活用し、地域内外に当地域の新たなイメージを強く売り込むことで、交流人口の増加を目指す。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 広域的な地域振興の推進（直方・鞍手地域）
- 【所管課】 広域地域振興課
（地域振興第4班）

国土利用計画に掲げる施策

- 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を発掘し、広くネットワークを形成することによって地域全体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興を図る。

現況

直方・鞍手地域（直方市、宮若市、小竹町、鞍手町）は、遠賀川の中流域に位置し、産業観光（先端産業・伝統産業）や近代化産業遺産をはじめとする地域資源や、自然と田園の織りなす美しい風景が存在しており、福岡都市圏・北九州都市圏との近接性を有している。

また、当地域は直方市を中心として生活圈や経済圏としてのまとまりが強い地域である。しかし、近年の社会経済情勢のなか、過疎化や少子高齢化に加え、石炭産業の衰退によるイメージの低下から脱却できていない。

○H21年度

- ・県と4市町は、地域の課題についての共通認識づくりや広域的な地域振興プロジェクトの可能性について、事務レベルで勉強会を開催して検討に着手

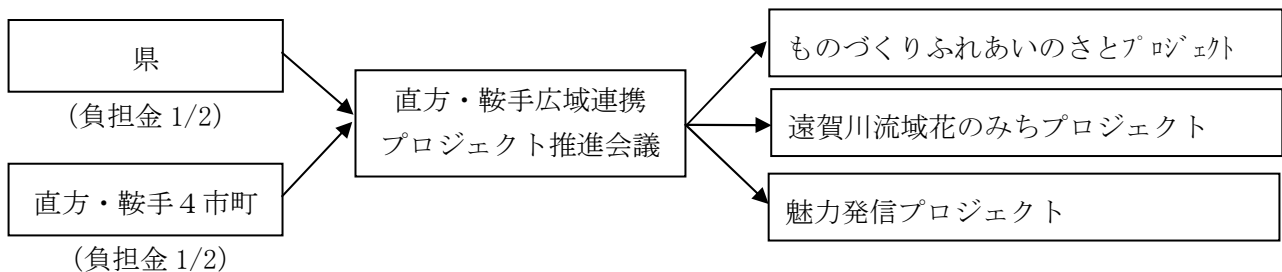
○H22年度

- ・「直方・鞍手広域連携プロジェクト推進会議」を平成22年4月に設立し、プロジェクト実施計画を策定

○H23年度～

- ・「ものづくりふれあいのさとプロジェクト」、「遠賀川流域花のみちプロジェクト」、「魅力発信プロジェクト」の3プロジェクトの実施開始

*事業スキーム



課題

県は、広域的な地域振興を推進するため、直方・鞍手地域の4市町と連携して、「直方・鞍手広域連携プロジェクト推進会議」を設立し、関係団体と協働して、地域のシンボルである遠賀川や近代化遺産など地域資源を活用した広域連携プロジェクトを実施し、住民の生活の質の向上と地域の活性化を目指すとともに、地域イメージを向上し、交流人口の拡大を図る。

対処方針

地域一体となり、4市町の特長を活かした広域の地域振興を図るプロジェクトを実施することにより、圏域住民の生活の質の向上と地域の活性化を目指すとともに、地域外からの交流人口及び定住人口の増加を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 広域的な地域振興の推進（田川地域）
- 【所管課】 広域地域振興課
（地域振興第4班）

国土利用計画に掲げる施策

- 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を発掘し、広くネットワークを形成することによって地域全体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興を図る。

現況

- 田川地域（田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町の8市町村）は、遠賀川の支流彦山川流域に位置し、産業観光や近代化産業遺産をはじめとする地域資源や、自然と田園の織りなす美しい風景が存在しており、北九州都市圏との近接性を有している。

田川地域の振興については、H18～19年度に市町村やNPO、大学などをはじめとするまちづくり団体と一体となった広域的な地域振興の取組として「田川地域観光戦略」が策定され、民間を主体とする「田川地域観光推進会議」（H19年12月設立）により、田川市郡の連携強化をはじめ、観光資源の掘り起しや広域的ネットワーク化、観光ボランティア育成、効果的な情報発信など交流人口の拡大等観光による地域の活性化に向けた事業が展開されている。

H23年4月に、田川地域8市町村と連携して「田川広域連携プロジェクト推進会議」を設立し、広域的な地域振興プロジェクトの検討を進めている。

- 田川地域観光戦略（H18～19年度）＊（財）県産炭地域振興センター補助事業
 - ・ 田川地域観光戦略策定協議会
田川地域の活性化を図ることを目的として、地域の固有資源である歴史・文化・自然等を活用した観光戦略を検討し、緊急・短期的戦略としての基本方針と3つの観光戦略の柱を策定
（3つの観光戦略の柱）
 - ・ 地域資源調査（地域資源調査・現地調査を行い、地域資源マップを作成）
 - ・ 情報発信活動（ガイドブック作成、田川観光HP開発、モニターバスツアー・観光PRイベント実施）
 - ・ 観光戦略推進体制の構築 田川地域観光推進会議（H19.12設置）
- 広域連携プロジェクトの推進
 - H22年度
 - ・ 県と8市町は、地域の課題についての共通認識づくりや広域的な地域振興プロジェクトの可能性について

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 広域的な地域振興の推進（京築地域）
- 【所管課】 広域地域振興課
（地域振興第5班（京築グループ））

国土利用計画に掲げる施策

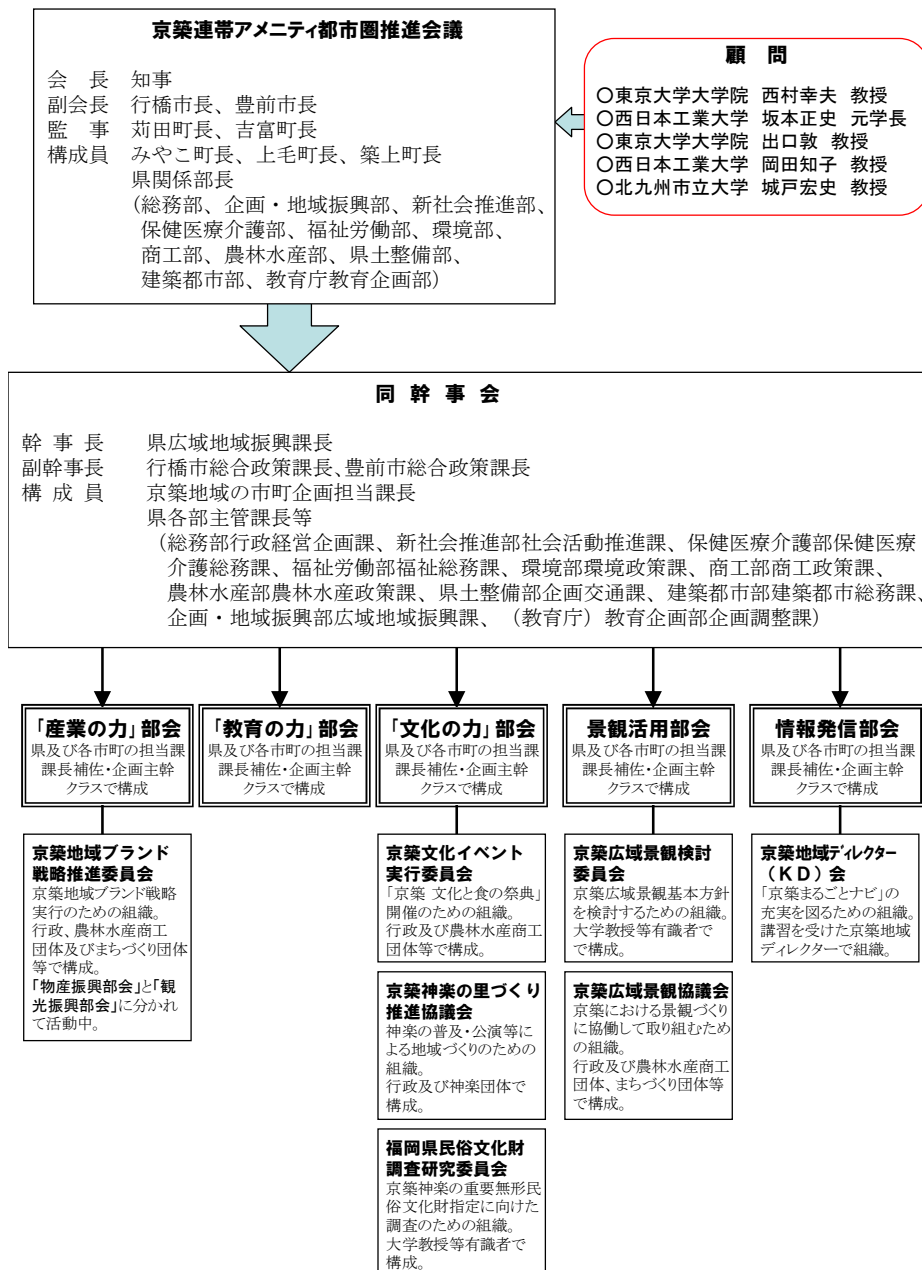
○ 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を発掘し、広くネットワークを形成することによって地域全体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興を図る。

現況

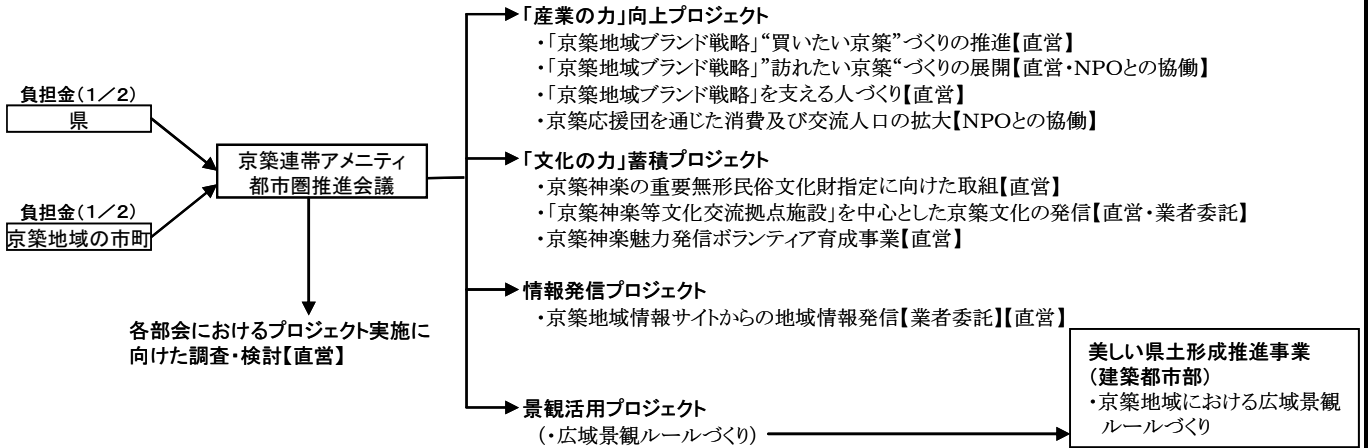
県と京築地域の市町は、京築地域が持つ地域資源を活かし、自動車を中心とした産業の集積を原動力として新たな時代にふさわしい都市圏づくりを進めるため、平成19年2月、「京築連帯アメニティ都市圏構想」を策定、同年6月に「京築連帯アメニティ都市圏推進会議」を設立した。

推進会議の組織は、知事と京築地域の市町長、県の各部長で構成する推進会議、その下に、県と市町の関係課長で構成する幹事会、戦略的プロジェクトごとに県と市町村の関係課課長補佐等で構成する部会から成る。

京築連帯アメニティ都市圏推進会議組織図



【平成22年度事業スキーム】



課題

京築地域は、古くからの歴史や文化、豊かな自然、資源に恵まれているとともに、北九州空港の開港、東九州自動車道等のインフラ整備が進められ、自動車産業をはじめとする産業集積が進むなど大きな変革期を迎えている。特に、24時間空港である北九州空港の利点を活かし、一次産品の首都圏への進出の可能性が広がっている。

その一方で、少子高齢化、地域間競争の激化や地方分権の進展に伴い、広域連携による地域の自立と個性の発揮、行政と多様な主体との協働・連携などに取り組む必要がある。

対処方針

京築地域内の市町が「連帯」して、一体的な都市圏としての共通目標の下に、個々の地域資源を活かし、共通資産を形成していく戦略的プロジェクトの推進を通じ、潜在的な「産業の力」「文化の力」「教育の力」を伸ばし圏域内に蓄積していくことで、大都市圏では成しえないゆとりある居住、レクリエーション、交流、人材育成及び活発な生産活動を促す「アメニティ」を兼備した個性的な都市圏としての発展を目指す。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ② 特色ある地場産業の育成の推進
- 【所管課】 中小企業振興課
(地場産業振興係)

国土利用計画に掲げる施策

- 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を発掘し、広くネットワークを形成することによって地域全体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興を図る。

現況

地域産業の重要な担い手の一つであり、雇用機会の確保、所得水準の向上を通じて活力ある地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている地場産業の育成を推進する。

事業実施状況

(千円)

| 地場産業振興対策 事業関係地域 | 補助事業内容 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大川地域 | 販路拡大事業 | 14,260 | 10,282 | 10,216 | 7,828 | 6,047 |
| | 新事業促進事業 | — | — | — | — | 4,915 |
| 久留米地域 | 販路拡大事業 | 5,248 | 5,233 | 5,146 | 3,930 | 1,158 |
| | 新商品開発事業 | 1,600 | 1,600 | 1,566 | 1,511 | 1,511 |
| (合計) | | 21,108 | 17,115 | 16,928 | 13,269 | 13,631 |

課題

- ・ 施策を活用するには産地に人材が必要であり、高齢化の進んだ産地では地場産業振興のための対策事業に取り組むことが難しい。
- ・ 毎年の事業が画一的になりがちで、補助事業の休止後など、独自の継続実施につながりにくい。

対処方針

- ・ 施策のPRを行い、他の地場産品及び特産品などの関係する事業の活用と組み合わせなどにより、事業の推進を図る。
- ・ 企画力に富む事業内容を組み立て、販路の拡大など、効果的な事業実施に努める。

関連事業・財政援助措置等

- ・ 地場産業振興事業
- ・ 伝統工芸振興事業

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 都市と農山漁村との交流促進
- 【所管課】 農山漁村振興課
(中山間地域振興係)

国土利用計画に掲げる施策

- 農林業の体験や自然とのふれあいの場の提供など、恵まれた自然環境や地域資源を活用し、都市との交流・連携を促進する。

現況

- 福岡市や北九州市などの都市圏と農山漁村部が近接する本県では、農産物直売所や農家レストラン、観光農園等の利用を通じた日帰り型体験交流が多いことが特徴である。

都市住民の自然ややすらぎを求める傾向は増加しており、さらに、団塊世代の定年などに伴い、農業体験や田舎暮らしのニーズが大きくなってきている。

- ・ 県内グリーンツーリズム施設等の情報を発信するため、ホームページ「ふくおかグリーンツーリズム」を開設。随時更新を行い、最新情報を提供。
- ・ グリーンツーリズムに地域ぐるみで取り組む団体等へ専門家の派遣。
- ・ 県内グリーンツーリズム推進のための研修会の開催。
- ・ まち（都市）とむら（農山漁村）の交流活動の推進のため、まちとむらネットワーク※の趣旨に基づく活動企画を公募し、内容の審査を経て、支援。

※県民が、自らの食生活を見直したり、農業や農村の役割について考えるなど、都市（まち）と農山漁村（むら）がお互いになくはならないパートナーとして共生していくため、主体的に活動する団体・個人を会員としたネットワーク

| | H 1 8 | H 1 9 | H 2 0 | H 2 1 | H 2 2 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ホームページへのアクセス件数（累計） | 16,000 | 30,000 | 41,400 | 50,100 | 55,000 |
| 専門家の派遣回数 | 2 | 3 | 15 | 9 | 3 |
| 研修会の参加者数（人） | 27 | 33 | 24 | 81 | 74 |
| まちとむらネットワーク会員数（人） | 7,038 | 8,901 | 9,229 | 9,925 | 12,749 |

課題

- ・ 個々の取り組みは行われているが、地域ぐるみや地域間が連携した取り組みが進んでいない。
- ・ 美しい景観や豊かな自然環境などに育まれた農山漁村での滞在や交流の魅力が都市住民に十分に伝わっていない。

対処方針

- ・ 農山漁村の魅力・情報を都市住民に対して発信するとともに、グリーンツーリズムの専門家の派遣や都市農山漁村交流への支援など、地域が主体となった取り組みを支援し、都市と農山漁村の交流を促進する。

関連事業・財政援助措置等

- ・ 頑張る農山漁村応援事業（県単事業）（～H22年度）
- ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（国庫事業）
- ・ 中山間地域等ふるさと・水と土保全基金

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 都市と農山漁村との交流促進
- 【所管課】 水産振興課
(養殖流通係)

国土利用計画に掲げる施策

- 農林業の体験や自然とのふれあいの場の提供など、恵まれた自然環境や地域資源を活用し、都市との交流・連携を促進する。

現況

漁村は、漁業活動の拠点であるとともに、海洋性レクリエーションや水産物直売所を通じた新鮮な水産物の提供の場といった様々な役割を担っている。

このため、漁協等が実施する直売施設の整備及び県内各地に開設されている農産物直売所等での水産物の販売など漁業者等が行う直接販売のモデル的取組に対し支援を行っている。

課題

- ・水産物直売所は漁港の近くなど産地に開設されているため、数が少なく集客範囲も限られている

対処方針

- ・県内各地に開設されている農産物直売所等、水産物を直販する新たな市場を開拓する必要がある。

関連事業・財政援助措置等

- 水産業振興対策事業費
- 水産物直接販売力強化対策事業費

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ④ 収益性の高い農業の振興
- 【所管課】 園芸振興課
(野菜係、果樹係)

国土利用計画に掲げる施策

- 新品種の開発やブランド化、高収益園芸産地の育成など、後継者が展望を持てる収益性の高い農業の振興を図り、意欲的で産地をリードする担い手の支援体制を整備する。

現況

収益性の高い農業経営を確立するため、園芸農業においては、県が育成した「あまおう」や「とよみつひめ」などの品種について、生産技術の改善などに取り組み、ブランド化を推進している。
また、園芸産地の強化・拡大のため、規模拡大による雇用型経営への転換を推進している。

県育成品種の取り組み状況(22年度)

- ・あまおう ……面積358ha、出荷量13,141t、単価は主力品種でトップ
- ・とよみつひめ……面積46ha、出荷量163t、単価は従来品種の1.5倍

課題

- 1 県育成品種の安定出荷、食味向上、生産拡大
- 2 園芸農業の雇用型経営体の育成

対処方針

- 1 非破壊式センサーを活用した出荷システムづくり、食味向上のための生産技術改善
- 2 雇用労力の活用や、施設・機械の導入支援による、経営規模の拡大

関連事業・財政援助措置等

- ・活力ある高収益型園芸産地育成事業
- ・とよみつひめ産地拡大対策事業

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ④ 収益性の高い農業の振興（農業総合試験場）
- 【所管課】 経営技術支援課
（研究調整係）

国土利用計画に掲げる施策

- 新品種の開発やブランド化、高収益園芸産地の育成など、後継者が展望を持てる収益性の高い農業の振興を図り、意欲的で産地をリードする担い手の支援体制を整備する。

現況

- 農業総合試験場では、園芸産地の競争力の強化や農業所得の向上、消費者や産地のニーズ、温暖化等の気候変動に対応する新品種の開発に取り組んでいる。

<近年開発した主な品種>

- 1 野菜
 - 「あまおう」（イチゴ）
 - 「夏元気」（青ネギ）
- 2 果樹
 - 「とよみつひめ」（いちじく）
 - 「果のしずく」（かんきつ）
 - 「秋鈴」（ぶどう）
 - 「秋王」（かき）
- 3 花き
 - 「雪姫」「夏日和」（キク）
 - 「青手鞠」「筑紫ルビー」「筑紫の舞」（アジサイ）

課題

- 1 温暖化や重油高騰に対応したナシ新品種を開発を求められている。
- 2 高温でも収量の時期的変動が少なく、品質が安定した次世代「あまおう」の開発を求められている。

対処方針

- 1 重要度の高い試験研究課題として実施

関連事業・財政援助措置等

- ・福岡のナシ新品種開発事業（H21～25年度）
- ・次世代「あまおう」開発事業（H20～24年度）
- ・かき新品種普及拡大事業（H23～25年度）

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ 農林水産物直売所の整備推進
- 【所管課】 経営技術支援課
(経営支援係)

国土利用計画に掲げる施策

- 良質な農林水産物の販売、生産者と消費者との交流、地域の活性化を推進するため、直売所の整備など、多様な販路の確保に努めるとともに、地産地消の取組を推進する。

現況

県内農林水産物直売所は215ヶ所、販売金額317億円（平成22年度）である。

農林水産物直売所は、地域農業活性化の拠点として、また、地産地消や都市と農村の交流を推進する重要な役割を果たしている。

直売所の販売機能や情報発信機能を強化することによって、直売所の売上げの向上を図るとともに直売所出荷者の所得向上を目的に平成17年度～平成19年度、「直売所で拓く明日の地域農業支援事業」を実施。

(17年度：8団体、18年度：8団体、19年度：7団体)

平成20年度～平成21年度は、「頑張る農山漁村応援事業」を実施し、地域活性化の拠点となる直売所の人材育成や、新商品開発のための備品整備に取り組んだ。

(20年度：4直売所、21年度：4直売所)

今後は、流通が多様化するなか、通販やインターネット販売の取組みに対する支援が必要である。

課題

- 1 多様な流通拠点としての直売所の機能強化
- 2 地場産業や水産業との連携、新商品開発等による特長ある直売所づくり

対処方針

- 1 直売所間のネットワークづくり
- 2 新たな商品開発の推進
- 3 水産物直接販売の推進

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ 農林水産物直売所の整備推進
- 【所管課】 水産振興課
(養殖流通係)

国土利用計画に掲げる施策

- 良質な農林水産物の販売、生産者と消費者との交流、地域の活性化を推進するため、直売所の整備など、多様な販路の確保に努めるとともに、地産地消の取組を推進する。

現況

- ・水産物直売所は新船で安価な美味しい地元水産物を、直接消費者へ販売し、地産地消を実践するものであり、特に、近年好評を博している。
- ・そのため、漁協等が実施する直接販売施設の整備及び県内各地に開設されている農産物直売所等での水産物の販売など漁業者等が行う直接販売のモデル的取組に対し支援を行っている。

課題

- ・水産物直売所は漁港の近くなど産地に開設されているため、数が少なく集客範囲も限られている

対処方針

- ・県内各地に開設されている農産物直売所等、水産物を直販する新たな市場を開拓する必要がある。

関連事業・財政援助措置等

- 水産業振興対策事業費
- 水産物直接販売力強化対策事業費

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑥ 県産農産物の輸出拡大の推進
- 【所管課】 農林水産政策課
(輸出促進室)

国土利用計画に掲げる施策

- 優れた県産農産物の販売拡大のため、アジア地域などを中心に輸出先及び輸出品目の拡大を図る。

現況

- 1 国内では、人口減少・少子高齢化等により農産物等の国内マーケットが縮小傾向
- 2 海外では、世界的な日本食ブームやアジア地域等での経済発展を背景に、魅力的なマーケットが拡大
- 3 福岡の高品質で安全・安心な農産物を、経済発展著しいアジアマーケットをはじめ欧米などに輸出するための取組支援を実施
- 4 平成20年12月、農業団体が主体となり福岡農産物通商株式会社を設立
- 5 平成21年10月、県産農林水産物輸出応援農商工連携ファンドを創設

県産農産物等の輸出実績（単位：百万円）

| 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 610 | 822 | 1,040 | 1,050 | 1,080 | 1,050 |

課題

- 1 県産農産物等の輸出は、近年の円高や産地間競争の激化等の影響により伸び悩んでいるため、輸出拡大につながる新たな展開を図ることが必要

対処方針

- 1 国内需要が低迷している品目を重点的に大量輸出
- 2 品揃えの充実と物流コストの低減を図り、通年輸出体制を構築
- 3 中間所得層への販売や契約レストランへの取引など新たな販路を開拓
- 4 高品質で安全な福岡の農産物を継続的にPRし、知名度を向上

関連事業・財政援助措置等

- 1 県産農林水産物輸出促進事業
- 2 県産乳製品輸出促進事業

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑦ 森林施業の共同化・集約化の促進
- 【所管課】 森林保全課
(森林計画係)

国土利用計画に掲げる施策

- 森林施業の共同化・集約化や高性能林業機械の導入などを促進し、森林の持つ木材生産機能が持続的に発揮されるように努める。

現況

民有林における森林施業のより一層の計画化、合理化を通じて地域森林計画の達成を図るため、森林所有者が自己の所有する森林について5年を1期とする森林施業計画を作成し、市町村長（知事・農林水産大臣）の認定を受けている。その認定された計画に従って計画的かつ合理的な施業を行うよう誘導し、森林資源の内容改善と林業経営の健全な発展を図っている。

森林施業計画認定面積（平成23年3月31日現在）（単位：ha）

| 森林施業計画認定面積 | 民有林面積 | 認定面積率 |
|------------|---------|-------|
| 86,447 | 194,402 | 44% |

課題

- 1 森林資源として森林の活用を計画的に推進
- 2 健全な森林の維持に不可欠な間伐の実施
- 3 公益的機能を重視した森林施業の推進
- 4 森林所有者の高齢化等による境界不明森林の増加

対処方針

長期的な視点に立って森林資源の保続培養と森林生産力の増進を図りながら、森林の多面的な機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ合理的な森林施業の確保を図る。

- 1 市町村森林整備計画の策定
- 2 森林施業計画の作成（平成24年4月より森林施業計画から森林経営計画に移行）
- 3 森林整備地域活動（施業集約化、作業路網の改良活動等）に対する交付金による支援

関連事業・財政援助措置等

森林施業計画に関する特例措置

- ・税制（所得税、法人税、相続税）
- ・金融（日本政策金融公庫資金、林業改善資金）
- ・補助（森林整備事業、森林整備地域活動支援交付金制度）

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑧ 県産材の需要拡大の推進
- 【所管課】 林業振興課
(木材流通係)

国土利用計画に掲げる施策

- 新規林業就業者及び意欲的林業経営者の育成・確保に努めるとともに、中間流通を省いた産直住宅や安定供給体制の整備に取り組み、県産材の需要拡大を推進する。

現況

近年、中国などにおける木材需要の拡大やロシアの丸太輸出関税の引き上げ表明により、世界的な木材需給の変化から、国産材の需要の増加傾向が見られる。

この状況を的確に捉え、県産木材の需要拡大を図っていくため、平成20年度から住宅メーカーや工務店などの需要者が求める県産木材の安定的な供給体制の確立を朝倉浮羽地区でモデル的に実証し、その成果を県内各地に拡大することとしている。

また、木材の利用促進を図るため、毎年度、木材利用相談や、ウッドフェスタ・県産材フェア等のイベントを開催し、広く県民に木の良さの普及啓発を行っている。

- 国における木材自給率

| H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 20.3% | 22.6% | 24.0% | 27.8% | 26.0% |

課題

- 県内の森林所有者は小規模な森林所有者が多く量的な確保や、生産コストが高いことから安定した木材供給が困難となっている。
- また、県内の製材工場においても、中小の製材工場が多く住宅メーカー等の需要者が求める量と品質に対応した製材品の安定供給が困難となっている。

対処方針

- 丸太の生産コストの縮減を図るため、小規模所有者の集約化や高性能林業機械の導入と路網の整備を行うこととしている。
- 住宅メーカー等が求める量と品質に対応した製材品を供給するため、中小の製材工場の協業化による共同出荷体制の確立と品質の優れた乾燥材生産促進により量と品質の確保を図ることとしている。

関連事業・財政援助措置等

- ふくおか林業・木材産業再生促進事業（県産木材の安定供給体制の確立を行う）
- 森林整備加速化・林業再生事業（県産木材の安定供給体制の整備）
- 「ふくおかの木と竹」ふれあい推進事業（県民への木材利用促進の普及啓発を行う）
- 木材関係振興対策事業（木材の需要動向の調査及び住宅メーカー等への県産木材の販売促進）

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑨ 九州歴史資料館を核とした文化財保護の推進
- 【所管課】 文化財保護課
(文化財保護係)

国土利用計画に掲げる施策

- 九州歴史資料館を核に県内市町村及び関連施設との連携を図り、文化財保護活動の充実と文化資源の保存・継承を図り、県民への情報提供や県民が文化財に親しむ環境づくりを進める。

現況

福岡県はその地理的特性もあって、国内のみならず中国や朝鮮半島と関わりのある文物を含めて、古くからの、また特徴ある歴史的遺産がきわめて豊富である。国・県・市町村が指定した文化財だけでも2,300件の多きを数えるに至っている。

平成17年10月には九州国立博物館が太宰府市に開館した。この九州国立博物館には福岡県の組織としてアジア文化交流センターが併設され、双方が一体となった運営がなされており、平成23年3月現在で入館者総数は860万人を数える盛況である。

福岡県では昭和48年2月、太宰府市に九州歴史資料館が開館した。福岡県を中心とする九州の考古・歴史資料や美術工芸資料を収集、保管し、研究するとともに展示・公開する施設として、また大宰府関連史跡の調査研究の拠点として設置されたものである。

その九州歴史資料館は開館以来37年を経過し、施設の老朽化が著しい状況にあることを踏まえ、またアジア文化交流センターとは異なり、大宰府を総合的に調査・研究する拠点、各種文化財・資料を整理・収蔵・管理する拠点、福岡県の歴史系博物館の中核、といった機能を持つ施設として小郡市の簡保レクセンター跡地に移転・整備することとなった。具体的には平成18年から基本設計を行い、平成20年3月に建築工事に入り、平成21年6月末に新九州歴史資料館の躯体が竣工した。平成21～22年度に展示工事を行い、平成22年11月21日に開館した。

福岡県は、主として文化財保護課が次のような補助事業を中心に文化財保護施策を進めつつ、九州歴史資料館を核に県内市町村及び関連施設と連携し、地域に密着した文化財保護活動の充実と文化資源の保存・継承を図り、県民への情報提供や県民が文化財に親しむ環境づくりを進めている。

- 国指定文化財保護事業……建造物保存修理、史跡等公有化、史跡等保存整備、天然記念物再生、無形文化財公開、民俗文化財調査、伝統的建造物群保存地区保存修理・防災、文化的景観調査、埋蔵文化財保存活用整備・調査等
- 県指定文化財保護事業……建造物保存修理、史跡等保存整備、天然記念物保存修理、民俗文化財修理、防災設備保守点検等
- 文化財日常管理費……………指定文化財管理費、文化財保護指導委員

課題

下記のような文化財を取り巻く社会状況の変化に対応していく方策が必要と考える。

- 文化財保護法の改正等による文化財概念の広がり、文化財保護手法の多様化
- 市町村合併、地方分権、情報化の進展
- 心の豊かさの重視などの意識の変化や価値観の多様化
- 地方における過疎化、少子・高齢化

対処方針

「福岡県文化財保護基本指針」に基づき、文化財保護行政を推進していく。

関連事業・財政援助措置等

- 文化財総合的把握モデル事業（太宰府市）
- 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」
- 国指定文化財保護事業は文化庁の国庫補助事業が主体

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑩ 文化財保護の推進
- 【所管課】 文化財保護課
(文化財保護係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 郷土の歴史及び文化に触れることのできる史跡の活用を促すとともに、近代化遺産、伝統的建造物群保存地区、文化的景観などの保存・活用を推進する。

現況

指定文化財種目別件数一覧

平成23年3月31日現在

| 種 目 | 国 指 定 文 化 財 | | | 県 指 定 文 化 財 | 市町村指定文化財 | 合 計 | |
|-------------------|---------------|-------|-----|-------------|----------|-------|-------|
| | 国 宝 | 重要文化財 | 計 | | | | |
| 有 形 文 化 財 | 建 造 物 | | 38 | 38 | 51 | 118 | 207 |
| | 絵 画 | | 15 | 15 | 21 | 49 | 85 |
| | 彫 刻 | | 49 | 49 | 60 | 140 | 249 |
| | 工 芸 品 | 6 | 39 | 45 | 52 | 66 | 163 |
| | 書 跡 ・ 典 籍 | 1 | 14 | 15 | 1 | 32 | 48 |
| | 古 文 書 | 1 | 7 | 8 | 22 | 49 | 79 |
| | 歴 史 資 料 | | | 0 | 4 | 28 | 32 |
| | 考 古 資 料 | 6 | 33 | 39 | 99 | 186 | 324 |
| | 小 計 | 14 | 195 | 209 | 310 | 668 | 1,187 |
| 無 形 文 化 財 | | 2 | 2 | 7 | 9 | 18 | |
| 民 俗 文 化 財 | 有 形 民 俗 文 化 財 | | 1 | 1 | 83 | 157 | 241 |
| | 無 形 民 俗 文 化 財 | | 8 | 8 | 69 | 116 | 193 |
| | 小 計 | | 9 | 9 | 152 | 273 | 434 |
| 記 念 物 | 史 跡 | 5 | 78 | 83 | 71 | 212 | 366 |
| | 名 勝 | | 5 | 5 | 4 | 9 | 18 |
| | 天 然 記 念 物 | 2 | 25 | 27 | 120 | 148 | 295 |
| | 小 計 | 7 | 108 | 115 | 195 | 369 | 679 |
| 合 計 | 21 | 314 | 335 | 664 | 1,319 | 2,318 | |
| 伝 統 的 建 造 物 群 | | 4 | 4 | | | 4 | |
| 登 録 有 形 文 化 財 | | 58 | 58 | | | 58 | |
| 登 録 記 念 物 | | 1 | 1 | | | 1 | |
| 記 録 作 成 (無 形 民 俗) | | 13 | 13 | 1 | | 14 | |

注 (1) 国 宝 …特別史跡、特別天然記念物を含む。
 (2) 重要文化財 …重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物を含む。

課題

福岡県は大陸に近いという地理的条件を背景に、我が国の門戸として古くからの歴史をもち、今日に至るまで先駆的な役割を果たしてきた。その結果、県内には2,300件を超える国・地方指定の文化財が存在するという恵まれた歴史的環境に置かれ、指定総数はいまだ増加傾向にある。

一つ一つの文化財を地道に保存活用することが、文化財保護の基本であるが、文化財の所有者及び地元が保存活用を通し文化財と深く関わることによって、その地域のアイデンティティーが形成されることがある。その結果として、観光等の積極的な活用にも供される場合も少なくない。一方、文化財が指定を受けているにも関わらず地域との関係が希薄であるため、その存在が知られず、好ましくない環境に保存されているものも見受けられる。

対処方針

所有者と地元行政が協力し、指定文化財等の地道な保存活用を図る傍ら、各地域において、積極的な活用を通し文化的で魅力ある快適な生活空間の創造と伝統的な地場産業や観光の振興を推進することが必要である。

また、文化財の価値と魅力を再認識して評価するとともに、史跡や建造物を地域のシンボルあるいはランドマークとして位置づけるほか、美しい風景や景観を心の安らぎの場として捉えるなど、その価値と魅力に着目した地域の活性化を図り、地域住民の参加と協力を得ながら、地域おこし・まちづくりを推進することが求められる。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑪ 魅力的な観光資源の開発
- 【所管課】 国際経済観光課
(観光振興係、観光企画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 新たな観光資源の開発や地域の魅力を高める観光地づくりを進める。

現況

観光振興においては、地域自らが創意工夫により、観光地づくりに取り組むことが重要である。このため、新たな観光資源の開発や観光地づくり、観光客誘致に熱心に取り組む地域を支援する、地域の魅力を磨く観光地づくりを推進している。また、先端技術や環境技術、伝統産業など本県の産業集積を活用した産業観光の推進により、本県の観光の魅力向上を図っている。

このような新たな観光資源を温泉やグルメ等、地域の魅力ある観光資源と連携させ県内各地への観光客の回遊促進を図ることにより、1日でも1時間でも長く県内に滞在させる、「福岡プラスワン戦略」を推進する。

【地域の魅力を磨く観光地づくりモデル事業】

魅力的な観光資源の開発のためには、地域の住民、観光団体、民間事業者、行政など地域の幅広い関係者が一体となって、歴史・文化、自然、温泉、産業などの地域の観光素材を磨き、魅力ある観光資源の創出に取り組む地域について、これらの地域をモデルとして支援することにより、県内における観光地づくりの推進を図る必要がある。このため、県では平成18年度から下記の事業により県内の観光地づくり・ブラッシュアップに取り組んでいるところである。

◇事業スキーム

[事業初年度～事業2年目]

- ①地域の住民、観光団体、民間事業者、行政など幅広い関係者による推進体制づくり
- ②地域が目指す将来像やしくみづくり、具体的な実施プログラムなどを体系的にまとめたプラン策定
- ③目標・プラン実現のための具体的プロジェクトの実施

【産業観光の推進】

本県に集積する幅広い産業観光施設等を新たな観光資源として活用し、これらの観光資源を温泉やグルメ等の地域観光資源と連携させ、本県の観光の魅力を向上させる。

◇福岡県産業観光推進協議会の設立

- ・設立：平成18年8月29日
- ・構成：産業観光施設、市町村、商工会議所、商工会、観光連盟（協会）ほか
- ・事業の柱：Ⅰ. 産業観光資源の魅力の向上 Ⅱ. 地域の観光資源との連携 Ⅲ. 産業観光情報の発信
- ・取り組み：産業観光促進キャンペーン、受入施設研修会、パンフレット作成等

課題

【地域の魅力を磨く観光地づくりモデル事業】

平成23年3月に九州新幹線（鹿児島ルート）が全線開業し、これを契機とした観光客誘致にむけて、新たな旅行商品の開発や修学旅行誘致など多くの観光客を呼び込むための取り組みを進めている。

特に新駅3駅が設置された筑後地区を中心とし、県内の観光地の受け皿づくりや情報発信のための取り組みが急務である。

【産業観光の推進】

産業観光及び県内産業観光施設のさらなる認知度向上を図る必要がある。

対処方針

【地域の魅力を磨く観光地づくりモデル事業】

筑後地区の新駅設置3市（久留米市（平成18～19年度）、筑後市・大牟田市（平成21年度～22年度））等で、上記事業により支援を行ってきている。

【産業観光の推進】

福岡県産業観光の情報発信の強化を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 防災対策の推進（1）
- 【所管課】 消防防災課
(防災企画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 災害の危険性が高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度などを活用して安全な土地利用を誘導するとともに、地震に強い都市構造の形成に努める。

現況

災害対策基本法に基づき、県は地域防災計画を策定し、総合的、計画的な防災行政を推進することとなっている。

本県は、昭和38年に地域防災計画を策定し、毎年修正を行ってきたが、平成3年の台風災害等で大きな教訓が残されたことから、風水害対策について平成5年度から7年度までの3か年計画で抜本的に見直しを行い、以降も毎年見直し、修正に努めている。

一方、地震災害対策については、平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓として、平成7年度から9年度にかけて、地域防災計画「震災対策編」を策定し、以降も毎年見直し・修正に努めている。

なお、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震を踏まえ、「地震対策編」の前提である被害想定の見直しを行い、地域防災計画（震災対策編）の大幅な改定を行ったところであり、今後、平成23年3月の東日本大震災を踏まえ、地震・津波のアセスメント調査を実施の上、見直しを行う予定である。

課題

風水害や地震災害に強いまちづくりを推進するためには、被害想定及び地域防災計画に基づいて、近年発生している大規模災害に備えた各種対策をさらに充実する必要がある。

対処方針

気象情報や防災情報を県民に対して迅速に伝達するため、市町村における、既存のデジタル移動通信ネットワークを活用した「ふくおかコミュニティ無線」や防災行政無線の整備促進を図るとともに、携帯電話等の電子メールを活用した「防災メール・まもるくん」による防災気象情報や避難勧告情報等のメール配信を行っている。

さらに、避難所や徒歩帰宅者支援ステーション、災害拠点病院・救急病院等を地図上に示した「福岡県避難支援マップ」をインターネット上で提供している。

また、地域防災の担い手となる自主防災組織の整備に向け、市町村と連携し未整備の地域住民に対して防災教育を実施するとともに、市町村が策定を進めている避難勧告等判断伝達マニュアルや高齢者・障害者など災害時要援護者の避難支援計画について、職員派遣等の支援を行っている。

関連事業・財政援助措置等

地震防災対策特別措置法に基づき、県内で地震防災上緊急に整備を要する施設等について、平成18年度を初年度とする5箇年計画（第3次）を策定した。事業内容は、県及び市町村等が実施する公園等の避難地、緊急輸送道路、学校施設等の改築補強等であり、計画計上総事業費は、約3,165億円となった。5箇年計画計上事業については、各省庁において事業の優先採択等の措置がなされるほか、一部の事業は、補助金かさ上げ等の措置が講じられてきたが、22年度で終了したため、23年度には、当該年度を初年度とする新たな5箇年計画を策定する予定である。

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
【具体的な施策】 ② 防災対策の推進（2）（洪水ハザードマップ作成の促進）
【所管課】 河川課
（防災事務係）

国土利用計画に掲げる施策

- 突発的な集中豪雨や台風などによる浸水被害の軽減や再発防止のため、河川改修事業や雨水流出抑制対策などに加え、河川情報基盤の整備などソフト対策を含めた総合的な治水対策を推進する。

現況

浸水想定区域図の作成

本県では、河川の浸水想定区域に、県人口の約38%、世帯の約35%、住民の約30%が集中しており、近年、特に都市部を中心として、河川流域の土地開発（宅地開発、農用地・森林の利用転換）が進行し、流域の保水・遊水機能の低下を招き、豪雨時の流出増となっている。

また、従来から氾濫域であった区域の都市化により出水時の被害額の増加などが問題となっている。このため、住民に浸水想定区域や自宅周辺の避難所・避難ルートなどの情報を分かりやすく提供する洪水ハザードマップを作成することが、被害を軽減するためには重要である。

県においては、河川の浸水想定区域図を作成し、市町村に提供することにより、市町村が洪水ハザードマップを作成できるよう取り組んでいる。

浸水想定区域図公表済 39河川

課題

洪水ハザードマップをはじめとする防災マップ作成について、その必要性の認識を高める必要がある。

対処方針

県で作成する浸水想定区域図を市町村に積極的に提供していくことで、市町村による洪水ハザードマップ作成を促していきたい。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 安全な土地利用の誘導（防火地域等の指定）
- 【所管課】 都市計画課
(計画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 災害の危険性が高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度などを活用して安全な土地利用を誘導するとともに、地震に強い都市構造の形成に努める。

現況

都市計画区域のうち、都市防災の観点から必要な地域について、防火地域及び準防火地域を定め、建築基準法による建築物の構造に規制を加え、火災の延焼防止を図っている。

防火地域においては、小規模な建築物を除き、耐火建築物又は準耐火建築物とし、準防火地域については、一定規模以上の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とし、木造建築物は延焼のおそれのある部分を防火構造（鉄鋼モルタル塗等）としなければならない。

現在、県内42都市計画区域、26市17町で防火地域433ha、準防火地域7,727ha、合計8,168haを定めている。

防火地域及び準防火地域の決定現況 (H23. 3. 31現在)

| 地 域 | 防 火 地 域 | 準 防 火 地 域 | 合 計 |
|-------|-----------|-------------|-------------|
| 福 岡 | (1) 165 | (18) 3,134 | (18) 3,299 |
| 筑 後 | (1) 44 | (9) 1,238 | (9) 1,282 |
| 筑 豊 | | (5) 512 | (5) 512 |
| 北 九 州 | (1) 224 | (11) 2,843 | (11) 3,067 |
| 計 | (3) 433 | (43) 7,727 | (43) 8,168 |

() 内は市町村数

課題

防火、準防火の指定区域内において、多数の不適合建築物が存在している。建築基準法では建て替えや増改築時に適法な建築物となるが、経済の状況等により、現実的には建て替え等が進まず、十分な防火性能の確保への対応が出来ていない。

対処方針

個々の不適合建築物の、増改築や建て替えを待っているだけでは、地区の集団的不燃化を図る事はなかなか進まない。そのため、今後、国や県において何らかの支援措置を検討することが必要である。

事業・財政援助措置等

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ④ 総合的な治水対策の推進
- 【所管課】 河川課
(治水係)

国土利用に掲げる施策

○ 突発的な集中豪雨や台風などによる浸水被害の軽減や再発防止のため、河川改修事業や雨水流出抑制対策などに加え、河川情報基盤の整備などソフト対策を含めた総合的な治水対策を推進する。

現況

| 級別 | 水系名 | 河川数 | 河川延長 | 管理区分 | |
|-------------|------|-----|---------|-------------|----------|
| | | | | 国土交通大臣 (km) | 県知事 (km) |
| 一級河川 4水系 | 山国川 | 7 | 37.8 | | 37.8 |
| | 遠賀川 | 76 | 497.3 | 133.8 | 363.5 |
| | 筑後川 | 86 | 548.8 | 106.6 | 442.2 |
| | 矢部川 | 23 | 216.3 | 23.2 | 193.1 |
| | | 192 | 1,300.2 | 263.5 | 1,036.6 |
| 二級河川 | 52水系 | 149 | 875.3 | — | 875.3 |
| 合計 | 56水系 | 341 | 2,175.5 | 263.9 | 1,911.9 |

【河川改修事業別実施箇所数の推移】

(箇所)

| 事業名 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 激甚災害対策特別緊急 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 河川災害復旧等関連緊急 | 2 | 1 | 0 | 2 | 2 |
| 広域河川改修 | 11 | 11 | 12 | 12 | 19 |
| 都市河川改修 | 5 | 5 | 5 | 5 | — |
| 都市基盤河川改修 | 16 | 15 | 18 | 17 | 18 |
| 高潮対策 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 床上浸水対策特別緊急 | 2 | 3 | 3 | 2 | 3 |
| 総合流域防災 | 6 | 7 | 8 | 12 | 8 |
| 計 | 45 | 45 | 48 | 52 | 51 |

課題

近年、局地的な集中豪雨の多発傾向が見られ、特に都市河川においては流域の開発に伴い、河川への雨水の流入が増加している。特に都市部周辺では、水生生物の良好な生育環境への配慮、美しい自然景観の保全・創出、親水性のある水辺空間の整備への要望が高く、河川環境に配慮した整備促進の必要がある。

対処方針

- 1 社会資本整備重点計画を基本施策として、中小河川の治水安全度の向上を図る。
- 2 都市河川及び流域開発の著しい河川の重点的な整備を図る。
- 3 河川空間を生物の良好な生育環境や県民の憩いの場として、良好な水辺空間の保全に配慮した整備を行う。
- 4 他事業との調整を図りながら、効率的な河川改修計画の運用を図る。
- 5 流域対策として、道路舗装面の透水性、公園や学校などの公共施設を利用した貯留・浸透施設の整備、溜池等の貯留効果の検討等について関係機関が役割を分担し、整備を図る。

関連事業・財政援助措置等

- ・ 広域河川改修事業、都市基盤河川改修事業、高潮対策事業、河川激甚災害対策特別緊急事業、河川災害復旧等関連緊急事業、災害関連事業（広義）等の国庫補助事業と県単独河川改修事業

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ 砂防事業及び土砂災害防止対策の推進
- 【所管課】 砂防課
(防災係、砂防係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 土石流、がけ崩れなどの土砂災害を未然に防止するため、砂防設備の整備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の設置などを計画的に推進する。また、土砂災害警戒区域などの指定や警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

現況

本県の地質は、風化が著しく脆弱である。加えて、台風の常襲地帯であり、土砂災害を受けやすい環境にある。このため、砂防事業により土石流等の土砂災害を防止し、安全で住みよい県土の形成を推進している。

砂防指定地・砂防堰堤工・溪流保全工実績

| 年度 種類 | H17まで | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 累計 |
|---------------|----------|------|-------|------|-------|-------|----------|
| 砂防指定地 (ha) | 4,103.64 | 9.30 | 10.14 | 5.39 | 28.08 | 11.35 | 4,167.90 |
| 堰堤工 (基) | 2,248 | 11 | 11 | 4 | 11 | 14 | 2,299 |
| 溪流保全工 (m) | 145,015 | 0 | 1,820 | 726 | 18 | 1,292 | 148,871 |

課題

- 1 砂防工事の推進
住民の生活環境の保全上重要な地区及び緊急度の高い溪流について砂防堰堤工や溪流保全工を施工し整備を推進する必要がある。
- 2 総合的な土石流対策の確立
人命保護の立場から土石流危険溪流の周知、警戒避難体制の確立あるいは人命・財産を土石流から保護するため必要となる住宅の移転等を含めた総合的な土石流対策を実施し、災害の防止、被害の軽減に努める必要がある。

対処方針

関連事業・財政援助措置等

- 1 地すべり防止区域指定状況 (国土交通省所管分) (H23.3.31現在)
72ヶ所 931.58ha
(ぼた山崩壊防止区域19ヶ所、63.41haを含む)
- 2 急傾斜地崩壊危険区域指定状況 (H23.3.31現在)
435ヶ所 313.41ha

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
 【具体的な施策】 ⑥ 海岸整備事業の推進
 【所管課】 港湾課、農村整備課、水産振興課
 (農地保全係) (漁港整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 高潮をはじめとする自然災害や海岸侵食から県民の生命、財産を守り、県土を保全するため、堤防、護岸などの整備を推進する。

現況

本県は、白砂青松の風光明媚な海岸線をもつ玄界灘沿岸、干潟を有し出入りが少ない海岸線をもつ豊前豊後沿岸、干潮・満潮の潮位差が約6mにも及ぶ有明海沿岸という、性格の異なる3つの沿岸に面している。

毎年、台風や冬季の風浪等厳しい自然環境にさらされており、高潮や波浪による災害、海岸侵食等の被害を受けている。

そこで、県土の保全と県民生活の安全を図るため、海岸保全施設整備事業等を実施している。

○海岸概要

(km)

| 区分 地域名 | 海岸線延長 | 要 保 全 海 岸 延 長 | | | 要指定延長 |
|-----------|-------|---------------|-------|------|-------|
| | | 海岸保全 区域延長 | うち二線堤 | | |
| 玄界灘沿岸 | 299.8 | 151.8 | 146.1 | 5.2 | 5.6 |
| うち農地海岸 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち漁港海岸 | 88.8 | 29.5 | 27.5 | 4.3 | 2.0 |
| 豊前豊後沿岸 | 319.5 | 91.6 | 87.3 | 11.5 | 4.3 |
| うち農地海岸 | 7.4 | 7.4 | 7.4 | 0 | 0 |
| うち漁港海岸 | 59.1 | 17.8 | 15.4 | 2.6 | 2.4 |
| 有明海沿岸 | 47.9 | 51.7 | 51.7 | 13.6 | 0 |
| うち農地海岸 | 14.7 | 14.7 | 14.7 | 0 | 0 |
| うち漁港海岸 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 667.2 | 295.0 | 285.1 | 30.2 | 9.9 |
| うち農地海岸 | 22.1 | 22.1 | 22.1 | 0 | 0 |
| うち漁港海岸 | 137.2 | 47.3 | 42.9 | 6.9 | 4.4 |

※海岸線延長に、河口部2.5kmは含まない。

(H23.3現在)

課題

- 1 自然災害に対する国民生活基盤の安全性の確保を図る。
- 2 海岸侵食に対する国土の保全と回復を図る。
- 3 望ましい海岸環境の保全と向上を図る

対処方針

- 1 海岸堤防、護岸、人工リーフ等海岸保全施設の整備

関連事業・財政援助措置等

| 事業等の名称 | 事業等の内容 | 事業主体 |
|------------|--|------------|
| 社会資本整備重点計画 | 社会資本整備重点計画に基づき海岸保全施設の整備を行う。 (H20～26年度) 1 海岸高潮対策事業 2 海岸侵食対策事業 3 海岸局部改良事業 4 海岸老朽化対策事業 5 海岸環境整備事業 | 福岡県 市町村 |

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑦ 道路・橋梁の震災対策の推進
- 【所管課】 道路維持課
(地域防災係、補修係)

国土利用計画に掲げる施策

- 道路・橋梁の豪雨や地震などに対する安全性の点検などを実施し、緊急度に応じて、危険箇所の防災工事や橋梁の震災対策工事、緊急輸送路確保のための道路整備などを計画的に推進する。

現況

平成8年から9年にかけて道路防災総点検を行い、その見直しを平成19年度から平成22年度にかけて実施した。その結果、緊急輸送道路上において防災対策が必要な箇所は226箇所であった。橋梁の耐震補強については、緊急輸送道路上に510箇所あり、耐震補強が必要な橋梁は178橋である。

課題

防災拠点等を結ぶ路線における、一体的かつ緊急的な防災対策・橋梁耐震補強を早急に完了させ、緊急輸送路のネットワーク化を図る必要がある。

対処方針

「福岡県地域防災計画」に基づき、道路防災工事を実施する。
「緊急輸送道路の耐震補強3箇年プログラム」を基に、対象となる橋梁の耐震補強（落橋防止の設置・橋脚補強）を重点的に実施し、架替計画との調整を図りながら対策を完了させる。

関連事業・財政援助措置等

国土交通省所管：地域自主戦略交付金

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑧ ダム建設・広域利水の推進
- 【所管課】 水資源対策課
(計画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 建設中のダムについては、自然環境の保全に配慮しつつ、計画的に進めるとともに、水供給の安定化を図るため、広域的な水利用を促進する。また、水源地域の生活環境、産業基盤などの整備や、水質を保全する水源地域対策を図る。

現況

山々のふとこが浅く大河川が少ないなど、水資源の確保が厳しい自然条件を有している本県では、限られた水資源を安定して確保するために、ダム開発を基本としながら広域利水などの多様な水資源確保策を推進している。

○ダム建設の現状

現在までに完成したダムなどの主な水資源開発施設は53施設に及び、現在4施設が建設中である。

・現在建設中のダム (用途 W:水道 F:治水 N:不特定用水、河川維持用水)

| 地域名 (位置) | ダム名 (事業主体) | 集水面積 km ² | 用途 | 建設着手 年度 | 完成予定 年度 | 事業進捗状況 |
|--------------------|-------------------|-------------------------|---------------|------------|------------|---|
| 福岡 (那珂川町) | 五ヶ山ダム (福岡県) | 18.9 | F.N.W 渇水対策 | S63 | H29 | 付替道路工事、水特法に基づく水源地域振興策を実施中 |
| ※福岡・筑後 (大分県日田市) | 大山ダム (水資源機構) | 33.6 | F.N.W | S63 | H24 | ダム本体工事、取水放流設備工事、管理設備工事、調査等、試験湛水中、水特法に基づく水源地域振興策を実施中 |
| 福岡 (朝倉市) | 小石原川ダム (水資源機構) | 20.5 | F.N.W 渇水対策 | H2 | H27 | 用地補償、付替道路工事、水特法に基づく水源地域振興策を実施中 |
| 北九州 (みやこ町) | 伊良原ダム (福岡県) | 36.8 | F.N.W | H2 | H29 | 用地補償、付替道路工事、水特法に基づく水源地域振興策を実施中 |

※ 位置が県外にある施設の場合、地域名は利水受益地を示している。

課題

ダム建設は、水源地域への配慮とともに、河川の中下流域における既存水利使用者への配慮が重要な要素として存在し、また自然環境を維持・保全することが強く求められている。

これらが相まって、水資源開発が長期化しており、一部の地域において水需給がひっ迫し、加えて近年では降雨の変動幅の増大等により渇水が頻発する傾向にある。

対処方針

建設中のダムを計画的に進め、水需給がひっ迫している地域の解消と、渇水に強い地域の形成を図る。

関連事業・財政援助措置等

| | | | |
|--------|---|-------------|-------------|
| 事業等の名称 | 福岡導水事業 | | |
| 事業等の内容 | 筑後大堰貯水区域内から福岡市近郊の牛頸浄水場まで導水し、福岡都市圏の水道用水として福岡地区水道企業団(8市6町1企業団)に水を供給する。(延長24.7km)併せて、導水ルート途上に調整池を建設し、用水の安全供給を図る。 | | |
| 事業主体 | 独立行政法人水資源機構 | | |
| 事業等の実績 | 予定工期 | 昭和48～平成24年度 | 総事業費 約782億円 |

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑨ 北部福岡緊急連絡管の整備
- 【所管課】 水資源対策課
(計画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 建設中のダムについては、自然環境の保全に配慮しつつ、計画的に進めるとともに、水供給の安定化を図るため、広域的な水利用を促進する。また、水源地域の生活環境、産業基盤などの整備や、水質を保全する水源地域対策を図る。

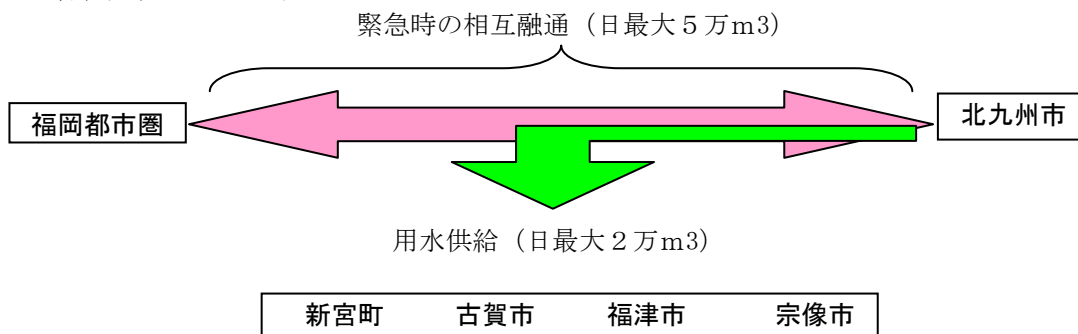
現況

災害に強く水に不安のない福岡県を実現するため、北九州市と福岡都市圏を結ぶ「北部福岡緊急連絡管」の整備を行った。

これは、福岡県西方沖地震のような自然災害、あるいは水道施設事故やテロ攻撃などの緊急事態に対する危機管理対策であり、緊急時に水道用水の相互融通を行うことにより、水という極めて重要なライフラインを確保するものである。

1. 概要について

- 緊急時に、日最大5万m³の水道用水を相互に融通するもの。
- 北九州市は、緊急連絡管の維持用水2万m³を活用して、宗像市、福津市、古賀市、新宮町に用水供給を行う。
- 供用開始 平成23年4月1日
 - ・ 工期 : 平成18年度～平成22年度
 - ・ 管理者 : 北九州市
 - ・ 送水管総延長 : 約47km



課題

緊急時に迅速な対応が可能となるよう体制の整備を図る必要がある。

対処方針

福岡県、北九州市、福岡都市圏等との連携の強化を図る。

関連事業・財政援助措置等

ライフライン機能強化等事業費
水道広域化施設整備費

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑩ 水源地域対策の推進
- 【所管課】 水資源対策課
(振興係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 建設中のダムについては、自然環境の保全に配慮しつつ、計画的に進めるとともに、水供給の安定化を図るため、広域的な水利用を促進する。また、水源地域の生活環境、産業基盤などの整備や、水質を保全する水源地域対策を図る。

現況

ダムの建設は、水源地域住民の生活の場である集落や生産の場である農地・山林等を失わせることになり、また、水源地域市町村にとっては、地域環境の激変や過疎化の問題を生じさせることなどから、関係者の協力を得るまでに時間を要し、完成までの期間が長期化する傾向にある。

課題

ダム建設により生活環境が著しく影響を受ける地域に対しては、関係住民の生活の安定と福祉の向上などを図る必要があることから、生活環境、産業基盤への影響緩和のための施設整備や地域開発事業の実施などが必要となる。

対処方針

水源地域対策特別措置法による、水源地域整備計画を策定し、それに基づいて道路や公園の生活環境及び産業基盤の整備を行っている。県内で同計画の策定対象は五カ山ダム、伊良原ダム、小石原川ダムとなっている。

関連事業・財政援助措置等

水特法に基づく水源地域整備計画の対象事業は、土地改良、治山、治水、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設等、法令で定める24の事業がある。

これらの事業の実施に当たっては、交付金等を活用し、水源地域市町村の財政負担の軽減を図る。

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑪ 保安林の指定及び機能の充実
- 【所管課】 森林保全課
(保安林係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 水源のかん養、国土の保全、環境の保全など森林が持つ多面的機能を維持・増進させるため、地域森林計画に基づく森林の整備、保安林の指定、山地災害の防止、森林病虫害などの防除や野生鳥獣による被害の防止など森林の適正な管理を図る。

現況

本県の総森林面積221,725haに対して、保安林面積は102,318ha（22年度末）で森林面積の46%に当たる。今後は、森林法に基づき、保安林の指定及び機能の充実を図る。併せて、保安林整備事業などの推進を図る。

保安林の種類別面積

(単位：ha)

| 保安林種 | 現況 | | |
|--------|---------|----------|----------|
| | 国有林 | 民有林 | 計 |
| 水源のかん養 | 21,515 | 57,740 | 79,255 |
| 土流・土崩 | (1) | (528) | (529) |
| | 652 | 20,181 | 20,833 |
| 保健 | (2,028) | (9,724) | (11,752) |
| | 185 | 399 | 584 |
| その他 | (17) | (94) | (111) |
| | 1,105 | 541 | 1,646 |
| 合計 | (2,046) | (10,346) | (12,392) |
| | 23,457 | 78,861 | 102,318 |

保安林整備事業

(単位：ha)

| 事業名 | 実績 (H18～22) |
|---------|----------------|
| 保安林改良事業 | 1,728 |
| 保育事業 | 4,441 |
| 計 | 6,169 |

(注) () 内の面積は、兼種指定の保安林面積である。

保安林の解除状況

(単位：ha)

| 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|-----|----|----|----|----|----|
| 区分 | | | | | |
| 国有林 | 13 | | 3 | 0 | 0 |
| 民有林 | 7 | 4 | 12 | 4 | 2 |
| 合計 | 20 | 4 | 15 | 4 | 2 |

課題

- 1 森林の有する、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全等、公益的機能の保全。
- 2 これらの機能を十分発揮させるために必要な適切な管理。

対処方針

- 1 保安林の機能の向上を図るため、森林所有者による森林の整備を促進するとともに保安林整備事業等を積極的に実施する。
- 2 保安林の指定を促進するため、地域住民の保安林に対する理解と意識の向上に努める。

関連事業・財政援助措置等

保安林に関する特例措置等

- ・ 税制（固定資産税・不動産取得税・特別土地保有税は非課税、相続税・贈与税は一部控除）
- ・ 金融（一定条件を満たしている場合、日本政策金融公庫からの伐採調整資金の融資を受けることができる。）
- ・ 損失補償（伐採種が禁伐又は択伐の場合、立木資産の凍結による損失の補償を受けられる場合がある。）

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑫ 治山事業の推進
- 【所管課】 森林保全課
(治山係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 水源のかん養、国土の保全、環境の保全など森林が持つ多面的機能を維持・増進させるため、地域森林計画に基づく森林の整備、保安林の指定、山地災害の防止、森林病虫害などの防除や野生鳥獣による被害の防止など森林の適正な管理を図る。

現況

本県は急峻な地形が多く、地質は風化花崗岩、変成岩等からなっており、また北部中央から南北にかけて断層が走っていることから、台風、豪雨等により災害が発生する危険性の高い箇所が多い。

県土の保全と県民生活の安全を図るため、地域防災の観点にたつて、災害の未然防止と早期復旧を図るよう計画的に治山事業を推進している。

(左：箇所数 右：面積ha)

| 年度 | 区分 | 復旧治山 | | 予防治山 | | 水土保全 治 山 | | 水源地域 整 備 | | 保安林整備 | | その他 | | 計 | |
|----|--------|------|-------|------|------|-------------|--------|-------------|--------|-------|----------|-----|-------|-----|----------|
| | | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 |
| 18 | | 29 | 19.57 | 24 | 1.04 | 40 | 93.57 | 25 | 367.07 | 69 | 1,389.91 | 18 | 22.93 | 205 | 1,894.09 |
| 19 | | 22 | 1.43 | 21 | 2.43 | 37 | 126.62 | 33 | 344.35 | 80 | 1,315.85 | 9 | 17.93 | 202 | 1,808.61 |
| 20 | | 19 | 15.42 | 23 | 1.09 | 43 | 80.76 | 35 | 400.62 | 58 | 1,311.18 | 9 | 13.77 | 187 | 1,822.84 |
| 21 | | 18 | 0.79 | 19 | 0.57 | 39 | 44.79 | 37 | 369.55 | 92 | 1,225.62 | 22 | 9.81 | 227 | 1,651.13 |
| 22 | 筑後・矢部川 | 6 | 0.19 | 6 | 0.26 | | | 12 | 195.23 | 19 | 503.11 | 26 | 29.15 | 69 | 727.94 |
| | 福 岡 | 8 | 0.53 | 11 | 0.53 | | | 6 | 16.81 | 25 | 127.70 | 12 | 3.72 | 62 | 149.29 |
| | 遠 賀 川 | 16 | 7.08 | 5 | 0.35 | | | 14 | 226.56 | 45 | 448.28 | 25 | 11.58 | 105 | 693.85 |
| | 計 | 30 | 7.80 | 22 | 1.14 | | | 32 | 438.60 | 89 | 1,079.09 | 63 | 44.45 | 236 | 1,571.08 |

※平成22年度より水土保全治山は、農山漁村交付金に移行したため、その他と統合する。

課題

- 1 災害に強い安全な県土づくり
- 2 水源地域の機能強化
- 3 豊かな環境づくり

対処方針

- 1 山地災害の多発に対処するため、山地災害危険地区対策を拡充強化し、災害の未然防止を図る。
- 2 水需要の増大に対処するため、水源となる山地の森林を整備し、森林の有する水源かん養機能等の維持・強化を図るとともに、良質な水資源の安定的な供給に資する。
- 3 安全で快適な生活環境の確保、緑豊かな県土の形成に対する県民的要請に対処するため、森林の保全・整備を促進する。

関連事業・財政援助措置等

治山災害関係事業

林地荒廃防止施設災害復旧事業

災害関連緊急治山等事業

林地崩壊防止事業

県負担に対し、一般公共事業債の起債が認められる。(一部事業を除く。)

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑬ 土砂埋立て等による災害の発生防止
- 【所管課】 森林保全課
(開発指導係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 水源のかん養、国土の保全、環境の保全など森林が持つ多面的機能を維持・増進させるため、地域森林計画に基づく森林の整備、保安林の指定、山地災害の防止、森林病虫害などの防除や野生鳥獣による被害の防止など森林の適正な管理を図る。

現況

土砂埋立て等に起因する災害の発生を未然に防止するため、3,000㎡を超える場合、「福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例」で必要な規制を行っている。

土砂埋立て等許可の状況

| | |
|--------|------------|
| 平成18年度 | 8箇所 (32ha) |
| 平成19年度 | 7箇所 (12ha) |
| 平成20年度 | 3箇所 (6ha) |
| 平成21年度 | 2箇所 (-5ha) |
| 平成22年度 | 7箇所 (11ha) |

注：条例は平成14年7月1日から施行

許可面積には変更許可による増減面積を含む

課題

- 1 制度についてのさらなる周知徹底を図る。
- 2 山間部の農林業がさまざまな要因によって不振を極め、森林・原野等が土砂埋め立てに格好の場所として利用される事例が増大しており、違法行為の未然防止と制度の的確な運用を図る。

対処方針

- 1 埋め立て等をしようとする者及び排出事業者に対してもパンフレット・手引き等を活用して制度の周知を図る。
- 2 土砂埋め立て等のパトロールを強化するとともに、関係機関、市町村との情報連絡と連携を密にして、違法行為の防止を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑭ 森林保護対策の推進
- 【所管課】 林業振興課
(造林係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 松林の持つ防風や防潮などの公益的機能を発揮させるため、松くい虫被害の予防や駆除を図る。

現況

本県の民有林の松林面積は、5,770haで森林面積の3.0%を占めている。マツノザイセンチュウによる民有林の被害は、昭和54年度に最高の67,160㎡に達したが、その後減少し近年は3,000㎡前後の被害となっている。この間、予防事業（地上散布、特別防除、樹幹注入）と駆除事業（伐倒駆除、特別伐倒駆除）を並行して実施している。平成9年度からは、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施している。

1 松くい虫の被害量及び防除面積

| 区 分 | 年 度 | | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 被 害 量 (㎡) | 917 | 1,033 | 2,019 | 1,902 | 2,298 | 3,078 |
| 特 別 防 除 (ha) | 29 | 29 | 25 | 23 | 21 | 21 |
| 地 上 散 布 (ha) | 207 | 200 | 204 | 208 | 206 | 195 |
| 伐 倒 駆 除 (㎡) | 300 | 275 | 379 | 334 | 361 | 801 |
| 樹 幹 注 入 (本) | 1,564 | 2,488 | 3,704 | 2,556 | 4,929 | 4,863 |
| 樹 種 転 換 (ha) | — | — | — | — | — | — |
| 衛 生 伐 (㎡) | 20 | 33 | 29 | 34 | 203 | 453 |

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑮ 水源かん養林の整備推進（水源の森基金事業の推進）
- 【所管課】 林業振興課
(林業総務係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 水源のかん養のため、水源地域などの森林を「水源の森」として整備する。

現況

社会経済の進展に伴い、福岡、北九州都市圏をはじめとして、県内の水資源の開発と確保は緊要となっている。なかでも、水源のかん養機能を大きく左右するダム周辺等水源地域の森林の造成と適正な維持管理の推進は急務であるという観点から、福岡県、福岡市及び北九州市が設立者となり県内の全市町村及び企業等の理解と協力を得て、昭和54年10月1日に、「財団法人 福岡県水源の森基金」が設立された。

水源の森基金事業は、県、市町村及び企業等の助成金を原資として、水源の森指定森林において森林の造成、管理をする森林所有者に助成金を出し、伐採期の延長を義務付ける制度である。

平成22年度までの32年間の成果として、県内の民有林面積の約50%に当たる、97,092haを水源の森として指定し、平成21年度からは第7期5か年事業を実施している。

※第1期（昭和54～58年度）・第2期（昭和59～63年度）・第3期（平成1～5年度）・第4期（平成6～10年度）・第5期（平成11～15年度）・第6期（平成16～20年度）・第7期（平成21～25年度）
実績及び平成23年度計画 (単位：面積ha、延長m)

| 区 分 | 第1期 実績 | 第2期 実績 | 第3期 実績 | 第4期 実績 | 第5期 実績 | 第6期 実績 | 第7期 実績 | 1～7期 累計 | 23年度 計画 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 造林(ha) | 884 | 453 | 919 | 2,077 | | | | | |
| 下刈(ha) | 10,416 | 16,108 | 10,800 | | | | | | |
| 除伐(ha) | | | | | | | | | |
| 間伐(ha) | 37,156 | 36,859 | 16,628 | | | | | | |
| 枝打(ha) | 16,029 | 6,702 | 2,413 | | | | | | |
| 沓防護柵(m) | | | | | | | | | |
| 作業道(m) | | | | | | | | | |

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑩ 森林環境税事業の推進
- 【所管課】 森林保全課
(森林再生係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 森林環境税を活用し、県民共有の財産である森林を社会全体で守り育て、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、荒廃した森林の再生を図る間伐などの森林整備を積極的に実施するとともに、県民参加の森林づくりを推進する。

現況

森林は、洪水や渇水を緩和し水質を浄化する水源かん養機能、土砂の流出や崩壊を防ぐ土砂災害等防止機能、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収固定する地球温暖化防止機能など様々な公益的機能を有しており、県民の生活に多くの恵みをもたらしている。従来、森林は林業活動により健全に管理されてきた。しかし、近年、林業の低迷から長期間手入れがなされず、荒廃した森林が増加している。したがって、このまま荒廃した森林を放置すると森林の公益的機能が低下し、洪水や渇水、土砂災害の危険性が高まるなど、私たちの安全で安心な生活に重大な影響を及ぼす恐れがある。

課題

木材価格の低迷等による林業の不振や、林業就業者の減少、高齢化などにより経営が放棄された森林が増加し、本県では2万9千ヘクタールの荒廃した森林があると推計され、県民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。

このため、荒廃した森林を早急に再生し、健全な状態で次世代へ引き継ぐとともに、森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てる気運の向上を図ることが必要である。

対処方針

平成18年12月森林環境税条例を制定し、平成20年4月から森林環境税を活用した以下の事業を実施している。

1 荒廃森林再生事業

長期間手入れがなされず荒廃したスギやヒノキの森林を、市町村が事業主体となって、公益的機能を十分に発揮できる健全な森林に再生。

- ・森林の整備：長期間放置され荒廃したスギ、ヒノキ林の間伐、枝落とし、除伐等
- ・森林の造成：伐採後植林されず放置された林地への広葉樹の植栽、下刈等
- ・荒廃森林の公的取得：荒廃した森林のうち、やむを得ず公的管理が必要な森林の取得

(単位：ha)

| 区 分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 計 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 森林の整備 | 1,190 | 2,568 | 2,976 | | | 6,734 |
| 森林の造成 | 2 | 7 | | | | 9 |
| 荒廃森林の公的取得 | 8 | 7 | 1 | | | 16 |
| 合計 | 1,200 | 2,582 | 2,977 | | | 6,759 |

2 県民参加の森林づくり推進事業

- ・森林づくり活動公募

ボランティア団体やNPO等が自ら企画立案し実行する森林づくり活動を公募し、採択した活動に対して費用の一部を助成。

| 区 分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 計 |
|------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|
| 採択件数 | 40件 | 42件 | 44件 | | | 126件 |
| 参加人数 | 5,783人 | 8,231人 | 13,307人 | | | 27,321人 |

- ・情報発信

新聞広告やホームページ等の媒体を活用し、森林環境税による事業の実施状況などの情報を発信したほか、県民の皆さんが森林とふれあい、親しむ機会を増やすため、森林観察会や森林づくりに関する講習会などを開催。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑰ 人工林の適正管理の推進（1）（造林保育事業の推進）
- 【所管課】 林業振興課
(造林係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、人工造林、下刈り、除間伐など適切な森林整備を推進する。

現況

森林の有する多面的機能の持続的発揮のため、森林を重視すべき機能に応じて「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、適正な整備と保全のための造林保育事業を推進している

造林、保育事業の状況 (ha)

| 年度 | | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | | | |
|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 区分 | | | | | | | 福岡流域 | 遠賀川流域 | 筑後・矢部川流域 |
| 造 | 拡大造林 | 37 | 41 | 25 | 24 | 39 | 9 | 20 | 10 |
| | 再造林 | 611 | 364 | 318 | 188 | 179 | 8 | 103 | 69 |
| 林 | | 647 | 405 | 343 | 211 | 218 | 17 | 123 | 79 |
| 保 | 下刈 | 2,334 | 2,535 | 2,562 | 2,467 | 2,319 | 198 | 547 | 1,574 |
| | 除間伐 | 2,997 | 3,802 | 5,576 | 6,815 | 7,093 | 1,580 | 3,409 | 2,104 |
| 育 | | 5,331 | 6,337 | 8,138 | 9,282 | 9,412 | 1,778 | 3,956 | 3,678 |

* 四捨五入の関係により合計が一致しない場合がある。

課題

- 1 材価の低迷、林業経営諸経費の増加、労働力の不足等の経営環境の厳しさが長期にわたっているなかで、森林所有者の経営意欲の減退が見られる。
- 2 森林の多面的機能の持続的発揮のため、それぞれの森林状況に応じた施業の実施が重要となっている

対処方針

- 1 林業労働力の不足に対処するため、林業従事者の確保に努めるとともに、森林作業道開設等の基盤整備を推進する。
- 2 多様な公益的機能を発揮する健全な森林を造成するため、補助事業を活用した保育事業の実施を推進する。

関連事業・財政援助措置等

造林事業
治山事業
荒廃森林再生事業

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑱ 人工林の適正管理の推進（2）（間伐・侵入竹対策の推進）
- 【所管課】 林業振興課
(造林係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、人工林内に繁茂した侵入竹の解消を図る。

現況

本県の民有林は恵まれた自然環境のもとで、森林所有者の努力により、12.2万haの人工林（スギ、ヒノキ）を造成した。

しかし、その大半は間伐を必要とする森林であり、将来の木材生産と公益的機能の維持増進のため、適切な間伐の実施が必要である。

また、近年、人工林への侵入竹が増加し、公益的機能を損なうおそれがあることから、侵入竹対策を推進する必要がある。

1 間伐対象森林の状況（スギ、ヒノキ民有林人工林）

| | |
|----------------------|-----------|
| 間伐対象森林面積 (3～12年齢) | 107,163ha |
|----------------------|-----------|

2 間伐および侵入竹伐採の実績 (ha)

| 区分 | 年度 | | | |
|-----------|-------|-------|-------|----------|
| | 22 | 福岡流域 | 遠賀川流域 | 筑後・矢部川流域 |
| 間伐実施面積 | 7,093 | 1,580 | 3,409 | 2,104 |
| 造林事業 | 3,493 | 520 | 2,105 | 868 |
| 治山事業 | 779 | 103 | 366 | 310 |
| その他 | 2,821 | 956 | 939 | 927 |
| 侵入竹伐採実施面積 | 187 | 35 | 120 | 32 |

*四捨五入の関係により合計が一致しない場合がある。

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑲ 多様な森林の造成事業の推進
- 【所管課】 林業振興課
(造林係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 間伐団地の設定と路網整備などによる効率的な間伐を実施するとともに、長伐期林や複層林など多様な森林の造成を図る。また、間伐材の有効利用を推進する。

現況

県民の価値観の多様化が進むなかで、森林の有している多面的な機能に対する要請はますます高まっている。この要請に応えるため、公益的機能を高度に発揮し、また災害に強い森林として長期育成循環施業等による複層林・広葉樹林の造成を推進している。

本県における複層林及び広葉樹林は篤林家により試行的に造成されたもの、またはモデル事業・補助事業等で造成されたものが多く、その現状は下記のとおりである。

複層林及び広葉樹林造成実績

(ha)

| 区分 | 年度 | | | | | | | |
|---------------|----|----|----|----|----|----------|-----------|--------------|
| | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 福岡 流域 | 遠賀川 流域 | 筑後・矢 部川流域 |
| 複層林 (樹下植栽) | 33 | 43 | 50 | 18 | 66 | 27 | 6 | 33 |
| 広葉樹植栽 | 81 | 84 | 86 | 81 | 79 | 22 | 28 | 29 |

* 四捨五入の関係により合計が一致しない場合がある。

課題

- 1 複層林における木材生産コストの縮減。
- 2 上木の密度管理と伐採・搬出の技術を定着。
- 3 広葉樹林造成の施業体系の確立。

対処方針

- 1 森林作業道の路網密度を高め、高性能林業機械の導入等による伐採・搬出等のコストダウンを図る。
- 2 複層林施業の技術指針に基づく見本林によるPR。
- 3 広葉樹林造成施業に対する研究の推進。

関連事業・財政援助措置等

- 1 保安林整備事業 (S58～)
- 2 水源地域整備事業 (S62～)
- 3 造林事業 (S62～)

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 安全・安心なまちづくりの推進
- 【所管課】 生活安全課
(安全企画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 安全で安心な県民生活を実現するため、福岡県安全・安心まちづくり条例に基づき、市町村、県民及び事業者と連携・協力し、犯罪の防止に配慮した道路、住宅などの普及等総合的な対策を実施する。

現況

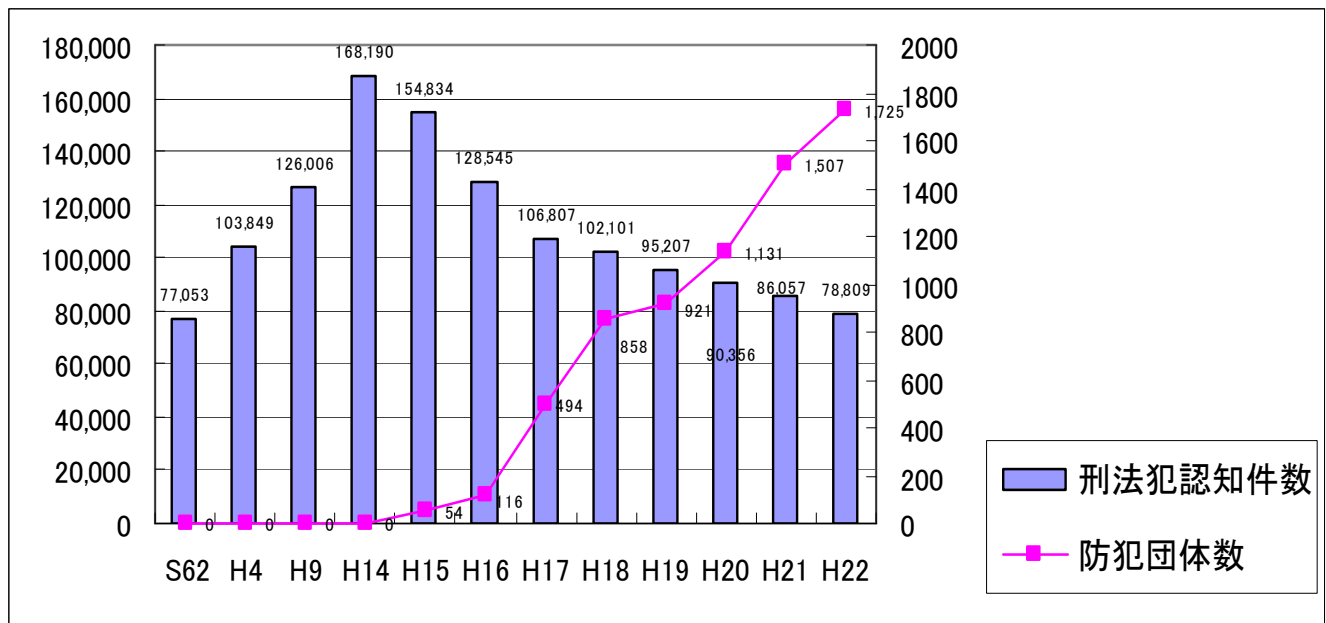
県では、平成20年4月1日に施行した「福岡県安全・安心まちづくり条例」に基づき、県民が安全で安心して暮らせる良好な地域社会づくりを目指して、防犯活動と犯罪の防止に配慮した環境整備に、行政、県民、事業者が連携して取り組む、安全・安心まちづくり県民運動を推進している。

県内の犯罪発生件数は平成14年に戦後最高を記録したが、平成15年以降は減少し続けている。この減少の主な要因として、警察による取り締まりの強化のほか、子どもの見守りや、パトロール活動などを行う防犯団体の活躍が挙げられる。

地域の安全力を高めるには、防犯活動その他の地域安全活動の推進とあわせて、行政、警察、地域住民が連携して地域ぐるみによる防犯環境整備を通じて犯罪に強いまちづくりを進めることが肝要である。

このため、犯罪が発生する場所に着目し、道路、駐車（輪）場、住宅、商業施設などの防犯環境を、施設管理者をはじめ防犯団体、行政、警察などの地域社会で改善するための具体的手法を示した「防犯環境指針」を条例と同時に施行した。

刑法犯認知件数・防犯団体数の推移



課題

犯罪が起きにくい環境づくりを進めるため、「防犯環境指針」に基づく地域ぐるみによる防犯環境整備を推進する必要があるが、具体的整備事例等が無く、全県的に普及するところまでは至っていない。

対処方針

安全で安心して暮らせる福岡県の実現を目指し、官民が連携した「安全・安心まちづくり県民運動」を推進するとともに、防犯環境整備を通じて犯罪に強いまちづくりを進めるため、犯罪の防止に配慮した道路構造、設備等に関する「防犯環境指針」の普及啓発を図る。

また、道路における周囲からの見通しの確保、自動車駐車場及び自転車駐輪場における見通しの確保、フェンス等による周囲との区分、防犯灯による必要な照度の確保などに努める。

さらに、防犯カメラの設置は一定の効果があると認められ、民間施設での設置が進んでいるが、その有用性とプライバシーの保護との調和を図るため、「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の普及啓発を図る。

行政・県民・事業者が一体となって、自主防犯活動を推進するとともに犯罪の防止に配慮した道路等の構造設備等の整備を促進するなど、ソフト・ハード両面から総合的な施策の推進に取り組む。

関連事業・財政援助措置等

安全・安心まちづくり推進事業（H22 26,610 千円）

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ② 安全・安心な農産物の提供推進
- 【所管課】 農林水産物安全課
(食の安全係、生産管理係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 安全で安心な県産農産物を提供するため、減農薬、減化学肥料栽培を推進するほか、GAP（農業生産工程管理）の導入促進や各種安全に関する制度の周知、食品表示の適正化などを推進する。

現況

近年発生した食品を巡るさまざまな事件により、食の安全・安心に対する消費者意識が高まるなか、県産農林水産物に対し、生産から消費に至るまでの安全性の確保が求められている。

そのため、生産段階では、栽培から出荷までの生産工程を適正に管理するGAP（農業生産工程管理）の主要な産地への導入推進、及び県独自制度である減農薬・減化学肥料栽培認証制度によるこだわりの農産物の提供を図り、消費段階では食品表示の適正化を推進している。

| | H19 | H20 | H21 | H22 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| GAP導入産地数 | 69 | 96 | 118 | 134 |
| 減農薬・減化学肥料栽培認証面積 (ha) | 1,848 | 2,464 | 2,379 | 2,474 |

課題

- 1 GAPを導入する産地の増加及び生産者へGAPの導入・実践を支援する指導員の養成
- 2 消費者の減農薬・減化学肥料栽培認証制度の認知度向上及び認証面積の拡大
- 3 県内小売店舗、製造事業者等における適正表示の推進

対処方針

- 1 GAP研修会による普及啓発及び補助事業を活用した指導員の育成と産地へのGAP実践支援
- 2 減農薬・減化学肥料栽培認証制度の県HPや広報紙への掲載、制度説明会やイベント参加などのPR活動による消費者・生産者への制度周知徹底
- 3 食品表示110番による情報受付、小売店舗巡回調査による表示状況の確認・指導、パンフレットの配布や説明会の開催による表示制度の普及・啓発。

関連事業・財政援助措置等

- 1 ふくおか食の安全・安心対策事業
- 2 環境に調和した農業の推進事業

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 災害に強い居住環境の形成
- 【所管課】 建築指導課、住宅計画課
(建築指導係) (計画係)

国土利用計画に掲げる施策

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による「福岡県耐震改修促進計画」に基づき、計画的に住宅・建築物の耐震診断・改修を促進するなど、災害に強い居住環境を形成する。

現況

福岡県西方沖地震等、日本各地における近年の大地震の頻発や、東海地震等の発生の切迫性などから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が改正され、平成18年1月から施行されている。

このため県では、耐震改修促進法の改正を受けて、地震に強い安全・安心な福岡のまちづくりを実現するために、平成19年3月に国が定める基本方針に基づき「福岡県耐震改修促進計画」を策定し、耐震化を促進していく。

- 耐震改修促進法の制定（平成7年10月）
- 福岡県西方沖地震の発生（平成17年3月）
- 耐震改修促進法の改正（平成18年1月）
- 「福岡県耐震改修促進計画」の策定（平成19年3月）

耐震化の施策

- ・ 公共建築物の耐震化
- ・ 民間特定建築物の耐震化
- ・ 住宅の耐震化
- ・ 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発
- ・ 耐震改修促進に向けた指導等
- ・ 耐震改修促進に資するその他の施策
- ・ 市町村の取り組みの促進

課題

耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とし、県及び市町村は耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行うことが課題である。

対処方針

「福岡県耐震改修促進計画」に基づき、県有施設の耐震化を推進するとともに、県民向け相談窓口の設置、セミナーの開催や、特に木造戸建て住宅の耐震診断アドバイザーの派遣事業及び市町村を通じた木造戸建て住宅耐震改修等の啓発普及事業等を実施する。

また、市町村に対しては、地域の実情に応じた市町村耐震改修促進計画策定を支援し、耐震化を促進する。

関連事業・財政援助措置等

- 住宅・安全ストック形成事業（住宅・建築物安全形成ストック形成事業）
 - ・ 耐震診断アドバイザー派遣事業
 - ・ 耐震改修相談
 - ・ 耐震改修に関する講習会（耐震改修セミナー）
 - ・ 耐震診断、耐震改修
 - ・ 福岡県木造戸建て住宅耐震改修工事費補助制度

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ④ 公的機関による住宅・宅地の供給の促進
- 【所管課】 住宅計画課
(民間住宅係、計画係、住宅指導係、住環境整備係)

国土利用計画に掲げる施策

- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給など、保健・医療・福祉サービスと連携した多様な住宅供給を促進する。また、公共賃貸住宅については、高齢者などが安心して住み続けられるよう、居住環境に配慮した住宅整備を促進する。さらに、既存住宅のバリアフリー化を促進する。

現況

公的住宅の供給状況

(戸)

| 年度 | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-------------|------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 公営住宅 | 県営 | 314 | 280 | 264 | 303 | 170 |
| | 市町村営 | 771 | 533 | 536 | 611 | 406 |
| | 計 | 1,085 | 813 | 800 | 914 | 576 |
| 高齢者向け優良賃貸住宅 | | 342 | 100 | 192 | 166 | 133 |
| 特定優良賃貸住宅 | | 42 | 117 | 82 | 30 | 20 |
| 改良住宅等 | | 74 | 149 | 103 | 33 | 12 |
| 住宅供給公社 | | 240 | 0 | 236 | 96 | 70 |

※ 改良とは従前居住者用を含む。

課題

住宅及び宅地の供給を特に促進する必要がある地域において、住宅建設の円滑化を図るため、公的機関による計画的な宅地開発及び民間による良好な宅地開発を推進する必要がある。
また、既存市街地における土地の有効活用を図る必要がある。

対処方針

- 1 社会資本整備計画に基づき、公営住宅整備事業及び公営住宅等ストック総合改善事業等を実施することにより高齢者などが安心して住み続けられるよう、居住環境に配慮した住宅整備を促進する。
- 2 社会資本整備計画に住宅市街地基盤整備事業を位置づけることにより住宅市街地周辺の関連公共施設整備等をより主体的・効果的に実施することで、良好な宅地供給を推進する。
- 3 良好な居住環境を備えた住宅の供給を促進するための地域優良賃貸住宅制度等の積極的活用を促す。

関連事業・財政援助措置等

- 1 社会資本整備総合交付金【地域住宅計画に基づく事業、住宅市街地基盤整備事業、住宅市街地総合整備事業】(国、地方公共団体)
- 2 地域優良賃貸住宅制度(国、地方公共団体)
- 3 民間供給支援型賃貸住宅制度(独立行政法人都市再生機構)
- 4 その他

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ 住宅市街地基盤の整備推進
- 【所管課】 住宅計画課
(民間住宅係、住宅指導係、住環境整備係)

国土利用計画に掲げる施策

- 老朽化した木造住宅が密集して災害危険度が高い地域、道路・緑地などの基盤が未整備である地域においては、住宅市街地総合整備事業や住宅地区改良事業などを活用し、良好な居住環境を形成する。

現況

○住宅市街地総合整備事業

既成市街地において、快適な居住環境の創出、密集市街地の整備改善等を図るため、都市機能の更新や居住環境の改善及び良好な市街地住宅の供給等を総合的に行う。

(H23.4.1現在 政令市除く)

| 地区名 | 市町名 | 事業期間 | 事業内容 |
|------|----------------|---------|----------------------------|
| 新栄町 | 大牟田市 (街なか型) | H19～H23 | 民間建設共同住宅の共同施設整備への補助 |
| 花畑 | 久留米市 (密集型) | H8～H26 | 老朽住宅除却、従前居住者住宅・道路・河川・公園等整備 |
| 中島二重 | 柳川市 (密集型) | H11～H27 | 老朽住宅除却、道路・公園等整備 |

○住宅地区改良事業

不良住宅が密集すること等により生活環境の整備が遅れている地区に対して、健康で文化的な生活を営めるよう住宅や生活道路等を整備する。

(H23.4.1現在 政令市除く)

| 地区名 | 市町名 | 事業期間 | 事業内容 |
|------|-----|---------|----------------------|
| 松原第1 | 田川市 | H10～H24 | 不良住宅除却、改良住宅・道路・公園等整備 |

課題

- ① 良好な住環境を形成するためには、事業主体となる市町村と地元住民との協働による取り組みが必要。
- ② 地元住民の合意形成が図られなければ住環境整備事業は実施できないため、地元住民のまちづくりに対する理解が必要。
- ③ 住環境整備事業の事業主体は市町村となるが、実施にあたっては財政負担などが課題。

対処方針

①②については、地元住民のまちづくり協議会を支援する制度がある住宅市街地総合整備事業および住宅地区改良事業の積極的活用を促す。また他地区の事業手法や費用などの各種情報を提供することで、まちづくりへの取り組みを促す。

③については、社会資本整備総合交付金事業の制度拡充等を国に要望し、市町村に対し、各種交付金事業制度紹介の情報提供など市町村の財政負担の軽減に繋がる各種の取り組みを行い支援する。

関連事業・財政援助措置等

- 住宅・宅地開発と併せて必要となる住宅基盤整備の支援
 - 補助制度
 - 1) 社会資本整備総合交付金【住宅市街地基盤整備事業】
 - 財政支援制度
 - 2) 地方負担に対する財政措置(住宅市街地基盤整備事業)
- 優良なプロジェクトの認定による支援の重点化
地方活性化に資する宅地供給の促進

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑥ 福祉のまちづくりの推進
- 【所管課】 障害者福祉課、建築指導課
(社会参加係) (企画係)

国土利用計画に掲げる施策

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）や福岡県福祉のまちづくり条例の運用により、高齢者、障害者などをはじめとする全ての県民が安全かつ快適に生活できるまちづくりを促進する。

現況

本格的な高齢社会の到来やノーマライゼーションの気運が高まるなか、障害者、高齢者等をはじめすべての県民にとって生活する上でのバリア（障壁）となるものを取り除き、自らの意思で社会、文化、経済その他の分野の活動に参加できるいきいきとした地域社会を築くことが求められている。

このため県では、「福岡県福祉のまちづくり条例」及び「同条例施行規則」を制定し、県、市町村、事業者及び県民が連携し、バリアフリー化（障壁の除去）を行い、自立と社会参加を促進するための環境づくり－福祉のまちづくり－を推進していく。

- 福岡県福祉のまちづくり条例の制定（平成10年3月制定、平成10年4月1日一部施行、平成11年4月1日全面施行）
- 福岡県福祉のまちづくり条例の改正（平成19年2月28日改正、平成19年9月1日施行）
- 福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の制定（平成10年7月制定、平成11年4月1日施行）
- 福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の改正（平成16年3月31日改正 平成16年10月1日施行、平成19年7月13日改正 同年9月1日施行）

課題

福祉のまちづくりを推進していくためには、不特定かつ多数の人が利用する施設（まちづくり施設）をすべての県民が利用できるように整備していくことが必要であり、民間施設を含めた整備と誰もが生活しやすい社会づくりへの県民の理解と参加をいかに進めていくかが課題である。

対処方針

不特定かつ多数の人が利用する施設（まちづくり施設）を新築しようとする者に対し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように福岡県福祉のまちづくり条例に定める整備基準の遵守を求めるとともに、特に利用度の高い施設（特定まちづくり施設）については、工事着手前に計画の届出を義務づけ・工事完了検査を実施し、適切な指導・助言を行う。

既存施設についても、その所有者・管理者等に対して福祉のまちづくりの普及啓発に努めるとともに、整備・改善の促進が図られるように努める。

関連事業・財政援助措置等

- 福岡県福祉のまちづくり事業（福岡県福祉のまちづくり基金による支援）

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
 【具体的な施策】 ⑦ 高齢者や障害者の居住に配慮した住宅整備の促進
 【所管課】 建築指導課、住宅計画課、 県営住宅課
 (企画係) (民間住宅係、住宅指導係、計画係) (建替改善係)

国土利用計画に掲げる施策

- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給など、保健・医療・福祉サービスと連携した多様な住宅供給を促進する。また、公共賃貸住宅については、高齢者などが安心して住み続けられるよう、居住環境に配慮した住宅整備を促進する。さらに、既存住宅のバリアフリー化を促進する。

現況

本県の高齢者居住世帯は、全世帯に対して約3割を占め年々増加している。

- 公営住宅の仕様において高齢者対応の構造、設備等の標準化（H3年度～）
- 福祉のまちづくり条例の施行（平成10年4月施行）
- 福祉のまちづくり基金条例の施行（平成10年4月施行）
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行（平成13年10月施行）
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年7月施行）
- 公営住宅の内老人・障害者世帯向けの特定目的住宅戸数の実績

| 区分 | 18 | | 19 | | 20 | | 21 | | 22 | |
|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| | 県 | 市町村 | 県 | 市町村 | 県 | 市町村 | 県 | 市町村 | 県 | 市町村 |
| 老人向 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 | 0 | 43 | 0 | 92 |
| 障害者向 | 6 | 0 | 1 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 |

- ケア・サービス付き公営住宅シルバーハウジング・プロジェクトの実施（S62年度～）
 ・ 県営3団地68戸 ・ 北九州市営5団地170戸
- 在宅ケア対応モデル住宅「生涯あんしん住宅」の展示（H8～）

課題

本格的な高齢社会の到来に備え、高齢者、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていける住宅・住環境を整備していかなければならない。

対処方針

- 高齢者等が住み慣れた地域社会の中において、可能な限り自立して安全かつ快適な生活を営むことができ、身体機能の低下や障害が生じた場合でも在宅生活が可能な住宅の整備の促進に努める。
- 高齢者向け住宅の立地にあたっては、日常生活を支援するデイサービス、ショートステイ等のサービスが受けやすいよう保健、医療、福祉施設への近接、併設に配慮する。
- 自らの居住の安定の確保が困難な高齢単身・夫婦世帯等の居住の安定を図るために、高齢者向け公共賃貸住宅の計画的な整備に努める。

関連事業・財政援助措置等

- 社会資本整備総合交付金【地域住宅計画に基づく事業】（国、地方公共団体）
- シルバーハウジング・プロジェクト（国、地方公共団体）
- 住宅金融支援機構融資制度（国）
- 特定目的借上公共賃貸住宅制度（国、地方公共団体、地方住宅供給公社）
- 地域優良賃貸住宅制度（国、地方公共団体）
- 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度（県・国）
- 福岡県福祉のまちづくり事業（県）
- あんしん賃貸支援事業（国、地方公共団体）

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑧ 鉄道と道路の立体交差化の推進
- 【所管課】 道路建設課、公園街路課
(企画調査係) (街路係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 市街地における交通量の多い幹線道路の踏切の立体交差化を進める。

現況

本県内には、鉄道と道路の立体交差は、774箇所、平面交差が1,366箇所存在している。

市街地における鉄道と道路の平面交差は、人的、物的交通が遮断されて住民生活や経済活動の大きな障害要件となっている。このため交通の利便性の向上、さらには交通安全の確保を図る上から、鉄道と道路の立体交差化を推進している。

1 県内における鉄道と道路との交差箇所数の状況

| 年 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 立 体 | 750 | 755 | 761 | 769 | 758 | 785 | 769 | 774 |
| 平 面 | 1,423 | 1,423 | 1,417 | 1,399 | 1,376 | 1,392 | 1,348 | 1,366 |

(資料) 「道路統計年報(表4)」

2 連続立体交差事業(計画)

| 区分 | JR日豊本線 (行橋市) | 西鉄天神大牟田線 (久留米市) | 西鉄天神 大牟田線 〔春日市〕 〔大野城市〕 | JR鹿児島本線 JR筑豊本線 (北九州市) | 西鉄天神大牟田線 (福岡市) |
|------|-----------------|--------------------|---|---|---|
| 事業延長 | 2,040m | 2,070m | 3,300m | 2,140m 2,400m | 1,860m |
| 区 間 | 行橋駅付近 | 花畑駅付近 | 春日原駅～下大利駅 | 折尾駅付近 | 雑餉隈駅付近 |
| 踏切場所 | 6カ所 | 6カ所 | 12カ所 | 9カ所 | 7カ所 |
| 事業期間 | H2～12 | H7～17 | H15～33 | H16～31 | H22～35 |
| 進捗状況 | 完了 | 完了 | H11 着工準備・事業採択 H13 都市計画決定 H15 事業認可 H22 事業認可変更 | H13 着工準備・事業採択 H16 都市計画決定 H16 事業認可 | H17 着工準備・事業採択 H20 都市計画決定 H22 事業認可 |

3 踏切除却のための事業の推進状況

| 路線名 | 位置 | 交差鉄道名 | 踏切名 | 着手年度 | 備 考 |
|----------|-------|-------|-----|------|-----------------|
| (都)長 溝 線 | 大牟田市 | 鹿児島本線 | 長溝川 | H11 | L=697m、W=20～27m |
| (都)光岡東郷線 | 宗 像 市 | 鹿児島本線 | 尾 園 | H15 | L=713m、W=18～30m |

鉄道事業者と道路管理者で十分な連携を行いながら、立体交差の必要な箇所について整備を推進する。

課題

- 1 鉄道と道路の連続立体交差化は、土地区画整理事業等と一体的に推進する必要がある。
- 2 交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与する踏切除却事業の推進をする必要がある。

対処方針

- 1 土地区画整理事業等との連携を強化し、引き続き連続立体交差事業を推進する。
- 2 道路の改築事業で当該踏切の代替ルートを整備することにより、踏切除却を推進する。

関連事業・財政援助措置等

【関連事業】

- ・土地区画整理事業

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
 【具体的な施策】 ⑨ 公共駐車場の整備促進
 【所管課】 都市計画課、公園街路課
 (都市政策係) (街路係)

国土利用計画に掲げる施策

○パーク・アンド・ライドを推進するため、中心市街地及び駅などの交通結節点において、駐車場の計画的な整備を促進する。

現況

近年、自動車保有台数の増加に伴い、特に都市部の市街地内で自動車交通量が増加を続け、交通混雑が深刻な問題となっている。

都市部における交通混雑を緩和する施策としてパークアンドライドを推進するとともに、路上駐車等による交通障害の排除や安全確保のために、都市計画法の都市施設としての計画決定や各種事業による整備が進められている。

○都市計画駐車場

| 都市名 | 駐車場名称 | 計画面積(ha) | 供用面積(ha) | 構造階層 | 摘要 |
|------|-------------|----------|----------|----------|--------------|
| 福岡市 | 博多駅中央 | 0.12 | 0.12 | 地上7階8層 | 自走式 |
| 〃 | 福岡駅 | 0.66 | 0.66 | 地上8階5層 | 自走式、商業施設 |
| 〃 | 福岡中央 | 0.57 | 0.57 | 地下2階 | 自走式、公園占用 |
| 〃 | 天神中央公園 | 1.16 | 1.16 | 地下1階2層 | 自走式、公園 |
| 〃 | 川端地下 | 1.55 | 1.55 | 地下4階2層 | 自走式 |
| 〃 | 築港 | 0.32 | 0.32 | 地上5階4層 | 自走式 |
| 〃 | 市営博多駅 | 0.26 | 0.26 | 平面式 | 自走式 |
| 〃 | 天神地下 | 1.55 | 1.55 | 地下2階1層 | 自走式、道路占有、地下街 |
| 久留米市 | JR久留米駅西口駐車場 | 0.37 | 0 | 地上7階 | 自走式 |
| 〃 | 小頭町公園 | 0.40 | 0.40 | 地下1階2層 | 自走式、公園占用 |
| 〃 | 東町公園 | 0.33 | 0.33 | 地下1階1層 | 自走式、公園占用 |
| 北九州市 | 勝山公園地下 | 1.02 | 1.02 | 地下2階2層 | 自走式、一部公園占用 |
| 〃 | 天神島 | 0.32 | 0.32 | 地上3階地下1階 | 自走式 |
| 豊前市 | 第1号豊前市自動車 | 0.29 | 0.29 | 平面式 | 自走式 |
| 〃 | 第2号豊前市自動車 | 0.18 | 0 | 平面式 | 自走式 |
| 筑後市 | 筑後船小屋駅前 | 0.52 | 0.52 | 平面式 | 自走式 |

○事業実施箇所

- ・JR久留米駅西口駐車場 3,700㎡、地上7階
- ・第2号豊前市自動車駐車場 1,800㎡、平面式

課題

1. 地元住民との合意形成、事業主体となる市町村との連携が必要である。
2. 事業主体の財政力不足。

対処方針

市町村との連携を強化し、地元住民との合意形成に努める。
 安定的な財政力確保の為、国への要望を強める。

関連事業・財政援助措置等

交通結節点改善、道路交通環境改善促進、都市・地域交通戦略推進事業
 (平成22年度より社会資本整備総合交付金化)

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑩ 交通安全施設の整備促進（1）
- 【所管課】 道路維持課
(交通安全係)

国土利用計画に掲げる施策

- 安全で快適な道路交通環境を確保するため、事故危険箇所の改善や、誰もが安心して通行できる幅員及びバリアフリー歩行空間の整備を促進する。

現況

交通安全施設等整備事業実施計画（H20～H24）などに基づき、事故危険箇所など緊急性の高い地域において、交差点の改良、歩道等の整備、道路照明の設置等を行っている。

また、高齢者・障害者等の社会参加を支援するため、駅・住宅・公共施設等の周辺における歩行空間のバリアフリー化を行い、利用者にとって安全で歩きやすいネットワークを形成し、道路交通環境の整備も併せて行っている。

特定道路のバリアフリー化の整備状況（県が管理する特定道路延長 L = 45.3 km）

(単位：km)

| | 平成19年度末 | 平成20年度末 | 平成21年度末 | 平成22年度末 |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 整備済延長 | 21.9 | 26.2 | 29.8 | 32.7 |

※ 特定道路・・・鉄道駅や官公庁等の生活関連施設間の道路のうち、高齢者が通常徒歩で利用する道路

課題

歩道設置や歩行空間のバリアフリー化は、沿線住民の理解と協力が必要である。

対処方針

市町村、関係する福祉関係団体、沿線住民等と整備内容等の協議を行う。

関連事業・財政援助措置等

国土交通省所管：交通安全施設等整備事業、社会資本整備総合交付金事業

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
【具体的な施策】 ⑪ 交通安全施設の整備促進（2）（道の駅）
【所管課】 道路維持課
（交通安全係）

国土利用計画に掲げる施策

- 安全で快適な道路交通環境を確保するため、事故危険箇所の改善や、誰もが安心して通行できる幅員及びバリアフリー歩行空間の整備を促進する。

現況

長距離ドライブや女性、高齢者のドライバーが増加するなか、安全運転をするためには、一般道路にも安心して利用できるトイレや駐車場を備えた休憩施設が必要である。

このように道路管理者が設置する休憩施設と、沿道の地元市町村が整備する物産館やコミュニティセンターなどの地域振興施設が一体となったものが『道の駅』である。

また、『道の駅』と称するためには、国土交通省道路局長から登録証の交付を受ける必要があり、その要件として

- 1 24時間利用可能な駐車場・トイレ・公衆電話が整備されていること。
- 2 道路及び地域に関する情報を提供できること。
- 3 十分な駐車場や清潔なトイレが整備されており、障害者なども利用できるよう配慮がなされていること。

等が挙げられ、地域振興施設の設置運営が、市町村又は第3セクター等の公的団体であることが必要である。

平成23年3月3日現在、全国では970駅、九州・沖縄地区で115駅が登録されている。

課題

- 1 地域振興施設等における管理運営上の問題点。
（トイレ清掃の不十分、品揃の画一化、駅員の対応不十分など）
- 2 施設等の老朽化。
- 3 防災拠点としての機能。

対処方針

- 1 道路管理者が管理する施設等については必要に応じて随時更新していく。
- 2 道の駅における防災拠点としての事例を参考に、主に新設検討している道の駅において整備を促す。

関連事業・財政援助措置等

国土交通省所管：交通安全施設等整備事業、社会資本整備総合交付金事業

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑫ 医療提供体制の整備推進
- 【所管課】 医療指導課
(地域医療係・在宅医療係)

国土利用計画に掲げる施策

- 地域における医療機関の相互連携や機能分担を推進するとともに、へき地における医療サービスの充実を図り、県民誰もが、どこでも、安全で安心できる質の高い医療が受けられる体制を構築する。

現況

高齢化の進展、疾病構造の変化、医療技術の発達等により複雑化する今日の医療において、県民の医療に対する様々なニーズに対応するためには、医療資源を有効に活用し、医療機関相互の機能分担及び業務の連携を図り、効率的な医療連携体制を確立しなければならない。

複数の診療科を持ち高度な医療機器を備えたいわゆる拠点病院に患者が集中し、これらの病院が本来の機能を発揮できなくなるといった状況に陥る危険性がある。

また、本県には無医地区及び無医地区に準じる地区(県内11市町村、18無医地区、6準無医地区(平成21年10月末の厚生労働省調査))とへき地診療所等所在地区(県内7市町村8診療所及び2特定診療所)がある。(市町村数は平成23年3月末現在)

課題

各医療機関が地域における急性期から回復期、在宅医療に到るまで適切に役割を分担し、限られた医療資源を有効に活用して効率的な医療体制を実現していくことが必要である。

また、本県には無医地区及び無医地区に準じる地区(県内11市町村、18無医地区、6準無医地区(平成21年10月末厚生労働省調査))とへき地診療所等所在地区(県内7市町村8診療所及び2特定診療所)があり(市町村数は平成23年3月末現在)、これらの地域における医療サービスの充実を図る必要がある。

対処方針

本県では、病診連携推進事業や医療機能分化推進事業を行い、地域連携室の設置、紹介率の向上などにつとめてきた。今後も、病診連携及び医療資源の機能分化を推進するため、開放型病院の推進や地域医療支援病院の整備等に努めていくとともに、4地域の市医師会に委託し、急性期→回復期→在宅(外来)への地域連携クリティカルパスを作成・運用し、地域連携促進と、医療の平準化を図る。

へき地医療拠点病院による無医地区等への巡回診療の実施やへき地診療所への代診医の派遣により、へき地における住民の医療を確保していく。

関連事業・財政援助措置等

- 地域連携診療計画促進費
- へき地医療対策費
- へき地診療所施設設備整備費補助金

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑬ 介護施設の整備推進
- 【所管課】 高齢者支援課
(施設整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 必要な介護サービスを安心して受けることができるように、介護施設の計画的な整備を図る。

現況

介護施設については、介護を必要とする高齢者が安心して介護サービスを利用することができるよう、市町村の介護保険事業計画及び老人福祉計画を踏まえて平成21年3月に策定した福岡県高齢者保健福祉計画（第5次）並びに増加する高齢者の受入先確保、経済対策及び雇用の創出の観点から平成22年2月に策定した福岡県高齢者福祉施設等緊急整備計画に基づき、計画的に整備しているところである。

(H23.3月末現在)

| 施設種別 | 施設数 | 定員数 |
|-----------|-----|--------|
| 養護老人ホーム | 41 | 2,762 |
| 特別養護老人ホーム | 246 | 16,558 |
| 軽費老人ホーム | 123 | 5,537 |

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑭ 子育て支援施設の整備促進
- 【所管課】 子育て支援課
(保育係)

国土利用計画に掲げる施策

- 子どもを安心して生み育てることができる地域社会の形成を図るため、地域子育て支援拠点や保育所などの子育て支援施設の整備を促進する。

現況

- 保育所について
 - ・ 女性の就業率の増加や昨今の雇用情勢の悪化により、待機児童が増加している。
 - ・ 国においては、「希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、仕事と生活の調和やサービスの質の確保等との視点を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進する」こととしており、平成20年度から「安心こども基金」を設置し、保育所等の緊急整備に取り組んでいる。
 - ・ 県においても、国の基金をもとに、「福岡県子育て応援基金」を設置し、保育所等の緊急整備を行い、待機児童の解消に取り組んでいる。
 - ・ 平成21年度整備 44施設 平成22年度整備 91施設
- 子育て支援拠点施設について
 - ・ 都市化や核家族化が進行する中で、身近な相談相手がいないことから、家庭における養育力の低下、子育て家庭の孤立感、育児不安を招いており、親と子の育ちを地域で支えることが求められている。
 - ・ 県においては、育児不安はもとより、「産後うつ」や「虐待防止」など多岐にわたる効果をもつ「子育て支援拠点施設」の設置促進を図っている。
 - ・ 平成21年度整備 5施設 平成22年度整備 4施設

課題

- 保育所について
 - ・ 保育の実施主体は市町村であるため、市町村における適切な保育需要の把握が必要となる。
 - ・ また、その需要に対し施設整備を含めた適切な対応策の検討が必要。
- 子育て支援拠点施設について
 - ・ H22年3月に「次世代育成支援行動計画（出会い・子育て応援プラン）後期計画」を策定しており、市町村における整備計画との整合を図りながら、適正な施設の整備促進を図っていく必要がある。

対処方針

- 保育所について
 - ・ 現在取り組んでいる「福岡県子育て応援基金」を財源とした保育所等の緊急整備による保育所入所定員の拡大に努める。
- 子育て支援拠点について
 - ・ 子育て支援拠点施設未設置市町村に対する設置促進を働きかけるとともに、より身近での利用が可能となるよう市町村の状況に応じ施設の増設等に取り組む。

関連事業・財政援助措置等

- 保育所及び子育て支援拠点の整備について
平成23年度末までを対象期間とする「福岡県子育て応援基金」による施設整備助成

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① リサイクル技術の開発とリサイクル産業の振興
- 【所管課】 循環型社会推進課
(リサイクル係、レアメタル・炭素繊維リサイクル班)

国土利用計画に掲げる施策

- 廃棄物などの発生抑制、再使用、再生利用の推進を図るとともに、これらを支えるリサイクル技術と社会システムの開発、資源を有効活用したリサイクル産業の振興など総合的な施策を講じる。

現況

- 1 福岡県リサイクル総合研究センターの設立
産・学・官・民の関係者が協力して循環型社会の構築に取り組む政策推進型の機関として、平成13年6月、北九州学術研究都市内に設立した。
リサイクル技術や社会システムに係る共同研究の実施、研究成果の地域展開や事業化の支援、環境・リサイクル関連情報の発信等の事業を推進している。
(主な研究成果)
 - ・ポリエステル不織布の端材からの自動車用床下吸音材の開発
 - ・規格外食品乾燥剤からの消石灰肥料の開発
 - ・生ごみ等からメタンガス・液肥を回収・利用するシステムの開発
 - ・めっき排水から亜鉛を回収するシステムの開発
- 2 エコタウンにおけるリサイクル関連企業の集積
北九州、大牟田の2つのエコタウンにおいて、環境産業の集積基盤が整備され、リサイクル関連企業が集積している。
- 3 レアメタルリサイクルの推進
エコタウンにおけるリサイクル産業の集積やレアメタル抽出に関する研究シーズの集積などのポテンシャルを活用したレアメタルリサイクルシステムの事業化に取り組み、レアメタルリサイクルの拠点化をめざしている。
- 4 炭素繊維リサイクルの推進
大牟田エコタウン内の炭素繊維リサイクルプラントを活用した、炭素繊維リサイクルの事業化を図る。

課題

リサイクルをシステムとして定着させ、資源循環型の社会を構築するためには、リサイクル技術の開発とともに社会システムの開発を同時に行う必要があり、これらを支援するリサイクル総合研究センターの役割は、益々重要になってきている。

対処方針

引き続き、リサイクル総合研究センターにおいて、北九州、大牟田の両エコタウンと連携し、リサイクル技術及び社会システムの開発を支援し、リサイクル産業のさらなる集積を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】 ② 産業廃棄物の減量化、再資源化、適正処理の推進
- 【所管課】 廃棄物対策課、監視指導課、循環型社会推進課
(施設第二係) (リサイクル係)

国土利用計画に掲げる施策

- 廃棄物などの発生抑制、再使用、再生利用の推進を図るとともに、これらを支えるリサイクル技術と社会システムの開発、資源を有効活用したリサイクル産業の振興など総合的な施策を講じる。
- 不法投棄など不適正処理の防止のため、排出事業者・処理業者への指導、取締りの強化、処理実態の的確な把握とそれを踏まえた効果的な監視指導を実施する。また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画に沿った処理の促進、公共関与事業の推進などを行い、産業廃棄物の適正な処理を推進する。

現況

- 1 福岡県廃棄物処理計画の推進
平成14年4月に「福岡県廃棄物処理計画」（平成19年4月改訂）を策定し、この中で産業廃棄物の排出抑制、減量化・再資源化の推進、排出事業者責任の徹底・強化、適正処理の確保と推進等が図られるよう総合的な施策を展開することとしている。
- 2 廃棄物処理法の改正
 - ① 平成18年2月10日公布 平成18年8月9日、10月1日施行
石綿含有廃棄物について、対象範囲の拡大、新たな処理認定制度及び個別の処理基準を創設し、適正処理が確保されるよう改正がなされた。
 - ② 平成19年9月7日公布 平成20年4月1日施行
事業系一般廃棄物である木くずのうち、「物品賃貸業者に係る木くず」及び「貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず」を産業廃棄物として追加した。
 - ③ 平成21年11月10日公布 平成21年11月24日施行
無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物に微量PCB汚染廃電気機器等を追加し、焼却施設の維持管理の技術上の基準として排ガス及び放流水中のPCB量の測定に関する規定やそれに関する記録の閲覧や記録する事項を追加した。
 - ④ 平成22年5月19日公布 平成23年4月1日施行
建設廃棄物の処理責任についての元請業者への一元化、排出事業者が産業廃棄物を事業所の外で保管する場合の事前届出制度の創設、廃棄物処理施設設置者に対する施設の定期検査及び維持管理情報の公開の義務付け、優良産廃処理業者に係る許可更新期間の特例（7年）の創設、産業廃棄物の多量排出事業者が産業廃棄物処理計画を提出しない場合等についての罰則の創設等の改正がなされた。

課題

- 1 産業廃棄物については、排出事業者責任のもとに処理が実施されるため、事業者の減量化・再資源化及び適正処理に対する意識の高揚を促すことが必要
- 2 再資源化を推進するため、再資源化物の需要の拡大が必要
- 3 産業廃棄物の適正処理体制の確立が必要

対処方針

- 1 多量に産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物処理計画の策定及び同計画の進捗状況管理に関する助言・指導
- 2 関係機関（九州経済産業局）等との連携による再資源化物の需要拡大
- 3 事業者、処理業者、処理施設等への立入検査等を通じた適正処理の確保及び不適正処理の防止
- 4 処理業者講習会等を通じた廃棄物処理法の周知徹底
- 5 処理業界の健全育成及び技術水準の向上

関連事業・財政援助措置等

- 1 処理業界の健全育成及び技術水準の向上のため、平成元年度から（社）福岡県産業廃棄物協会に対して事業費補助を実施している。
- 2 産業廃棄物の減量化、再資源化の促進のため、平成17年度から先導的なりサイクル施設を整備する事業者に対して、施設整備費補助を実施している。
また、再資源化物の需要拡大を図るため、平成17年度にリサイクル製品認定制度を創設した。

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 一般廃棄物の適正処理の推進
- 【所管課】 廃棄物対策課
(施設第一係)

国土利用計画に掲げる施策

- 一般廃棄物処理施設については、リサイクルセンターや熱回収施設（焼却施設）などの効率的かつ計画的な整備を促進する。なお、施設の立地に当たっては、自然環境及び生活環境の保全に配慮する。
- 市町村などにおける広域的なゴミ処理のネットワークの構築を促進することにより、一般廃棄物の適正で効率的な処理を推進する。また、市町村の広域的な一般廃棄物処理システム、ダイオキシン類対策及びゴミのサーマルリサイクル（熱回収）として有効なRDF発電を引き続き推進する。

現況

- 1 広域処理の現況
各市町村等が保有する小規模の焼却施設をできるだけ集約し高度な処理能力を有する施設を整備することやマテリアルリサイクル施設（原材料として再利用）やサーマルリサイクル（熱源として再利用）を県として推進している。

課題

- 1 一般廃棄物処理施設が迷惑施設として受け止められていることから、その設置に関し、住民の理解が得難く、各地で紛争が発生する等、設置が困難な状況になっていること。
- 2 ダイオキシン対策等に伴い一般廃棄物処理施設の建設費の増大、立地の問題等により単独市町村又は既存の事務組合枠では施設の確保が困難な状況にある。

対処方針

効率的かつ適正な処理を全県的に確保するため、国の循環型社会形成推進交付金を活用して、既存のごみ処理の枠組みの見直しを含めた新たな広域的なごみ処理体制の整備等を進める。

関連事業・財政援助措置等

| (循環型社会形成推進交付金) | 助成率 |
|------------------------------|---------|
| (1) マテリアルリサイクル推進施設 | 1/3 |
| (2) エネルギー回収推進施設 | 1/3 |
| (3) 高効率ごみ発電施設 | 1/2 |
| (4) 高効率原燃料回収施設 | 1/2 |
| (5) 有機性廃棄物リサイクル推進施設 | 1/3 |
| (6) 最終処分場 | 1/3 |
| (7) 最終処分場再生事業 | 1/3 |
| (8) エネルギー回収能力増強事業 | 1/3 |
| (9) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 | 1/3、1/2 |
| (10) 漂流、漂着ごみ処理施設 | 1/3 |
| (11) コミュニティ・プラント | 1/3 |
| (12) 施設整備に関する計画支援事業 | 1/3 |
| (13) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業 | 1/3 |

- 【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】④ 環境に配慮した住宅の普及促進
- 【所管課】住宅計画課
(民間住宅係、計画係、住環境整備係)

国土利用計画に掲げる施策

- リフォームが容易で、省エネルギー性能の向上や自然エネルギーの活用、リサイクル材の活用など、環境に配慮した住宅の普及促進に努める。また、地域産材などを活用した木造住宅の普及を促進する。

現況

住宅は、建設時の資源、居住時のエネルギー消費、解体時における多量の建設廃棄物の発生など、大きな環境負荷を与えており、地球環境保護と持続可能な社会の実現のために、環境に配慮された住宅の供給促進が求められている。

そのような中、国でも長期にわたり良好な状態で使用できる優良な住宅の普及を促進し、住生活の向上と環境負荷の低減を図ることを目的に、長期優良住宅法が施行され、その方向性が示された。(長期優良住宅の普及の促進に関する法律、H21.6施行)、また本県では他の材料と比較して加工に要する消費エネルギーが少なく、リサイクルが可能であるなど環境に優しい素材である木材を利用し、長寿命化や省エネ性能に配慮し、県内加工材の利用などの一定の要件を満たした住宅の建設に対する助成を行っている。(福岡県快適な住まいづくり推進事業)

当事業を利用する事業者は年々増加しており、県の施策への理解と環境に配慮した住宅の供給促進が図られている。

県内の新築住宅着工戸数に対する長期優良住宅の認定件数の割合

| | |
|-------|-------|
| H21 | H22 |
| 10.2% | 14.0% |

福岡県快適な住まいづくり推進事業を利用する事業者数の実績(累計)

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
| 30 | 35 | 41 | 46 | 56 | 63 |

また、「住宅情報提供推進事業」として、情報交流拠点「住宅情報プラザ福岡」を設置し、住宅全般に関する情報提供を行う中で、省エネルギー、省資源に配慮した住宅の普及促進を図っている。

課題

住宅施策における地球環境対策の必要性への県民の理解は一定程度進んできたが、県下全域への周知には未だ至っていない。

対処方針

- 長期にわたり使用できる建物の耐久性・耐震性を高め環境にやさしい良質な住宅ストックを形成するため、長寿命化や省エネルギー性能に優れた長期優良住宅を普及促進する。
- 地域産材等を活用した木造住宅の普及について一層の強化を図る必要がある。

関連事業・財政援助措置等

- ・福岡県快適な住まいづくり推進事業
- ・住宅情報提供推進事業

- 【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】⑤ 水のネットワークの構築推進
- 【所管課】水資源対策課
(水道整備室)

国土利用計画に掲げる施策

○ 地域間の水供給能力の格差解消を図るため、地域間、水道事業者相互の水融通、水利用の広域化を可能とする水のネットワークの構築を進める。

現況

水道の現況（平成21年度末（平成22年3月末）現在）

1 水道事業数（専用水道は施設数）

| 水道用水供給 | 上水道 | 簡易水道 | 専用水道 |
|--------|------|------|-------|
| 7事業 | 56事業 | 48事業 | 436カ所 |

2 現在給水人口と普及率

| 広域圏 | 総人口 (人) | 現在給水人口(人) | | | 未給水人口 (人) | 普及率 (%) |
|-----|------------|-----------|-----------|--------|--------------|------------|
| | | 上水道 | 簡易水道 | 専用水道 | | |
| 福岡 | 2,396,275 | 2,301,609 | 2,274,065 | 2,250 | 25,294 | 96.0 |
| 北九州 | 1,307,507 | 1,248,780 | 1,236,704 | 7,961 | 4,115 | 95.5 |
| 筑後 | 922,413 | 748,993 | 717,394 | 16,764 | 14,835 | 81.2 |
| 筑豊 | 434,420 | 410,704 | 402,681 | 6,676 | 1,347 | 94.5 |
| 県計 | 5,060,615 | 4,710,086 | 4,630,844 | 33,651 | 45,591 | 93.1 |

3 水道普及率の推移

| | S60 | H7 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口(千人) | 4,708 | 4,926 | 5,037 | 5,043 | 5,049 | 5,053 | 5,060 |
| 給水人口(千人) | 4,090 | 4,404 | 4,650 | 4,666 | 4,680 | 4,691 | 4,710 |
| 福岡県(%) | 86.8 | 89.4 | 92.3 | 92.5 | 92.7 | 92.8 | 93.1 |
| 全国(%) | 93.3 | 95.8 | 97.2 | 97.3 | 97.4 | 97.5 | 97.5 |

4 給水量の推移（上水道、簡易水道）

| | S60 | H7 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1日平均給水量(千 m^3) | 1,245 | 1,329 | 1,376 | 1,361 | 1,359 | 1,348 | 1,347 |
| 1日最大給水量(千 m^3) | 1,611 | 1,607 | 1,562 | 1,591 | 1,548 | 1,552 | 1,520 |
| 1人1日平均給水量($\%$) | 309 | 305 | 299 | 295 | 294 | 290 | 289 |
| 1人1日最大給水量($\%$) | 400 | 369 | 339 | 345 | 334 | 334 | 326 |

課題

- 1 水道未普及地域の解消
- 2 水道の広域化

対処方針

- 1 水道水源の確保や地域実態に応じた水道未普及地域解消のための指導。
- 2 市町村の行政区域を超えた広域的視点に立った水道水源の確保とその有効利用やそれに対応する広域的な水道施設の整備を促進する必要があることから、地域ごとに策定した「広域的水道整備計画」に基づく水道の広域化を推進する。

関連事業・財政援助措置等

水道水源開発等施設整備費国庫補助事業

簡易水道等施設整備費国庫補助事業

水道広域化施設整備費等県費補助

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑥ 循環型農業の確立推進
- 【所管課】 畜産課
(環境飼料係)

国土利用計画に掲げる施策

- 良質たい肥の生産施設や散布機械の整備などの取組を支援するとともに、耕畜連携による循環型農業の確立を図る。

現況

家畜排せつ物の処理施設等や堆肥流通促進のため施設等の整備を行った。また、堆肥流通促進のため、堆肥の実証展示や堆肥コンクール等を行った。

1 関係機械・施設の整備状況

(実施地区)

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 国庫事業 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 県単事業 | 14 | 9 | 8 | 7 | 16 |

2 堆肥コンクール開催及び実証展示ほの設置状況

(箇所)

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 堆肥コンクール | ○ | ○ | — | ○ | — |
| 実証ほ展示 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

注) 堆肥コンクール○：開催、—：未開催(H20年度より隔年開催に変更)

課題

- 1 処理施設等の整備による堆肥の品質向上や関係機械の整備への支援
- 2 堆肥の流通や利用等への支援

対処方針

- 1 補助事業やリース事業を活用した処理施設等の整備
- 2 堆肥コンクール等による堆肥利用推進と啓発

関連事業・財政援助措置等

- ・資源循環型畜産振興総合対策事業
(バイオマス利活用フロンティア整備事業(国庫)、畜産経営環境保全推進事業(県単ソフト))
- ・持続する畜産経営安定対策事業(県単)

- 【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】⑦ 地球温暖化対策の推進
- 【所管課】環境保全課
(地球温暖化対策係)

国土利用計画に掲げる施策

- 地球温暖化を防止するため、風力、太陽光をはじめとする自然エネルギーの活用促進を図り、下水汚泥や木質資源などに由来するバイオマスエネルギーを積極的に活用するなど、新エネルギー利用の普及を促進することをはじめ、「福岡県地球温暖化対策推進計画」に基づき、県民・事業者・行政が一体となり、省エネ、省資源に向けた取組を進める。

現況

- 平成18年3月に「福岡県地球温暖化対策推進計画」を策定
- 民生の家庭部門と業務部門、運輸部門の自動車について、二酸化炭素排出量の削減目標を設定し、目標達成に向けた様々な取組を示している。
- 温室効果ガス総排出量(H21年度)はH2年度比9.6%減少(2010年度見込み6%削減)

| 区分 | 対象 | 削減目標 | 基準年度 | H21年度 | 増減率 |
|----------------|------------|---|---------------------|-----------|-------|
| 二酸化炭素排出量 | 民生部門 家庭 | H22年度までに H14年度より 1世帯当たり排出量を 約10%削減 | 2,746 kg | 2,660 kg | -3.1% |
| | | 単位床面積当たり 排出量を約8%削減 | 95.5 kg | 88.5 kg | -7.3% |
| | 運輸部門 | 自動車1台当たり 排出量を約13%削減 | 3,420 kg | 3,173 kg | -7.2% |
| 温室効果ガス 総排出量 | | 総排出量を基準年度 (H2年度)比で6%削減見込 | (H2年度) 6,122 万トン | 5,534 万トン | -9.6% |

二酸化炭素排出量の削減目標との比較

課題

- 県民生活に密着する部門での排出量が増加
1990年度と比較して、県民生活に密着する部門(家庭部門、業務部門、運輸部門)において、排出量が13.6%~26.1%増加している。

| 温室効果ガス 排出区分 | 平成2年度 (基準年度) | 平成21年度 (基準年度比) | (参考) 国の増減率 (対H2年度) | |
|------------------------------|-----------------|-------------------|--------------------------|--------|
| 合計 | 6,122 | 5,534 | -9.6% | -4.1% |
| 二酸化炭素 | 5,873 | 5,353 | -8.9% | +0.04% |
| エネルギー転換部門 | 60 | 37 | -39.0% | +17.8% |
| 民生(家庭)部門 | 481 | 577 | +19.8% | +26.9% |
| 民生(業務)部門 | 483 | 548 | +13.6% | +31.2% |
| 産業部門 | 3,016 | 2,415 | -19.9% | -19.5% |
| 運輸部門 | 899 | 1,134 | +26.1% | +5.8% |
| 工業プロセス部門 | 876 | 573 | -34.6% | -35.3% |
| 廃棄物部門 | 58 | 70 | +21.9% | +27.3% |
| メタン | 137 | 32 | -76.6% | -38.0% |
| 一酸化二窒素 | 85 | 79 | -6.4% | -32.2% |
| 代替フロン等3ガス (ハイドロフルオロカーボン等) | 28 | 69 | +146.4% | -57.4% |

福岡県の温室効果ガス総排出量

対処方針

- 二酸化炭素排出量が増加傾向にある家庭部門、業務部門を主な対象として、地球温暖化防止に関する普及啓発を実施

関連事業・財政援助措置等

- エコライフ応援事業(家庭や職場で地球温暖化防止に取り組むエコファミリー、エコ事業所を募集)
- 中小企業省エネ促進事業(相談対応、情報発信、人材育成)
- ふくおか省エネ・節電県民運動(電力需要が増加する夏季・冬季に、県民、企業、行政が一体となり、省エネ・節電の取り組みを推進)
- 福岡県環境保全施設等整備資金融資(中小企業のエネルギー有効利用施設等導入に対し、上限4000万円、年1.3%の利率で融資)

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
【具体的な施策】 ⑧ 自然エネルギーの活用促進
【所管課】 総合政策課
(エネルギー政策室)

国土利用計画に掲げる施策

- 地球温暖化を防止するため、風力、太陽光をはじめとする自然エネルギーの活用促進を図り、下水汚泥や木質資源などに由来するバイオマスエネルギーを積極的に活用するなど、新エネルギー利用の普及を促進することをはじめ、「福岡県地球温暖化対策推進計画」に基づき、県民・事業者・行政が一体となり、省エネ、省資源に向けた取組を進める。

現況

平成22年度（総合政策課政策推進班所管）

- 「新エネルギー」の普及・啓発
- ・ 住宅用太陽光発電導入時補助金や余剰電力買取等の国の制度について、市町村、県民への情報提供。
 - ・ 県政出前講座「新エネルギー」の実施。
- 市町村地域新エネルギービジョン策定委員会委員就任
- ・ H22は大刀洗町、糸田町

(エネルギー政策室は平成23年9月設置。)

課題

- 東日本大震災の発生を受け、今後、わが国がエネルギーの安定供給を図るためには、エネルギーの多様化、分散化が不可欠である。地域偏在性が高い太陽光などの再生可能エネルギー導入の機運が高まっており、各地域の果たすべき役割が非常に大きくなっている。

対処方針

- 総合政策課内に「エネルギー政策室」を設置（平成23年9月1日）。
- ・ 県内の再生可能エネルギーの開発可能性調査・研究、情報収集
 - ・ 再生可能エネルギー導入促進のための具体的な施策の実施
- 平成23年度は、再生可能エネルギー導入検討時に必要とされる日照量・風況等の情報を、県内市町村・民間事業者等がインターネット上においてワンストップで把握可能とする「再生可能エネルギー導入等支援システム」を構築するための調査を実施（12月補正）。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑨ バイオマスエネルギーの活用促進
- 【所管課】 林業振興課
(木材流通係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 地球温暖化を防止するため、風力、太陽光をはじめとする自然エネルギーの活用促進を図り、下水汚泥や木質資源などに由来するバイオマスエネルギーを積極的に活用するなど、新エネルギー利用の普及を促進することをはじめ、「福岡県地球温暖化対策推進計画」に基づき、県民・事業者・行政が一体となり、省エネ、省資源に向けた取組を進める。

現況

地球温暖化等の環境問題や、原油価格の不安定さといった状況も重なり、化石燃料に代わるエネルギー源として、木質バイオマスへの関心が高まっている。

木質バイオマスのうち、森林整備により生じた間伐材の多くは、木材価格の低迷や採算性の悪化などから、森林から搬出されずに切り捨てられたままとなっており、ほとんどが未利用のままである。

このため、未利用となっている木質資源の有効利用を図るため、平成20年度から効率的な収集運搬システムと加工技術の開発、平成22年度から効率的な集積を行う拠点（ストックポイント）の整備に取り組んでいる。

課題

○ 森林環境税を使った荒廃森林再生事業が始まり、大量に発生する林地残材の有効活用が求められている。
○ 木質バイオマスの利用促進を図るための木質ボイラーの導入や安定供給のためのチップ加工施設の整備が求められている。

対処方針

○ 森林環境税事業により発生する間伐材についても、ストックポイントを活用し搬出を促進する。
○ 効率的な収集運搬システムと加工技術の開発成果について普及を図る。
○ 県、市町村、森林組合等の関係者で構成する協議会を通じて、木質バイオマスを利用する需要者と燃料を供給する供給者を結びつけ、安定的な供給体制の構築を図る。

関連事業・財政援助措置等

○ 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業（（一社）新エネルギー導入促進協議会）経産省
○ 地域材利用促進緊急利子助成事業（NPO法人 活木活木森ネットワーク）林野庁

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑩ 鳥獣保護・鳥獣害対策の推進
- 【所管課】 自然環境課
(野生生物係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）などの適切な運用により、生物多様性の確保や生態系の維持に努める。また、鳥獣害対策については、鳥獣保護法及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、被害防除、生息環境管理など総合的な対策を実施する。

現況

鳥獣は、自然を構成する大切な要素として、自然生態系の維持、生物多様性の保全上重要な役割を担っており、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものである。生物多様性の保全や鳥獣と人間との共生の確保を適切に図っていくことが重要である。

このため、本県では、第10次鳥獣保護計画（平成19年～23年度）を策定し、鳥獣保護区、休猟区及び銃猟禁止区域の設定、鳥獣の繁殖、鳥獣保護思想の普及啓発、有害鳥獣の捕獲、狩猟者への指導、取締り等を実施することとしている。

(ha)

| 種別 年度 | 国 設 | | | | 県 設 | | | | | | | |
|----------|--------|----|-------|-----|--------|-------|-------|--------|-----|--------|----------------|--------|
| | 特別保護地区 | | 鳥獣保護区 | | 特別保護地区 | | 鳥獣保護区 | | 休猟区 | | 特定猟具（銃器）使用禁止区域 | |
| | 箇所 | 面積 | 箇所 | 面積 | 箇所 | 面積 | 箇所 | 面積 | 箇所 | 面積 | 箇所 | 面積 |
| H18 | 1 | 94 | 2 | 351 | 5 | 1,538 | 44 | 63,171 | 17 | 25,342 | 97 | 27,529 |
| H19 | 1 | 94 | 2 | 351 | 5 | 1,538 | 44 | 63,171 | 7 | 9,085 | 92 | 26,162 |
| H20 | 1 | 94 | 2 | 351 | 5 | 1,538 | 44 | 62,951 | 4 | 5,035 | 99 | 28,188 |
| H21 | 1 | 94 | 2 | 351 | 5 | 1,538 | 44 | 62,951 | 1 | 196 | 100 | 28,206 |
| H22 | 1 | 94 | 2 | 351 | 5 | 1,538 | 44 | 62,951 | 1 | 196 | 100 | 28,206 |

課題

- 1 鳥獣の生息状況の把握及び生息環境の積極的保全を行うこと。
- 2 野生鳥獣に関する情報及び鳥獣保護思想の普及啓発を行い、傷病野生鳥獣を治療する施設の充実を図る。
- 3 鳥獣による被害防止のため適切な生息数のコントロール及び生息数のモニタリングがなされること。

対処方針

- 1 野生鳥獣生息分布調査、ガンカモ科鳥類一斉調査等を実施して鳥獣の生息状況を把握している。また、鳥獣保護区及び休猟区等を設定している。
- 2 探鳥会の開催、愛鳥週間のポスター募集、愛鳥モデル校育成事業を実施し、鳥獣保護思想の普及を図る。
- 3 有害鳥獣対策調査及び有害鳥獣捕獲を実施している。
- 4 特定鳥獣保護管理計画に基づき、シカ及びイノシシの被害防止対策を実施している。

関連事業・財政援助措置等

- 1 傷病野生鳥獣医療所の設置（委託）
- 2 日本キジの放鳥
- 3 有害鳥獣広域捕獲対策事業

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑩ 鳥獣保護・鳥獣害対策の推進
- 【所管課】 園芸振興課
(果樹係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）などの適切な運用により、生物多様性の確保や生態系の維持に努める。また、鳥獣害対策については、鳥獣保護法及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、被害防除、生息環境管理など総合的な対策を実施する。

現況

有害鳥獣による農林水産物の被害は、特に中山間地域を中心に広い範囲で発生している。平成20年2月に鳥獣被害防止特措法が施行され、この法律に基づく被害防止計画を作成した市町村は、被害防止施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な支援を受けられる。

このため、本県では、被害実態の把握、市町村被害防止計画の作成支援等を行っている。

(百万円)

| | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農林水産物被害額 | 2,058 | 1,847 | 1,563 | 1,231 | 1,226 | 1,353 | 1,575 |

被害防止計画：60市町村中46市町村が作成（平成23年3月末現在）

課題

- 1 有害鳥獣による農林水産物の被害実態把握が必要。
- 2 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画の作成の推進。
- 3 鳥獣被害対策を実施するための指導者の育成。

対処方針

- 1 有害鳥獣による農林水産物の被害実態を把握するため、被害調査を実施している。
- 2 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画の作成や、鳥獣被害防止総合支援事業の実施を支援している。
- 3 県域及び農林事務所単位に鳥獣被害防止対策協議会を設置し、技術情報の提供や鳥獣被害防止対策研修会の開催により指導者を育成している。

関連事業・財政援助措置等

- 1 特別交付税措置（市町村負担の80%）
- 2 鳥獣被害防止総合支援事業（平成22年度から県を經由して実施）

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑪ 外来生物に対する取組の推進
- 【所管課】 自然環境課
(野生生物係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 地域の特色ある自然環境の保全を図るため、生物多様性の重要性や希少野生生物の保護についての情報提供や意識啓発を図るとともに、地域の生態系などに影響を及ぼしている外来生物に対する取組を進める。

現況

外来生物は、農林水産業や愛玩動物などその利用は多岐にわたり、人間社会に多大な貢献をしている。しかしその一方で、ブラックバスのような河川や湖沼の生態系を破壊してしまう一部の外来生物の存在は、生物多様性を脅かす重大な危機のひとつとして問題となっている。

平成17年に施行された外来生物法では、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに悪影響を与える侵略的な外来生物を「特定外来生物」として指定し、国は飼育・輸入等の規制や防除を実施するとしている。県内においても、以下の「特定外来生物」が確認されている。

| 分類 | 種類 |
|---------|---|
| 哺乳類 | アライグマ |
| 鳥類 | ガビチョウ、ソウシチョウ |
| 爬虫類 | カミツキガメ |
| 両生類 | ウシガエル |
| 魚類 | ブラックバス（オオクチバス）、ブルーギル、カダヤシ |
| クモ・サソリ類 | セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ |
| 昆虫類 | アカカミアリ |
| 植物 | オオキンケイギク、ミズヒマワリ、ナゲツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ（パロットフェザー）、ボタンウキクサ（ウォーターレタス） |

課題

1. すでに定着してしまった特定外来生物の完全防除には多大なコストがかかる。
2. 潜伏段階で生息実態を把握することが重要であるが、被害が顕在化していないため、対処が事後的になりがちである。
3. 生態系被害については、人間活動に直接影響が出にくいいため、駆除の必要性やそれに伴う予算措置など社会的合意形成が困難である。

対処方針

1. 効果的な防除のためには、その外来生物が生態系に与える影響や、防除によって期待される生態系の回復度合いなどを分析し、優先順位をつけて実施しなければならない。こうした技術的支援策を検討していく。
2. 侵入初期段階で防除コストを集中的に投下することで、被害を未然に防ぐことができるほか、長期的にはコスト低減が図れる。他県の先行事例を調査し、「予防原則」をふまえた施策を検討していく。
3. 社会全体が外来生物問題に関心をもち、外来生物であるペットの取り扱いに注意したり、地域活動として外来生物の防除が取り入れられるよう啓発活動を進めていく。

関連事業・財政援助措置等

- ・特定外来生物影響調査事業（平成18年度～20年度）
- ・外来魚防除マニュアルの作成
- ・外来魚問題啓発パンフレットの作成
- ・出前講座の実施
- ・アライグマ分布データベースの作成

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
 【具体的な施策】 ⑫ 下水道整備の推進
 【所管課】 下水道課
 (公共下水道係、流域下水道係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 生活環境の改善、河川・海域などの水質保全を図るため、下水道や浄化槽など汚水処理施設の整備を進める。

現況

下水道の整備状況

1 公共下水道

| 整備都市数 | 行政人口 | 下水道処理人口 | 普及率 | 整備目標 (H27年) 下水道処理人口普及率 |
|-----------------|------------|------------|-------|---------------------------|
| 47市町 (政令市含む) | 5,043,494人 | 3,862,761人 | 76.6% | 80.0% |

2 流域下水道

| 箇所数 | 関連都市数 | 計画排水区域面積 | 整備状況 |
|-------------------|--------------------|----------|----------------|
| 9箇所 (内9箇所供用開始) | 29市町 (佐賀県基山町含む) | 29,179ha | 17,675ha (61%) |

課題

- 1 下水道の普及促進
- 2 下水汚泥の処理処分対策 (広域処理、資源化等)
- 3 下水道普及に伴う処理水再利用
- 4 高度処理についての検討 (公共用水域の水質保全、富栄養化対策)

対処方針

- 1 福岡県汚水処理構想等による計画的、かつ、効率的な整備推進を図る
- 2 下水汚泥処理処分の諸課題と方針の検討
- 3 下水処理水有効利用の検討
- 4 高度処理に係る諸課題の検討

関連事業・財政援助措置等

1 公共下水道事業

下水道は今やナショナルミニマムとして、都市・農山漁村を問わずその整備は緊急かつ重要な課題となっている。このため、関係市町村が計画的かつ効率的な汚水処理施設整備の推進を図るよう、助言・指導を行っていく。

2 流域下水道事業

下水道事業のうち、流域下水道事業は広域的な水質保全を図ることが妥当な地域に下水処理場や幹線管渠の根幹的施設を県で、枝線管渠等の関連施設を関係市町村で整備する事業である。このことから県と関係市町村が一体となって整備促進を図ることが重要である。

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑬ 浄化槽整備の推進
- 【所管課】 廃棄物対策課
(施設第一係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 生活環境の改善、河川・海域などの水質保全を図るため、下水道や浄化槽など汚水処理施設の整備を進める。

現況

- 1 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、下水道や浄化槽などの汚水処理施設の計画的、かつ効率的な整備を行うために、平成21年3月に「福岡県汚水処理構想」を見直し、これにより、県内の汚水処理人口普及率を平成27年度までに概ね90%にすることを目標としている。
平成22年度の福岡県の汚水処理人口普及率は87.5%（政令市を除くと75.5%）であり、このうち浄化槽については9.4%（政令市を除くと17.8%）である。
- 2 浄化槽は、下水道が未整備又は整備が困難な地域における生活排水対策に有効であり、これを推進するために、昭和62年度に市町村の整備事業に対する国庫補助制度が創設され、平成元年からは、県費補助制度も創設されている。
県では、この補助金等を活用して、浄化槽整備の推進を図っている。

課題

福岡県の汚水処理人口普及率は全国平均を上回っているが、人口5万人未満の市町村に限ると全国平均を下回っている。人口散在地域などの集合処理が非効率である人口密度が低い地域において、浄化槽の整備による効率的な汚水処理を図る必要がある。

対処方針

平成21年3月に「福岡県汚水処理構想」を見直して、地域の自然や社会条件を考慮して、経済性、地域性を判断して汚水処理施設整備計画を見直したところである。この構想に基づき、福岡県浄化槽整備事業補助金を活用しながら、特に人口散在地域において浄化槽の整備を促進していく。

関連事業・財政援助措置等

福岡県浄化槽整備事業補助金

- 1 浄化槽市町村整備推進事業等（市町村設置型）
補助率 7.5%

| 人槽 | 基準額 | 人槽 | 基準額 |
|---------|---------|---------|---------|
| 5人槽 | 837千円 | 16～20人槽 | 2,786千円 |
| 6人槽 | 940千円 | 21～25人槽 | 3,332千円 |
| 7人槽 | 1,043千円 | 26～30人槽 | 4,066千円 |
| 8人槽 | 1,153千円 | 31～40人槽 | 4,521千円 |
| 9～10人槽 | 1,375千円 | 41～50人槽 | 5,737千円 |
| 11～15人槽 | 2,039千円 | | |

- 2 浄化槽設置整備事業（個人設置型）
補助率 1/3

| 人槽 | 基準額 | 人槽 | 基準額 |
|---------|-------|---------|---------|
| 5人槽 | 332千円 | 16～20人槽 | 939千円 |
| 6人槽 | 373千円 | 21～25人槽 | 1,205千円 |
| 7人槽 | 414千円 | 26～30人槽 | 1,472千円 |
| 8人槽 | 458千円 | 31～40人槽 | 1,754千円 |
| 9～10人槽 | 548千円 | 41～50人槽 | 2,037千円 |
| 11～15人槽 | 743千円 | | |

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
【具体的な施策】 ⑭ 閉鎖性水域に係る水質保全対策の推進
【所管課】 環境保全課
(水質係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷及び農地などからの面源負荷の低減対策や、緑地の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。

現況

当県内の閉鎖性の高い海域には、瀬戸内海、博多湾、有明海及び唐津湾の4海域があり、それぞれ「瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画」（平成20年5月策定）、「有明海の再生に関する県計画」（平成15年3月策定、平成22年4月改訂、水産振興課所管）等により、各海域の特性に応じて計画を定め、環境負荷の低減、自然環境保全のための施策を実施している。

また、上記4海域及び14湖沼（油木ダム等）の流域に排水を放流している特定事業場（日平均排水量50m³以上の事業場に限る）については、窒素にかかる排水規制、上記4海域及び58湖沼（上記14湖沼＋江川ダム等）の流域事業場については、磷にかかる排水規制が適用されている。

さらに、瀬戸内海流域においては、1日の平均排水量が50m³以上の指定地域内特定事業場については、排水の濃度規制に加えてCOD、T-N、T-Pについての総量規制が適用されている。

課題

当県の閉鎖性海域は、海域により土地の利用用途が大きく異なることから、その流域の特性に応じた対策が必要である。

また、汚濁負荷の低減対策は、下水道の整備、事業場排水、農地からの負荷削減対策、緑地の保全等、施策が多岐に渡ることから、県各部署及び市町村等との連携が重要である。

対処方針

関係部課及び市町村等と連携し、海域ごとの計画の策定や計画に基づいた施策を実施していく。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
【具体的な施策】 ⑮ 土壌汚染対策の推進
【所管課】 環境保全課
(土壌係、ダイオキシン対策班)

国土利用計画に掲げる施策

○ 土壌汚染による健康リスクを低減するため、土壌汚染対策法を踏まえ、土地所有者などに対して、土壌の汚染状況の調査や汚染土壌の除去などを指導する。

現況

近年、有害物質による土壌汚染の判明事例が増加し、土壌汚染による健康被害の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている。

平成15年2月に施行された土壌汚染対策法では、揮発性有機化合物、重金属、農薬など25種類の特定有害物質、水質汚濁防止法に規定される有害物質使用特定施設の廃止及び一定規模以上の土地の形質変更等一定の機会を捉えた土壌の汚染状況の調査、汚染状況に応じた措置等が定められている。

なお、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、平成12年1月に「ダイオキシン類に土壌の汚染に係る環境基準」が定められている。

課題

土壌や地下水は一度汚染されると、汚染物質の除去や無害化等の対策に莫大な費用を要することから、汚染を未然に防止する取組が重要である。

また、土壌汚染対策法の施行に伴い、土地所有者等が土地取引等の際に自主的に調査を実施し汚染が判明する事例も増加しており、このようなケースについても適切な対応を求めていく必要がある。

さらに、汚染された土地から搬出した汚染土壌の適切な処理を推進する必要がある。

対処方針

工場・事業場における有害物質使用状況、土壌汚染の実態等の土壌汚染に関する情報の収集に努める。

また、土壌汚染対策法に基づき、土地所有者等に対して適切な土壌調査や土壌汚染の除去等の措置を指導するとともに、土壌汚染が判明した土地の周辺地下水の汚染状況の把握や周知に努める。

なお、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視(土壌調査等)により汚染の実態の把握に努める。また、汚染が判明した場合は、必要に応じてダイオキシン類対策特別措置法に基づいた措置を講じる。

関連事業・財政援助措置等

県では、中小企業者を対象とした「環境保全施設等整備資金融資制度」の中で、地下水汚染に関連した汚染土壌の除去等の工事費に対する低金利の融資制度を設けている。

また、公害防止計画に基づいて実施される公害防止対策事業については、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、国庫補助率の嵩上げ等、財政上の優遇措置が講じられる。

- 【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】① 美しいまちづくりの推進
- 【所管課】都市計画課
(都市政策係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 福岡県美しいまちづくり基本方針に従い、NPOやまちづくり団体、県民などとのパートナーシップによる美しいまちづくりを推進する。また、景観法に基づく景観計画の策定などを通じ、広域的な景観づくりを推進する。

現況

我が国は、昭和30年代から昭和40年代半ばにかけての高度成長期を経て、急激な発展を遂げてきた。この間、機能性を重視した都市基盤整備や都市開発を推進してきた。しかしその一方で、それぞれのまちの地域特性や歴史的、文化的な伝統が失われつつあり、まちづくりも画一的なものとなってきた。余暇時間の拡大や価値観の多様化、あるいは国際化といった状況の中で、県民の間では、「生活の質」や「心の豊かさ」への関心が高まっている。こうした多様なニーズに応えるため、住民の創意と工夫による個性的で魅力あふれるまちづくりが求められている。

課題

美しいまちづくりを推進していくために、まちづくりの主役である県民一人一人の、景観に対する意識の醸成を図り、県民運動として盛り上げていく必要がある。

また、快適性やゆとりと潤いといった公共空間への需要の高まりを受けて、平成17年に「景観法」が全面施行された。一方、地域における住民活動は、あらゆる分野でますます活性化していることから、行政と住民が一体となった個性と魅力あるまちづくりを推進することが必要となっている

対処方針

本県では、県民、市町村及び県のパートナーシップによる景観形成を目的として制定した「福岡県美しいまちづくり条例（平成12年9月）」を美しいまちづくりの一層の推進を図るため、景観法の制度を活用すべく改正し、翌年、条例に基づく「美しいまちづくり基本方針」についても改正した。一方、昭和63年より、周辺景観への波及効果を期待するとともに県民の景観に対する意識の醸成を目的として、先導的に県道の歩道部における景観整備事業を県民協働のもと県内各地で実施している。さらに、平成19年度には、美しいまちづくり条例の理念に即した景観整備を行えるよう、対象施設を、美しいまちづくり条例に定める公共施設等へと拡充するなどの景観整備事業制度要綱を改正した。

広域的な景観要素を活かした美しい県土の保全と形成のため、平成16年度より筑後地域において景観法に基づいた景観計画策定を進め、平成21年3月には「矢部川流域景観計画」を策定した。これに続き、筑後川流域景観については平成22年10月、京築広域景観については平成23年12月に景観計画を策定した。

県民の発意と参加による地域の個性を反映した美しいまちづくりを推進するため、各種施策を行っている。意識啓発として景観大会においてまちづくり団体の活動報告や表彰式などの開催、表彰事業として優れた景観や建築物の募集、まちづくりをテーマとした絵画などを募集しているほか、市町村や住民によるまちづくり活動を支援するために「まちづくり専門家」派遣事業も行っている。

今後は、美しいまちづくり条例及び基本方針を柱とし、パートナーシップの精神でNPO、まちづくり団体、県民と協働し、美しいまちづくりの過程を共有することによって美しいまちづくりを推進する。

関連事業・財政援助措置等

景観形成を目的として、「景観整備事業」を実施中である。

- ・久留米市「荘島町小森野線（医大通り）景観整備事業」（H4～11、L=1.3km）完成
- ・福岡市「津屋崎町「福岡停車場汐井線景観整備事業」（H5～10、L=1.2km）完成
- ・飯塚市「柏木町幸袋線景観整備事業」（H6～8、L=0.4km）完成
- ・柳川市「三橋町「晴天浜武線景観整備事業」（H6～14、L=1.5km）完成
- ・八女市「大島稲富線景観整備事業」（H10～17、L=2.1km）完成
- ・大川市「小保酒見線景観整備事業」（H11～14、L=0.5km）完成
- ・久留米市「本町津福本町線景観整備事業」（H13～17、L=1.2km）完成
- ・久留米市「本町高良内町線景観整備事業」（H15～18、L=0.6km）完成
- ・行橋市「行事西泉線景観整備事業」（H16～21、L=1.3km）完成
- ・遠賀町「松ノ本上別府線景観整備事業」（H17～24、L=1.2km）事業中
- ・苅田町「苅田臨海工業線景観整備事業」（H18～25、L=2.3km）事業中
- ・豊前市「犀川豊前線景観整備事業」（H22～H24、L=3.1km）事業中
- ・柳川市「本町新田大川線景観整備事業」（H22～H24、L=0.4km）事業中
- ・糸島市「波多江泊線景観整備事業」（H22～H25、L=1.4km）計画中
- ・糸島市「玉名八女線景観整備事業」（H22～H24、L=0.2km）計画中
- ・糸島市「南港1号線景観整備事業」（H22～H26、L=3.8km）計画中

- 【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
【小項目】2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
【具体的な施策】② 道路空間の整備推進
【所管課】道路維持課
(補修係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 道路交通の安全性、快適性を確保し良好な道路交通環境の保全のため、歩道などへの植栽や、適切な維持管理による道路緑化環境を整備する。また、電線共同溝などの整備を図る。

現況

道路緑化率 (km、%)

| 道路種別 | H 6 | | 9 | | 1 1 | | 1 7 | |
|----------|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|------|
| | 区間延長 | 緑化率 | 区間延長 | 緑化率 | 区間延長 | 緑化率 | 区間延長 | 緑化率 |
| 一般国道（補助） | 519.7 | 4.0 | 477.5 | 6.1 | 476.8 | 6.1 | 491.3 | 13.8 |
| 主要地方道 | 1,339.8 | 2.4 | 1,369.3 | 2.6 | 1,373.2 | 2.4 | 1,375.0 | 7.1 |
| 一般県道 | 1,529.4 | 1.3 | 1,595.4 | 1.4 | 1,583.3 | 1.7 | 1,604.0 | 4.6 |
| 計 | 3,828.0 | 6.0 | 3,866.6 | 6.6 | 3,433.3 | 2.6 | 3,470.3 | 6.9 |

(「道路交通センサス」より)

- (注) 1 緑化率＝緑化済み延長／区間延長
2 区間延長は道路実延長であり、緑化必要延長ではない。
3 道路公団、道路公社及び政令市の管理区間を除く。

課題

- 1 道路景観の向上
- 2 道路環境の改善

対処方針

- 1 植樹帯の設置
- 2 植樹及び維持管理の充実

関連事業・財政援助措置等

主な植樹帯の設置箇所 一般国道 200号、322号、385号、386号、495号等
主要地方道 福岡東環状線、筑紫野古賀線、久留米筑紫野線等
一般県道 山田中原福岡線等

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 街路整備事業の推進
- 【所管課】 公園街路課
(街路係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 道路交通の安全性、快適性を確保し良好な道路交通環境の保全のため、歩道などへの植栽や、適切な維持管理による道路緑化環境を整備する。また、電線共同溝などの整備を図る。

現況

街路事業は、都市構造の骨格を形成するとともに市街地交通の円滑化を図り、さらに防災空間及び供給処理施設収容のための空間を確保し、都市環境の改善を図ることを目的として、整備を推進している。

(都市計画道路の整備状況)

本県における平成22年3月末現在の都市計画決定路線は、久留米市など43都市において、総延長1,576.3kmが決定されている。(政令市を除く)

| 都市名 | 計画決定延長 (km) | 改良済延長 (km) | 整備率 (%) |
|----------|-------------|------------|---------|
| 北九州市 | 695.5 | 475.0 | 68.3 |
| 福岡市 | 512.8 | 397.1 | 77.4 |
| 政令市を除く市町 | 1,576.3 | 733.5 | 46.5 |
| 合計 | 2,784.6 | 1,605.6 | 57.7 |

(平成22年度街路事業費)

| 事業主体 | 路線数 | 事業区間延長 (km) | 事業費 (百万円) | 備考 |
|------|-----|-------------|-----------|--------------|
| 県 | 19 | 18.0 | 8,582 | 千代粕屋線外18路線 |
| 市・町 | 21 | 11.0 | 3,431 | 東合川野伏間線外20路線 |
| 合計 | 39 | 29.0 | 12,013 | 政令市を除く |

課題

街路事業費は用地及び補償費の占める割合が大きいが、家屋を移転する際、適当な移転先が無いこと等により、事業の円滑な実施に支障をきたすことがある。このため、行政機関で対応可能なものについては十分連携を取り、移転先の確保等生活再建のための措置を図ることが必要である。

対処方針

地元市町や土地開発公社等に用地交渉等を依頼することにより、事業の円滑化を図っている。

関連事業・財政援助措置等

[事業種別]

街路事業

道路改築、橋梁整備、踏切除却、連続立体交差、交通結節点改善、

(平成22年度より社会資本整備総合交付金、平成23年度より地域自主戦略交付金が追加)

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ④ 自然公園地域及び自然環境保全地域の指定の推進
- 【所管課】 自然環境課
(自然公園係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 優れた自然の風景地及び自然環境を保全することが特に必要な区域を自然公園や自然環境保全地域など目的に合わせて指定するとともに、適正な維持・管理を行う。

現況

自然公園の現況

(平成22年3月)

| 区 分 | 公園名 | 面積 (ha) | 保護規制区分別面積 (ha) | | | 県土面積 に対する 割合 (%) | 指定年月日 |
|--------|-----|------------|----------------|------|------|------------------------|-------|
| | | | 特別 保護地区 | 特別地域 | 普通地域 | | |
| | | | | | | | |

課題

- 1 生活様式の多様化、自然保護思想の高まり等の社会経済情勢の変化により、自然環境保全や自然公園の利用への期待は増大しているものの、自然公園及び自然環境保全地域はそのほとんどが私有地であり、土地の利用の規制を伴うため、その指定及び拡張には土地所有者及び関係機関との調整が必要であり時間を要する。
- 2 自然公園の指定及び公園計画の決定から長い年月を経過しているため、自然公園及びそれを取り巻く社会経済状況の変化から保全及び利用計画の見直しが求められている。

対処方針

1 については、自然環境保全の重要性については関係者の理解を得ながら指定を推進していく考えである。

2 については、区域及び公園計画の再検討（全面的な見直し）及び点検が必要であり、国定公園3、県立自然公園5について順次実施する。

県立自然公園の再検討は、平成3年度に矢部川県立自然公園、平成4年度に筑後川県立自然公園、平成8年度には筑豊県立自然公園が終了した。

また、国定公園についても、平成元年度に玄海国定公園、平成8年度に北九州国定公園、平成14年度に耶馬日田英彦山国定公園が終了し、平成11年度から玄海国定公園の点検に着手している。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
 【小項目】2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
 【具体的な施策】⑤ 特別緑地保全地区・風致地区の指定の推進
 【所管課】公園街路課
 (公園緑地係)

国土利用計画に掲げる施策

- 優れた自然の風景地及び自然環境を保全することが特に必要な区域を自然公園や自然環境保全地域など目的に合わせて指定するとともに、適正な維持・管理を行う。

現況

『特別緑地保全地区』

都市計画区域内において良好な自然環境を形成している土地の区域について、建築物の建築、宅地の造成、樹木の伐採等を規制して、良好な都市環境の形成を図っている。

『風致地区』

都市計画区域内において良好な自然環境を形成している景勝地、公園、沿岸、低密度住宅地等を指定している。また、指定地においては、建築物の建築、宅地の造成、樹木の伐採等を規制して、風致の維持を行っている。

| 特別緑地保全地区の指定状況 (平成21年度末) | | |
|----------------------------|-----|---------|
| | 地区数 | 面積 (ha) |
| 福岡市 | 68 | 114.7 |
| 北九州市 | 17 | 83.3 |
| 春日市 | 2 | 3.8 |
| 計 | 87 | 201.8 |

| 風致地区の指定状況 (平成21年度末) | | |
|------------------------|-----|----------|
| | 地区数 | 面積 (ha) |
| 福岡市 | 12 | 441.3 |
| 北九州市 | 15 | 12870.7 |
| 大牟田市 | 2 | 76.4 |
| 久留米市 | 3 | 245.8 |
| 飯塚市 | 1 | 3.8 |
| 計 | 33 | 13,638.0 |

課題

『特別緑地保全地区』

- 市街地及びその周辺では、地価が高いため地区指定が困難。
- 地区内での広場整備の要望が高いが、自然環境の保全の面から困難であるので、地区住民への環境保全に関する啓発活動が必要である。

『風致地区』

自然環境の保全について、県民の意識をより高めるため、緑に関する啓発活動が必要である。

対処方針

みどりの月間等のイベントや講習会等を通じて、緑に関する啓発活動の意識を高める。

関連事業・財政援助措置等

社会資本整備総合交付金

- 【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
 【小項目】2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
 【具体的な施策】⑥ 自然公園の整備推進
 【所管課】自然環境課
 (自然公園係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 優れた自然の風景地及び自然環境を保全することが特に必要な区域を自然公園や自然環境保全地域など目的に合わせて指定するとともに、適正な維持・管理を行う。

現況

自然公園法第16条及び福岡県立自然公園条例第7条の規定により執行・認可（同意）した公園事業による公園の利用施設

平成9年度以降に執行・認可（同意）した公園事業

| 自然公園名 | 公園事業の種類 | 利用施設の名称 | 所在地 | 年度 |
|-----------|----------|-----------|-------------|-------|
| 玄海国定 | 野営場事業 | 芥屋キャンプ場 | 志摩町大字芥屋 | 21 |
| | 園地事業 | 志賀島園地 | 福岡市東区大字勝馬 | 9 |
| | 野営場事業 | 芥屋野営場公衆便所 | 志摩町大字芥屋 | 9 |
| | 車道事業 | 県道渡津屋崎線 | 福津市 | 9 |
| | 駐車場事業 | 渡半島駐車場 | 福津市大字渡 | 16 |
| | 園地事業 | 志賀島園地 | 福岡市東区大字勝馬 | 19～20 |
| | 野営場事業 | 渡半島野営場 | 福津市 | 17 |
| 北九州国定 | 博物展示施設事業 | 平尾台博物展示施設 | 北九州市小倉南区平尾台 | 9～11 |
| | 園地事業 | 茶ヶ床園地 | 北九州市小倉南区平尾台 | 20 |
| | 園地事業 | 河内園地 | 北九州市八幡東区 | 21 |
| | 園地事業 | 帆柱森林植物園 | 北九州市八幡東区 | 21 |
| | 公衆便所事業 | 福智山便所 | 直方市 | 16 |
| 耶馬日田英彦山国定 | 野営場事業 | 牧の原キャンプ場 | 築上町 | 21 |
| | 野営場事業 | 求菩提野営場 | 豊前市 | 12～15 |
| | 野営場事業 | 英彦山野営場 | 添田町大字英彦山 | 13～14 |
| | 園地事業 | 座主坊園地 | 豊前市 | 16 |
| | 園地事業 | 英彦山園地 | 添田町大字英彦山 | 16～19 |
| | 野営場事業 | 英彦山野営場 | 添田町大字英彦山 | 17～18 |
| 太宰府県立自然公園 | 園地事業 | 千石峡園地 | 宮若市 | 21 |

課題

公園事業の執行は、公園計画（利用施設計画）に基づいて定められた施設の位置及び施設を管理経営する行為であるが、自然公園指定時に決定された公園計画及び公園事業については、時間の経過及び社会情勢の変化とともにその利用方法や利用形態などの見直しが必要である。

対処方針

公園計画については、県内の国定公園、県立自然公園について順次、検討、点検を行っている。

関連事業・財政援助措置等

- 自然公園等施設整備補助事業（～H16）
 自然環境整備交付金（H17～）

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑦ 都市公園整備事業の推進
- 【所管課】 公園街路課
(公園緑地係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 市街地における貴重な緑地としての中核施設である都市公園や、優れた自然の風景地であり屋外レクリエーションの場となっている自然公園の整備を推進する。

現況

- 1 都市公園整備状況は平成21年度末で27市28町において5,592箇所4,402haである。
- 2 1人当たりの都市公園面積は、平成21年度末で都市計画区域内9.22㎡である。
- 3 市町の都市公園面積(公園・緑地等)の整備事業については、交付金事業(公共)、市町単独事業により整備を進めている。

| 都市公園の整備状況 (平成21年度末) | | | |
|------------------------|-------|------|---------|
| 区 分 | | 箇所数 | 面積 (ha) |
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 4704 | 674.49 |
| | 近隣公園 | 261 | 470.3 |
| | 地区公園 | 45 | 255.2 |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 46 | 1031.05 |
| | 運動公園 | 21 | 318.36 |
| 特殊公園 | 風致公園 | 52 | 414.75 |
| | 動植物公園 | 4 | 30.39 |
| | 歴史公園 | 12 | 13.29 |
| | 墓園 | 6 | 76.01 |

| 区 分 | 箇所数 | 面積 (ha) |
|----------|------|---------|
| 大規模、広域公園 | 7 | 423.17 |
| 緩衝緑地 | 9 | 30.51 |
| 国営公園 | 1 | 264.7 |
| 都市緑地 | 329 | 335.66 |
| 緑道 | 75 | 58.73 |
| 広場公園 | 18 | 3.17 |
| 都市林 | 2 | 2.68 |
| 計 | 5592 | 4402.47 |

| (都市公園の面積の推移) | | | | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年 度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 都市公園面積 | 4,187 | 4,235 | 4,295 | 4,335 | 4,402 |
| 都市計画区域人口(千人) | 4,768 | 4,775 | 4,779 | 4,771 | 4,775 |
| 1人当たりの公園面積(㎡/人) | 8.78 | 8.87 | 8.99 | 9.09 | 9.22 |

課題

- 1 都市公園整備市町村の都市公園整備促進を図る必要がある。
- 2 市街地内の公園用地の確保、特に、大震災時の一時避難地となりうる近隣公園以上の公園の確保を図る必要がある。

対処方針

交付金を積極的に活用し、公園整備を促進していく。

関連事業・財政援助措置等

社会資本整備総合交付金

- 【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】⑧ 森林空間の整備推進
- 【所管課】林業振興課
(緑化係)

国土利用計画に掲げる施策

- 県民の森をはじめとして、自然とふれあえる森林空間を整備する。

現況

森林空間を自然体験の場、教育の場、散策、レクリエーション活動の場として利用するなど森林に対する県民の要請は多様化・高度化している。

このため、平成18年度から「四王寺県民の森」や「夜須高原記念の森」の県立森林公園の管理・運営について指定管理者制度を導入し、民間の能力を活かした様々なイベントを実施するなど、県民が身近に親しめる森林公園の運営に努めている。

課題

県民の価値観やライフスタイルの変化により、森林に対する県民ニーズが多様化・高度化しており、これら県民の要請に対応した森林空間の整備と自然とふれあえる機会の創出が必要。

対処方針

平成15年3月に策定した「福岡県森林・林業基本計画」に基づく総合的な緑づくりを推進し、県民が気軽に自然と緑にふれあう機会を創造する。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
 【小項目】2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
 【具体的な施策】⑨ 河川空間の整備推進
 【所管課】河川課
 (企画調査係)

国土利用計画に掲げる施策

- 周辺地域の自然環境や景観との調和を図りつつ、県民にやすらぎとうるおいを与える河川及び港湾の水辺空間の整備を促進する。

現況

平成9年の河川法改正に伴い、河川環境の整備と保全が位置付けられ、河川整備の際には、従来からの目的である治水・利水に加え、河川環境への配慮を計画に位置付けるようにしている。また河川整備にあたり河川が本来有する多様な生物の生息・生育環境に配慮し、併せて美しい自然環境を保全するために、平成2年度から「多自然型川づくり」を平成18年度から「多自然川づくり」を推進している。

1 「かわまちづくり」支援制度

市町村のシンボリック河川において、周辺の環境や地域整備と一体となった河川改修を行い良好な水辺空間を形成する。

那珂川・紫川・板櫃川・撥川

2 マイタウン・マイリバー整備事業

都市の中心市街地等において、河川改修事業と河川沿岸の面的市街地整備等とを一体的に実施し、双方の事業の円滑な推進と良好な水辺空間の創出を図る。

紫川マイタウン・マイリバー整備事業 (H2～) L = 2.2 km

3 ラブリバー制度

河川愛護団体等による活動に対して、河川敷での植栽や花壇等への利用を開放し、住民の河川への親しみ、意識の向上を図る。

矢部川 八女市 L = 4.2 km (白木川吐合い～新矢部川橋)

宝満川 小郡市 L = 6.0 km (端間橋～鬼川原橋)

割子川 北九州市 L = 2.0 km (筑豊電鉄橋～神の木橋)

4 郷土の水辺整備事業

河川の周辺環境に配慮した整備により、河川の豊かな自然環境や人々が川とふれあえる空間づくりを図る。

5 ふれあいの川づくり事業

人と水が親しみやすく、魚や他の生物にとって住みやすい魚道の整備などの川づくりを図る。

課題

河川空間の有効利用の形態としては、河川が本来有する水生生物の良好な生育環境の場、自然景観の保全・創出の場、運動等の活動の場としての利用方法がある。このような多様な利用形態を求められるため、長期的な視野にたった河川整備基本方針を策定し、総合的な河川空間の利用計画が必要である。

また、多自然河川の整備について、考え方の普及展開や職員の技術力向上が必要となっている。

対処方針

河川整備基本方針については、策定を推進し、また、「川づくり発表会等」により、多自然河川について、普及展開や職員の技術力向上に努めている。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑩ 港湾・海岸空間の整備推進
- 【所管課】 港湾課
(港湾係、海岸係)

国土利用計画に掲げる施策

- 自然環境との調和を図るため、環境に配慮した海岸の整備を推進し、快適でうるおいのある海岸空間の充実を図る。

現況

本県の港湾・海岸は玄界灘、周防灘、有明海の三つの性格の異なる海に面しており、それぞれの地理的条件や社会的、経済的な特性に応じ、岸壁、物揚場、堤防、護岸等の港湾施設や海岸保全施設等が整備され、地域の産業振興や国土保全に重要な役割を果たしている。

課題

- 1 港湾空間における自然環境の保全及び創出
- 2 豊かで美しい海岸環境の保全と回復の推進

対処方針

- 1 港湾緑地の整備
- 2 自然環境や海浜利用に配慮し、防災効果とあわせて親水性を考慮した海岸づくり

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】⑪ 地区計画の推進
- 【所管課】都市計画課
(計画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 良好な市街地環境の形成のため、建築基準法、景観法などに基づく建築協定、緑地協定、景観計画等の積極的な活用を促進する。

現況

現行の地域地区制度をベースとして、さらに、個性的なまち並みの創造、特徴の付与など地区レベルの良好な都市環境を創出するため、建築物の用途・形態及び道路・公園の位置及び規模に関する事項を地区計画として都市計画決定し、住民の意向に沿ったまちづくりを実現することとしており、現在は、福岡市等21市13町で定めている。

| 地区計画策定状況(市町村別) (H23.3.31現在) | | | |
|-----------------------------|-----|--------|----------|
| 市町村名 | 地域数 | 面積(ha) | |
| | | 地区計画面積 | 地区整備計画面積 |
| 北九州市 | 87 | 1408.4 | 1352.9 |
| 福岡市 | 107 | 1261.4 | 1000.4 |
| 大牟田市 | 5 | 193.2 | 155.3 |
| 久留米市 | 8 | 218.4 | 218.4 |
| 直方市 | 2 | 38.0 | 33.4 |
| 飯塚市 | 9 | 223.4 | 213.4 |
| 田川市 | 1 | 8.2 | 0 |
| 八女市 | 1 | 2.8 | 0 |
| 行橋市 | 1 | 7.8 | 2.7 |
| 中間市 | 6 | 28.4 | 12.5 |
| 小郡市 | 4 | 61.4 | 40.7 |
| 筑紫野市 | 15 | 175.3 | 164.9 |
| 春日市 | 9 | 158.1 | 151.6 |
| 大野城市 | 13 | 171.1 | 166.1 |
| 宗像市 | 15 | 129.9 | 111.8 |
| 太宰府市 | 3 | 12.3 | 12.3 |
| 糸島市 | 24 | 338.8 | 331.4 |
| 古賀市 | 7 | 94.0 | 94.0 |
| 福津市 | 2 | 115.1 | 42.3 |
| 嘉麻市 | 1 | 2169.0 | 3.5 |
| 宇美町 | 8 | 187.4 | 187.4 |
| 志免町 | 1 | 3.3 | 3.3 |
| 須恵町 | 1 | 9.8 | 9.8 |
| 新宮町 | 12 | 181.7 | 180.6 |
| 久山町 | 32 | 195.7 | 144.9 |
| 粕屋町 | 3 | 18.8 | 15.7 |
| 芦屋町 | 5 | 42.3 | 41.6 |
| 水巻町 | 1 | 10.8 | 0 |
| 岡垣町 | 5 | 16.9 | 16.9 |
| 遠賀町 | 3 | 19.8 | 19.8 |
| 桂川町 | 1 | 18.5 | 18.5 |
| 荏田町 | 3 | 29.8 | 29.8 |
| 筑後市 | 1 | 25.0 | 25.0 |
| 筑前町 | 1 | 11.9 | 10.7 |
| 合計 | 397 | 7586.7 | 4811.6 |

課題

地区計画は、社会情勢の変化などに伴い、それまでの制度では十分に賄いきれないより地域の実情に適合した土地利用を目指し定めるものである。そのため、その地域の住民主導により地区計画を定めることが望ましいが、現状では行政主導のものが多く、まちづくりに積極的に住民の意見を反映させていくことが課題である。

対処方針

住民のまちづくりへの積極的参加を促すため、啓発活動を展開し、地区計画制度の普及推進を図る。また、地区計画の案の申し出制度及び都市計画の提案制度による、民意を反映した計画の実現を図る

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑫ 建築協定の推進
- 【所管課】 建築指導課、都市計画課
(企画係) (都市政策係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 良好な市街地環境の形成のため、建築基準法、景観法などに基づく建築協定、緑地協定、景観計画等の積極的な活用を促進する。

現況

建築協定は住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進するため、地域住民全員の合意によって自発的に協定がなされれば、第三者をも拘束するという効力を付与する制度。

協定できる内容は、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備に関する基準。

宅地分譲を行おうとする場合などは、所有者が1人でも建築協定の認可を受けることができる。この場合、宅地譲受人はこの協定を守らなければならない。

| 建築協定締結地区 (H18～22年度) | 認可 | 期間 | 面積 ha | 用途地域 | 備考 |
|---------------------|-------------------|------|-------|---------|----|
| ウィングプラザ福吉駅前建築協定 | 平成 18 年 9 月 29 日 | 10 年 | 1.7 | 1 低/1 住 | |
| 春日原東町地区建築協定 | 平成 19 年 4 月 18 日 | 10 年 | 1.9 | 1 住/近商 | |
| 杜の宮住宅開発地区建築協定 | 平成 19 年 8 月 31 日 | 10 年 | 10.5 | 1 住/1 低 | |
| 太宰府市宰都建築協定 | 平成 20 年 6 月 6 日 | 10 年 | 1.2 | 2 住 | |
| 大城四丁目地区建築協定 | 平成 22 年 3 月 31 日 | 10 年 | 0.6 | 1 中高/準工 | |
| 美しが丘 A 地区建築協定 | 平成 22 年 7 月 12 日 | 10 年 | 3.1 | 1 低 | |
| 美しが丘 C 地区建築協定 | 平成 22 年 11 月 16 日 | 10 年 | 1.1 | 1 住 | |

※北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市が認可している建築協定は上表には含まれない。

課題

この制度は比較的簡単な手続きで良好な環境のまちづくりが期待できる有効な手法であり、協定地区数も徐々に増えてきたが、「建築協定条例」を制定している市町村は24と少ない。

対処方針

市町村及び住民の要請に即応して、説明会の開催、各関係機関の調整・指導など制度の普及を推進するとともに、具体的な運用のマニュアルを策定し、住民によるまちづくりのイメージを提示する。

関連事業・財政援助措置等

- ・福岡県まちづくり専門家派遣制度 (都市計画課)

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しいゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑬ 緑地協定の推進
- 【所管課】 公園街路課
(公園緑地係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 良好な市街地環境の形成のため、建築基準法、景観法などに基づく建築協定、緑地協定、景観計画等の積極的な活用を促進する。

現況

緑地協定には次の二つのタイプがある。

- ① 既成の市街地で既にコミュニティが形成されている場合、一定区域内の土地所有者全員の合意のもとに、樹木の種類及びその他緑化に関する事項について協定するもの（第45条）
- ② 一事業者が新市街地を開発する場合に、あらかじめ緑地協定の内容を定め、住民が新たに住み着いていく過程において条件的に拘束するもの（第54条）

| 緑地協定締結状況 (平成21年度末現在) | | | | |
|-------------------------|-----|--------------|----------------------|----------------------|
| | 区域数 | 区域面積 (ha) | 都市計画 区域面積 (ha) | 都市計画 区域人口 (万人) |
| 福岡市 | 17 | 71.0 | 33,988 | 170.1 |
| 春日市 | 5 | 7.3 | 1,415 | 10.9 |
| 宗像市 | 2 | 8.0 | 7,682 | 8.5 |
| 古賀市 | 1 | 14.5 | 2,220 | 4.8 |
| 新宮町 | 8 | 40.7 | 1,766 | 2.4 |
| 久留米市 | 9 | 15.5 | 16,127 | 26.9 |
| 北九州市 | 38 | 178.8 | 48,865 | 98.2 |
| 岡垣町 | 2 | 19.2 | 4,851 | 3.3 |
| 柳川市 | 2 | 1.4 | 7,690 | 7.2 |
| 福津市 | 1 | 4.1 | 3,471 | 5.3 |
| 糸島市 | 4 | 7.7 | 15,721 | 8.7 |
| 福岡県合計 | 89 | 368.2 | 143,796 | 346.3 |

課題

- 1 長期的展望のもとに、行政と住民が一体となった緑づくりのため、総合的な緑化構想の策定が必要である。
- 2 地区住民への緑豊かな生活環境を創るための啓発活動が必要である。

対処方針

緑地制度を広く周知を図るために、市町村等との協働により講習会等による広報・啓発により実施し、住民の積極的な参加によって地域の緑化を図っていく。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しいゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑭ 生産緑地制度の活用推進
- 【所管課】 公園街路課
(公園緑地係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 市街化区域内農地について、緑地確保の必要がある場合には、生産緑地制度を活用し保全を図る。

現況

近年の急激な都市化により、都市における緑とオープンスペースは急激に減少した。これに対処するため、都市公園の整備とあわせて民有の緑地の保全が必要である。

福岡県においては、都市計画法に基づき、風致地区、特別緑地保全地区の指定とともに、「生産緑地地区」についても平成19年度末現在、福岡市において7地区2.10haの指定を行っている。

| 生産緑地地区の指定(全国の状況) | | | |
|------------------|-----|--------|----------|
| (平成21年度末現在) | | | |
| | 都市数 | 地区数 | 決定面積(ha) |
| 茨城県 | 8 | 378 | 85.7 |
| 埼玉県 | 36 | 7,184 | 1,807.5 |
| 千葉県 | 22 | 4,399 | 1,264.6 |
| 東京都 | 27 | 12,048 | 3,521.3 |
| 神奈川県 | 19 | 9,407 | 1,478.0 |
| 長野県 | 1 | 7 | 2.7 |
| 石川県 | 1 | 1 | 0.1 |
| 静岡県 | 2 | 1,649 | 198.2 |
| 愛知県 | 31 | 9,232 | 1,317.8 |
| 三重県 | 2 | 1,109 | 215.5 |
| 京都府 | 9 | 3,088 | 903.4 |
| 大阪府 | 34 | 10,017 | 2,210.3 |
| 兵庫県 | 8 | 2,835 | 558.3 |
| 奈良県 | 12 | 3,267 | 632.4 |
| 和歌山県 | 1 | 158 | 47.9 |
| 宮崎県 | 1 | 1 | 2.1 |
| 福岡県 | 1 | 7 | 2.1 |
| 全国合計 | 215 | 64,787 | 14,247.9 |

課題

環境機能及び多目的保留地機能を有する農地の計画的な保全を図るため、「生産緑地法」の主旨を啓発する。

対処方針

引き続き、市町村に対して、生産緑地地区の指定を講習会等による広報・啓発を図っていく。

関連事業・財政援助措置等

社会資本整備総合交付金

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑮ 住環境整備事業の推進
- 【所管課】 住宅計画課
(住環境整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 生活道路などが未整備である住宅地や良好な景観を有していない住宅地など、住環境の整備改善を必要とする住宅地においては、街なみ環境整備事業を活用し、住民の発意と創意を尊重したうまいのある居住環境づくりを促進する。

現況

現在、県内において、生活道路などが未整備である住宅地や良好な景観を有していない住宅地などの住環境整備のために、街なみ環境整備事業を行っている。

○街なみ環境整備事業

生活道路等の地区施設が未整備の区域や、住宅等が良好な美観を有していない等、住環境の整備を必要とする区域において、住民参加により地域の景観にも配慮したゆとりとうまいのある個性豊かな街なみ形成を図るため、道路美装化、電線地中化、街路灯整備、家屋・塀の修景等を行う。

(H23.4.1現在 政令市除く)

| 地区名 | 市町名 | 事業期間 | 事業内容 |
|-------|------|---------|--------------------------------|
| 秋月 | 朝倉市 | H12～H23 | 道路美装化、集会所、地区防災施設整備、家屋修景等 |
| 福島 | 八女市 | H6～H25 | 道路美装化、小公園、案内板、家屋修景等 |
| 黒木 | 八女市 | H23～H32 | 生活環境施設、道路美装化、案内板等 |
| 原町 | 宗像市 | H15～H24 | 道路美装化、案内板、家屋修景等 |
| 吉井 | うきは市 | H6～H25 | 電線地中化、道路美装化、小公園、家屋修景等 |
| 新川・田箆 | うきは市 | H23～H32 | 道路美装化、小公園、案内板、家屋修景等 |
| 太宰府 | 太宰府市 | H23～H27 | 歴史的風致形成建造物・景観重要建造物の修理、小公園、案内板等 |

課題

- ①良好な住環境を形成するためには、事業主体となる市町村と地元住民との協働による取り組みが必要。
- ②地元住民の合意形成が図られなければ街なみ環境整備事業は実施できないため、地元住民のまちづくりに対する理解が必要。
- ③街なみ環境整備事業の事業主体は市町村となるが、実施にあたっては財政負担などが課題。

対処方針

①②については、地元住民のまちづくり協議会へ助成する制度があり、その積極的活用を促す。また他地区の事業手法や費用などの各種情報を提供することで、まちづくりへの取り組みを促す。

③については、事業の制度拡充等を国に要望し、市町村に対し、事業制度紹介の情報提供など市町村の財政負担の軽減に繋がる取り組みを行い支援する。

関連事業・財政援助措置等

- ・社会資本整備総合交付金（国・地方公共団体）

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑩ 環境に配慮したクリーク整備の推進
- 【所管課】 農村整備課
(農地保全係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 生態系保全や景観形成などの農業が有する多面的機能の維持増進を図るため、水路、農道、ため池などの農業用施設の環境に配慮した整備・保全を促進する。

現況

筑後川下流域のクリークは、農業用水の貯水・送水や地域の排水路として重要な役割を果たすとともに、貯水位を田面から下げて管理することにより、大雨時の洪水調整機能も有している。しかし、地域の混住化の進展等によって、排水形態が大きく変化し、クリークの洪水調整機能を超える状況が発生しており、湛水被害を防止するためには、有明海の干潮時に急速な排水を行うことから、クリークの法面等が崩壊し、クリークの洪水調節機能の低下が生じている。

クリークの整備状況 (k m)

| H17まで | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 計 |
|-------|------|------|------|------|------|-------|
| 60.7 | 11.4 | 10.8 | 10.8 | 12.3 | 12.0 | 118.0 |

課題

クリークの法面や隣接する農地の浸食被害・崩壊、これに起因する防災機能が低下したクリークが多くある。
また、クリーク内には、多くの動植物が生息している。

対処方針

市町村と協議しながら緊急性の高い施設から整備に取り組む。この際、動植物の生息空間として確保できるような必要な対策を講じる。

関連事業・財政援助措置等

| 事業名 | 内容 | 事業主体 | 財政支援措置等 (%) | | |
|-----------------------|--|------|-------------|----|----|
| | | | 国 | 県 | 地元 |
| クリーク防災機能 保全対策事業 | 大規模 受益面積100ha以上 | 県 | 55 | 40 | 5 |
| | 小規模 受益面積20ha以上 | 県 | 50 | 40 | 10 |
| クリーク整備事業 (小規模クリーク) | 上記事業の実施要件に満たないクリークで、整備することで、国庫補助事業と一体となって効果を発現するもの | 県 | — | 75 | 25 |

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑰ 環境に配慮したため池整備の推進
- 【所管課】 農村整備課
(農地保全係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 生態系保全や景観形成などの農業が有する多面的機能の維持増進を図るため、水路、農道、ため池などの農業用施設の環境に配慮した整備・保全を促進する。

現況

ため池は、本県農業にとって用水確保に重要な役割を果たしているものの、その築造は古く取水機能が低下しているものや、危険度が高まったものが多く存在している。また、近年においては、ため池の下流域が宅地化するなど、災害防止対策の重要性が高まっている。

ため池の整備状況 (か所)

| H17まで | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 計 |
|-------|----|----|----|----|----|-----|
| 421 | 7 | 14 | 7 | 6 | 15 | 470 |

課題

老朽化により漏水等で支障をきたしているものや防災上の機能が不足しているもの等が多くある。また、ため池には、多様な動植物が生息しており、貴重な水辺空間となっている。

対処方針

市町村と協議しながら緊急性の高い施設から整備改修に取り組む。この際、希少な動植物等に配慮した整備を進める。

関連事業・財政援助措置等

| 関連事業 | 内 容 | | 事業主体 | 財政援助措置等 (%) | | | |
|-------------|---|---|-----------------|-------------|----|----|----|
| | | | | 国 | 県 | 地元 | |
| 県営ため池等整備事業 | 大規模 | 堤高 $\geq 10\text{m}$ 又は貯水量 $\geq 10\text{万m}^3$ 総事業費8,000万円以上 | 受益面積 100ha以上 | 県 | 55 | 25 | 20 |
| | 小規模 | 貯水量 $\geq 千\text{m}^3$ 以上 総事業費800万円以上 | 受益面積 10ha以上 | | 50 | 30 | |
| 団体営ため池等整備事業 | 受益面積10ha未満 総事業費800万円以上 貯水量 $千\text{m}^3$ 以上 | | 団体 | 50 | 10 | 40 | |
| 農村環境整備事業 | 上記基準を下回るため池の改修工事 | | 〃 | — | 50 | 50 | |

- 【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】⑱ 文化財を活かした景観形成
- 【所管課】文化財保護課
(文化財保護係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護などを推進する。

現況

①史跡

発掘調査等による総合的な調査の成果に基づき、多くの史跡が保存されてきた。指定を受けたものは貝塚・集落跡・古墳等の埋葬施設・装飾古墳・生産遺跡・城跡・官衙跡・寺院跡・寺社境内地などがあり、その内容や性格も時代や地域によって異なり多様である。

②伝統的建造物群保存地区

福岡県ではうきは市伝統的建造物群保存地区をはじめとし、計4地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。県内にはその他にも江戸時代の各街道に沿って形成される宿場等の町並み、明治以降の近代化に伴って発展した都市に近代化遺産、洋風建築などから構成される地域固有の伝統的建造物群が残される。

③文化的景観

伝統的産業及び風土とが、相互の深い関わり中で育んできた地域固有の風景が各地に残される。溪流に沿って形成される集落と、狭い谷間に石垣を積んだ棚田が連なる農村の風景、茶畑がなだらかな丘陵地に広がる山間部の風景、入江に浮かぶ養殖筏と自然環境が織りなす海辺の風景など、多様かつ個性的な文化的景観が県内各地に点在する。

課題

①史跡

史跡は土地に刻まれた歴史性を文化財の観点から調査評価し指定する制度であるため、文化財の保存だけでなく、その土地に展開する歴史的景観を保全するという重要な役割を担っている。特に大宰府関連史跡のように指定面積が広大な場合、都市の景観に与える影響は大きく、史跡の適切な保存管理と継続的な整備が不可欠な課題としてあげられる。

②伝統的建造物群保存地区

町並み・集落を対象とした文化財調査が実施されながら、地元住民の合意形成が得られず、保存に至らなかった伝統的建造物群が少なからず存在する。一方、歴史的な景観と文化財としての価値を有しながら、いまだ調査が実施されていない町並み・集落も数多くある。これら条例等により保存の措置が図られていない町並み・集落については、老朽化した伝統的建造物の取り壊しが進み、歴史的景観の空洞化が進んでいる。

③文化的景観

県内には、文化財としての価値が認められる農林水産業等に係る景観地が数多く存在しているが、いまだ重要文化的景観の選定はなく、加えて制度の歴史が浅いことと文化的景観に対する認識が十分に浸透していないことも重なり、調査の進捗状況は芳しくない。山間部に展開する棚田は耕作放棄が進行しており、伝統的産業にかかわる景観が失われつつある。

対処方針

①史跡

良好な史跡景観を形成するためには、草刈、清掃を始めとする日常管理の継続的な実施と、現状変更の適切な運用による土地開発の抑制、さらには市町村による史跡の保存整備の積極的な実施などが求められる。

②伝統的建造物群保存地区

既に国の選定を受けた伝統的建造物群保存地区については、保存計画に基づく修理・修景を継続的に実施することと、未調査の伝統的建造物群については、町並み・集落の文化財調査を実施し、評価を固めた後、然るべき保存の措置を図ることが望まれる。

③文化的景観

既に文化的景観の調査を実施した地域については、文化的景観地区を含めた景観計画を策定し、関係機関との調整を図った後、重要文化的景観の選定を受けることが望まれる。

また、県内各地に点在する伝統産業に関連する景観地については、調査を実施することにより、文化財としての評価を固める必要がある。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】⑰ 環境影響評価の推進
- 【所管課】自然環境課
(環境影響審査係)

国土利用計画に掲げる施策

- 良好な環境を確保するため、開発に当たっては、自然環境への配慮や自然に親しむための工夫を施すとともに、特に、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、実施段階において環境影響評価を推進する。

現況

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業について、事業者が、環境への影響の程度を事前に予測し、その結果を踏まえて事業内容を環境保全上よりよいものとしていく制度である。

国においては、昭和59年から施行されてきた「環境影響評価実施要綱」を充実・改善するものとして、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月から全面施行されている。また、県においても、規模が法の対象規模に満たない事業や法が対象としない事業であって一定規模以上のものについて環境影響評価の実施を義務付けるため、平成10年12月に「福岡県環境影響評価条例」を制定し、平成11年12月から施行した。

法及び条例では、環境影響評価の結果を公表し、広く住民等の意見を聴取することにより、事業者が行おうとする環境配慮の客観性が確保される仕組みとなっている。

その他、「公有水面埋立法」等の個別法及び県の「開発事業に対する環境保全対策要綱」に基づく環境影響評価に
兆 業興 乙 あ い 民

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ① 都市計画法による開発許可制度の適正な運用
- 【所管課】 都市計画課
(開発第一係、開発第二係)

国土利用計画に掲げる施策

- 都市計画法に基づく開発許可制度の適正な運用により、良好な宅地を整備するとともに、市街地の無秩序な拡散を防止する。

現況

開発許可制度

建築物の建築等を目的とした開発を行おうとする者は、あらかじめ知事（政令指定都市及び中核市においては当該市長）の許可を受けなければならない（市街化区域内の1,000㎡未満のもの、非線引都市計画区域内又は準都市計画区域の3,000㎡未満のもの、都市計画区域外の1ha未満のもの他、別に定められたものを除く。）。

開発許可の状況

| 県全体 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | 福岡 | 筑後 | 筑豊 | 北九州 |
| 件数 | 491 | 430 | 421 | 312 | 373 | 175 | 105 | 16 | 77 |
| うち住宅地 | 353 | 303 | 295 | 214 | 267 | 124 | 81 | 6 | 56 |
| 面積（ha） | 278.89 | 201.15 | 240.52 | 157.17 | 162.99 | 71.44 | 38.86 | 21.33 | 31.36 |
| うち住宅地 | 100.31 | 80.80 | 89.59 | 48.83 | 72.92 | 33.60 | 12.99 | 6.78 | 19.55 |

課題

- 1 地区レベルの道路整備計画あるいは地区計画等の活用など、上位計画との整合性のある開発行為を誘導する。
- 2 開発行為の質的向上を図るため、開発行為に携わる民間技術者に対し啓発育成策を講じる。

対処方針

- 1 市町村担当者研修会の実施・充実によるまちづくりに対する考え方の啓発
- 2 都市計画法第34条各号・第43条の厳格な運用及び違反物件に対する厳格な対処

関連事業・財政援助措置等

・税制上の優遇措置

- 1 開発許可を受けて造成された宅地に対する租税特別措置法による重課税免除
- 2 優良宅地の認定を受けて造成された宅地に対する租税特別措置法による重課税免除

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ② 大規模集客施設の立地誘導
- 【所管課】 都市計画課
(計画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 都市構造に影響のある大規模集客施設は、「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」における「広域拠点」及び「拠点」に誘導し、それ以外での立地を原則として抑制していく方針の下、関係する市町村と連携しながら集約型の都市構造への転換を図る。

現況

福岡県では、これまでの都市化の進展により、自然環境が喪失したり、中心市街地の空洞化が進むなど、魅力を失いつつある都市が増加してきている。また、モータリゼーションの進展により、住宅、商業、公共公益施設の郊外立地も進んでいる。

少子・高齢化の進展や地球環境問題の深刻化、自治体の投資余力の減少等の今後の社会情勢の変化が見込まれるなか、これまでのように都市機能の拡散が進むと、

- ・自動車に乗らない学生や高齢者等には不便な都市になってしまう
- ・自動車交通に依存した、エネルギー消費の多い都市になってしまう
- ・新たなインフラ投資や維持管理費の増大につながり、財政負担の多い都市になってしまうなどのさまざまな弊害が生じることが懸念されている。

課題

持続可能な県土づくりを実現するには、これまでの都市機能が拡散する都市づくりから、「都市機能が拠点に集積する集約型都市構造」へと都市の構造を変えていくことが必要。

対処方針

都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、「大規模集客施設の立地ビジョン」により、立地の影響が市町村の範囲内にとどまる程度の大規模集客施設を誘導する「拠点」と、広域的で多様な都市機能の集積を図るため、より広域的な大規模集客施設の立地を誘導する「広域拠点」のいずれかに誘導することとしている。具体的には下記のような土地利用の方針に基づき、都市計画の手法を活用するとともに、都市計画変更における県の同意基準として、法定計画である都市計画区域マスタープランに位置づけをおこなった。これにより、都市機能が「拠点」、「広域拠点」に集積する集約型都市構造への転換を図るものとする。

○「広域拠点」における土地利用の方針

広域拠点は、広域的で多様な都市機能の集積を図るため、大規模集客施設の立地を誘導する。

広域拠点においては、原則として床面積等の規模上限なく大規模集客施設が立地できるものとし、商業地域等の用途地域あるいは地区計画等により、その実現を図る。

○「拠点」における土地利用の方針

拠点は、身近な地域において都市機能の集積を図るものとし、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の大規模集客施設の立地を誘導する。

拠点においては、原則として床面積10,000㎡以下の商業施設等の大規模集客施設が立地できるものとし、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図る。

○「拠点以外の地域」における土地利用の方針

拠点以外の地域は、大規模集客施設の立地を抑制する。この地域においては、都市圏等の必要性に応じて、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ③ 土地区画整理事業の促進
- 【所管課】 都市計画課
(市街地整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 安全で快適な居住環境の創出、健全な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を促進する。

現況

県内の土地区画整理事業を施行者別完了面積の推移で見ると組合の伸びが著しい。

平成23年3月末の施行地区と面積は343地区、14,535ha、うち施行済みのもの317地区、13,679ha、施行中のもの26地区、856haである。

平成23年3月31日現在

土地区画整理実施状況

(ha)

| 地域 | 施行区分 | | 個人共同 | | 組合 | | 公共団体 | | 都市再生機構 | | 行政庁 | |
|--------|------|----------|------|-------|-----|---------|------|---------|--------|---------|-----|---------|
| | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 |
| 福岡都市圏 | 174 | 7,258.8 | 33 | 314.6 | 105 | 3,482.5 | 22 | 2,238.4 | 13 | 894.6 | 1 | 328.7 |
| 筑後都市圏 | 40 | 1,524.1 | 7 | 28.7 | 20 | 663.7 | 11 | 395.1 | — | — | 2 | 436.6 |
| 筑豊都市圏 | 8 | 87.6 | — | — | 7 | 84.6 | — | — | — | — | — | — |
| 北九州都市圏 | 121 | 5,664.8 | 4 | 12.0 | 82 | 2,792.7 | 28 | 2,254.1 | 2 | 151.1 | 5 | 454.9 |
| 合計 | 343 | 14,535.3 | 44 | 355.3 | 214 | 7,023.5 | 62 | 4,890.6 | 15 | 1,045.7 | 8 | 1,220.2 |

土地区画整理実施状況（施行済）

(ha)

| 地域 | 施行区分 | | 個人共同 | | 組合 | | 公共団体 | | 都市再生機構 | | 行政庁 | |
|--------|------|----------|------|-------|-----|---------|------|---------|--------|-------|-----|---------|
| | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 |
| 福岡都市圏 | 157 | 6,677.2 | 31 | 309.2 | 97 | 3,329.1 | 17 | 1,989.4 | 11 | 720.8 | 1 | 328.7 |
| 筑後都市圏 | 36 | 1,488.8 | 6 | 28.4 | 20 | 663.7 | 8 | 360.1 | 0 | 0.0 | 2 | 436.6 |
| 筑豊都市圏 | 7 | 84.6 | 0 | 0.0 | 7 | 84.6 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 北九州都市圏 | 117 | 5,428.5 | 4 | 12.0 | 82 | 2,792.7 | 24 | 2,017.8 | 2 | 151.1 | 5 | 454.9 |
| 合計 | 317 | 13,679.1 | 41 | 349.6 | 206 | 6,870.1 | 49 | 4,367.3 | 13 | 871.9 | 8 | 1,220.2 |

土地区画整理実施状況（施行中）

(ha)

| 地域 | 施行区分 | | 個人共同 | | 組合 | | 公共団体 | | 都市再生機構 | | 行政庁 | |
|--------|------|-------|------|-----|-----|-------|------|-------|--------|-------|-----|----|
| | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 |
| 福岡都市圏 | 17 | 581.6 | 2 | 5.4 | 8 | 153.4 | 5 | 249.0 | 2 | 173.8 | — | — |
| 筑後都市圏 | 4 | 35.3 | 1 | 0.3 | 0 | 0 | 3 | 35.0 | 0 | 0 | — | — |
| 筑豊都市圏 | 1 | 3.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3.0 | 0 | 0 | — | — |
| 北九州都市圏 | 4 | 236.3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 236.3 | 0 | 0 | — | — |
| 合計 | 26 | 856.2 | 3 | 5.7 | 8 | 153.4 | 13 | 523.3 | 2 | 173.8 | — | — |

主な土地区画整理事業（施行中のもの）の概要

(ha)

| 土地区画整理名 | 市(区)市町 | 施行者 | 施行年度 | 施行面積 |
|---------|--------|-----|-------|------|
| 柳川駅東部 | 柳川市 | 市 | 14~27 | 26.3 |
| 乙金第二 | 大野城市 | 市 | 18~26 | 41.5 |
| 行橋駅西口 | 行橋市 | 市 | 4~24 | 43.5 |
| 筑紫駅西北口 | 筑紫野市 | 市 | 9~28 | 61.8 |
| 赤間駅北口 | 宗像市 | 市 | 16~28 | 3.6 |
| 沖田 | 新宮町 | 組合 | 17~24 | 30.6 |

課題

- 1 事業を積極的に推進していくため、公的機関の助成措置の拡充を図る必要がある。
- 2 低利貸付金、組合貸付金制度の積極的活用を図る必要がある。

対処方針

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ④ 市街地再開発事業の促進
- 【所管課】 都市計画課
(市街地整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 細分化された宅地の統合や公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を一体的・総合的に行うため、市街地再開発事業を促進する。

現況

既成市街地で低層建物が密集し、生活環境が悪化した地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため計画的な再開発事業を実施している。

未施行地区においては、事業実施に向け関係権利者等と協議、調整を重ねている。

市街地再開発事業実施状況

(H23. 3. 31)

| 地域 | 都市名 | 地区名 | 面積(ha) | 事業主体 | 事業種別 | 備考 |
|-------|------|-------------|--------|----------|------|------------------------|
| 福岡地域 | 福岡市 | 渡辺通 | 2.2 | 市 | 1種 | S54. 2完了 |
| | 〃 | 西新 | 1.1 | 〃 | 〃 | S56. 5 〃 |
| | 〃 | 高宮 | 1.9 | 〃 | 〃 | S63. 9 〃 |
| | 〃 | 千代 | 1.3 | 〃 | 〃 | S63. 7 〃 |
| | 〃 | 下川端 | 2.8 | 組合 | 〃 | H10. 12 〃 |
| | 〃 | 天神 | 1.2 | 市 | 〃 | H 9. 3 〃 |
| | 〃 | 住吉一丁目 | 4.2 | 個人 | 〃 | H 8. 4 〃 |
| | 〃 | 下川端東 | 0.8 | 組合 | 〃 | H11. 2 〃 |
| | 〃 | 薬院大通り西 | 0.4 | 都市基盤整備公団 | 〃 | H17. 8 〃 |
| 筑後地域 | 久留米市 | 西鉄久留米駅東口 | 1.6 | 市 | 〃 | S58. 8 〃 |
| | 〃 | 六ツ門第1 | 0.7 | 組合 | 〃 | S59. 12 〃 |
| | 〃 | JR久留米駅前第一街区 | 0.7 | 組合 | 〃 | H22. 1 〃 |
| 北九州地域 | 北九州市 | 黒崎駅東 | 2.4 | 〃 | 〃 | S54. 9 〃 |
| | 〃 | 折尾駅前 | 0.8 | 市 | 〃 | S60. 8 〃 |
| | 〃 | 馬借 | 0.6 | 個人 | 〃 | S59. 11 〃 (第1街区0.26ha) |
| | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | H 1. 1 〃 (第2街区0.34ha) |
| | 〃 | 小倉駅前東 | 1.8 | 組合 | 〃 | H 5. 10 〃 |
| | 〃 | 西小倉駅前第一 | 0.5 | 〃 | 〃 | H23. 2 〃 |
| | 〃 | 紫川馬借 | 0.4 | 個人 | 〃 | H 9. 6完了 |
| | 〃 | 黒崎駅西 | 1.9 | 組合 | 〃 | H14. 1 〃 |
| | 〃 | 若松A | 2.1 | 〃 | 〃 | H12. 3 〃 |
| | 〃 | 室町一丁目 | 3.6 | 〃 | 〃 | H18. 3 〃 |
| 筑豊地域 | 〃 | 八幡駅前 | 2.7 | 〃 | 〃 | H17. 2 〃 |
| | 〃 | 小倉駅南口東 | 0.6 | 〃 | 〃 | 未施行 |
| | 飯塚市 | 吉原町 | 1.0 | 〃 | 〃 | H15. 11 〃 |

課題

- 1 関係権利者間の合意形成
- 2 地方都市における事業の採算性

対処方針

初動期において適切な助言指導を行い、権利者間の合意形成の困難性を打開する必要がある。

関連事業・財政援助措置等

- 1 市街地再開発事業費補助(国1/3・県1/6・市1/6)

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
 【具体的な施策】 ⑤ 商店街活性化の取組支援
 【所管課】 中小企業振興課
 (商業振興係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 中心市街地における集客力向上のため、商店街の空き店舗活用事業、共同施設の整備など、まちづくりと一体となった商店街の活性化に向けた取組を支援する。

現況

消費者等の安全・安心の確保を図り、あわせて商店街の顧客吸引力を増進するため、また、消費者等にとって便利かつ快適なものであって、地域コミュニティの形成にも寄与するための施設の整備を促進する。

| 商業基盤施設の整備状況 | 補助額 (千円) | | |
|------------------------|----------|-------------|--------|
| <17年度> | | | |
| 飯塚市本町商店街 (振) | (飯塚市) | アーケード | 26,666 |
| 新天町商店街商業組合 | (福岡市) | 防犯カメラ | 1,900 |
| <18年度> | | | |
| 大川商店街 (協) | (大川市) | 共同施設外構 | 800 |
| 新美夜古商店街 (振) | (行橋市) | 足湯 | 1,614 |
| 中央商工連盟 | (豊前市) | 街路灯 | 2,190 |
| <19年度> | | | |
| 新天町商店街商業 (協) | (福岡市) | アーケード、カラー舗装 | 26,447 |
| 上川端商店街 (振) | (福岡市) | アーケード、カラー舗装 | 6,290 |
| 魚町商店街 (振) | (北九州市) | アーケード | 10,000 |
| 田主丸商工会 | (久留米市) | 街路灯 | 2,012 |
| <20年度> | | | |
| なし | | | |
| <21年度> | | | |
| 魚町商店街 (振)、魚町一丁目商店街 (振) | (北九州市) | アーケード | 8,759 |
| 魚町商店街 (振) | (北九州市) | 多目的共同施設 | 9,905 |
| 鳥町食道街組合 | (北九州市) | アーケード | 4,000 |
| 旦過市場商店街 | (北九州市) | 多機能トイレ | 2,000 |
| <22年度> | | | |
| 小倉中央銀座商店街 (協) | (北九州市) | カラー舗装 | 10,360 |
| (協) 大里商店連合会 | (北九州市) | 街路灯 | 319 |

課題

施策を活用するためには一定の自己負担財源が必要であり、財政基盤の弱い商店街が商業基盤整備事業を実施することが困難である。

対処方針

施策のPR (制度、メリット等) を行い、高度化資金の活用と組み合わせるなどにより、事業の推進を図る。

関連事業・財政援助措置等

(財政援助措置)

中小商業活力向上事業

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

顔が見える商店街づくり推進事業

中小企業基盤整備機構高度化融資

市中銀行借入に関する信用保証の特例

施設整備に対する税制措置

(関連事業)

商店街等が行うソフト事業 (空き店舗対策、集客イベント等) に対する補助

出向く商店街事業 (移動商店街、宅配サービス等) に対する補助

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑥ 街なか居住の促進
- 【所管課】 住宅計画課
(計画係、民間住宅係)

国土利用計画に掲げる施策

- 子育て支援施設、福祉施設、店舗などの賑わい施設を併設した住宅など優良な街なか住宅の供給促進や、街なかにある空き家の有効活用並びに公共施設の街なかへの立地誘導とユニバーサルデザイン化を図ることにより、街なか居住を促進する。

現況

街なかでは居住人口の減少やコミュニティの崩壊などの問題が発生し、中心市街地としての機能の維持が困難となっている。

また、人口増加時期に開発された郊外のベッドタウンにおいては、地域全体の高齢化が進行し、地域活の停滞など種々の課題が生じはじめている。

街なか再生の重要な施策の一つとして、街なか居住の場としての魅力を取り戻し、街なかに住む人を増す「街なか居住推進」が求められており、街なか再生に向け、街なかのコミュニティやにぎわいを創出する居住環境の整備促進や街なか住宅の質の向上、街なかへの住み替え支援などに取り組んでいる。

高齢者世帯の中には、家族構成の変化や加齢による身体能力の低下などから、より利便性の高い街なかの住み替えを希望する人もいる。

○地域住民によるまちづくり活動支援事業

- (1) 街なか居住ワークショップの実績 (H18～22)

飯塚市(10回)、久留米市(7回)、大牟田市(2回)、直方市(2回)、前原市(4回)、柳川市(3回)

- (2) 街なか居住プラン支援実績

H18：久留米市、飯塚市建築士会 H19：直方市、西日本鉄道(株) H20：西日本鉄道(株)
H22：久留米市

○にぎわい施設整備支援事業

- ・認定実績 H19：1件 H20：1件 H21：2件

○あんしん住替え情報バンク実績

- ・成約件数 238件 (平成16年から平成23年3月末時点)

課題

商業機能や居住機能などの郊外化が進み、街なかの活力が低下している。このため、都市施策、商業施策とともに、街なかに人が住み、活力あるコミュニティーが形成される住宅施策としての「街なか居住の推進」が求められている。

また、郊外の戸建て住宅団地から生活に便利な都心に移り住みたいという高齢者のニーズと、都心部の狭い共同住宅から庭付きの広い住宅に移り住みたい若年世帯のニーズがある。今後、高齢化の進展に伴いこうしたニーズが高まってくることが予想され、また、住宅ストックの有効活用の観点からも、「あんしん住み替え情報バンク」の取り組みを拡充していく必要がある。

対処方針

(街なか再生・居住ビジョンの共有)

ワークショップの開催を通して、地域住民、商店主、住宅関連業者等や公共団体との間で、まちづくりビジョンを共有し、必要に応じて関連事業等の活用を図る。

(地域バンクの設置と住み替え支援)

県は、「地域バンク」の取り組みを支援し、その取り組みの成果を他の地域に情報提供することにより県内に取り組みを広げる。

関連事業・財政援助措置等

- ・社会資本整備総合交付金(国・地方公共団体)
- ・地域住民によるまちづくり活動支援事業(県)
- ・にぎわい施設整備支援事業(県)

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑦ 良質な住宅ストックの形成
- 【所管課】 住宅計画課
(計画係、民間住宅係、住環境整備係)

国土利用計画に掲げる施策

- 良質な住宅ストックの形成のため、住宅市場における住宅の質に関する情報提供などを促進する。

現況

- 「量」から「質」へ新たな住宅政策の転換が急務となり、H18.6住生活基本法が制定され、住生活基本計画を策定（H18.9全国計画、H19.3県計画）。
- 県計画の基本目標として「将来世代に継承できる良質な住宅ストックの形成」、「適切な管理・改修による住宅性能の維持・向上」や「住宅の円滑な流通による多様な居住ニーズへの対応」などを掲げ住宅施策を推進。
- 長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成することを目的とした長期優良住宅普及促進法が、H21.6.4に施行され、長期優良住宅の認定制度が開始。（H21.6.4～H23.3.31末までの認定実績3,405件）
- 住まいの安心リフォーム推進事業の実施（バリアフリーアドバイザー-H22実績30件、耐震診断アドバイザー-H22実績160件）
- 住宅性能表示制度の推進（設計性能評価 H21実績4,442戸、建設性能評価 H21実績5,246戸）
- 地域優良賃貸住宅（高齢者向け優良賃貸住宅 H22認定実績99戸、特定優良賃貸住宅 H22実績0戸）
- 高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅の登録・閲覧の実施（H22実績3,334戸内高専賃2,294戸）
- 福岡県快適な住まいづくり推進事業
- 「あんしん住替え情報バンク」の実施（H16.10～）
- 住宅情報提供推進事業の実施（住宅に関する相談業務、在宅ケア対応モデル住宅「生涯あんしん住宅」の展示、「住宅情報プラザ福岡」の運営）

課題

- 住宅ストックの量の充足や本格的な少子高齢化と人口・世帯減少など社会経済情勢の著しい変化の中、ストック重視の住宅政策へ転換されることを踏まえ、良質な住宅ストックの形成のための環境整備を実施しなければならない。

対処方針

- 良質な住宅ストックの形成のため、今後も引き続き、長期にわたって使用可能な質の高い住宅などの普及を促進するとともに、既存住宅については適切なリフォームを行うことができる住宅リフォーム市場の形成のため、リフォームしやすい環境づくり等を行う必要がある。
- また、取引される住宅の性能などに関する情報の提供内容の充実や消費者に対する住情報の充実を行う必要がある。

関連事業・財政援助措置等

- 社会資本整備総合交付金（国、地方公共団体）
- 長期優良住宅認定制度（国、所管行政庁）
- 長期優良住宅先導的モデル事業（国）
- 長期優良住宅普及促進事業（国）
- 地域優良賃貸住宅制度（国、地方公共団体）
- 福岡県快適な住まいづくり推進事業（県）
- 高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅の登録・閲覧制度（国、地方公共団体）等

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑧ 既存住宅の流通促進
- 【所管課】 住宅計画課
(計画係)

国土利用計画に掲げる施策

- 街なか居住の促進や郊外住宅団地の再生などを図るため、「あんしん住替え情報バンク」を活用し、既存住宅の流通促進に取り組む。

現況

我が国の既存住宅の流通量は新築を含めた全流通量の13.5%で、欧米の流通量に比べても大変少ない状況にある。新築住宅にこだわらない世帯が増える中、既存住宅市場は今後益々重要な市場として健全な発展が望まれている。

平成18年度に策定した「福岡県住生活基本計画」の中で、既存住宅の流通促進を基本目標のひとつと定め
ており、平成27年までに既存住宅の流通シェア居住にり、 割ク訪 配 策.促宅住ま棲居遊動

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑨ 郊外住宅団地の再生
- 【所管課】 住宅計画課
(計画係)

国土利用計画に掲げる施策

- 郊外住宅団地の再生を図るため、NPOなどによる地域コミュニティの活動や住宅のバリアフリーリフォームなどを支援する。

現況

- 人口・世帯減少社会の到来、住宅の量的充足、少子高齢社会の振興、居住ニーズの多様化など社会経済情勢の著しい変化。
- 住宅規模と世帯のミスマッチや人口減少による地域活力の低下・コミュニティの崩壊による郊外住宅団地のオールドタウン化。
- これらを背景として、情報提供、コンサルティング機能、物件登録機能を備えた住み替えに関する情報拠点「あんしん住替え情報バンク」を設置。(H16.10～)
実績(H16.10～H23.3末) 相談世帯数2,533世帯 住み替え成約件数238件 協力事業者数135社
- 地域バンク設立モデル事業の実施(H19～H20)「住マイむなかた」
- 郊外住宅団地が存在する市町村との窓口設置による協力体制(H23.3末現在37市町)
- 市町村への出張相談会の実施。
- 住生活月間などの各種イベントで相談会の実施。

課題

- 地域に根ざした情報提供、居住関連サービスの提供、地域の実情を把握しワンストップサービスの提供ができる相談体制を備えた「地域バンク」を県下全域に普及し、各市町村や県バンクと連携しながら郊外住宅団地の再生に努めなければならない。

対処方針

- 地域バンク設立モデル事業において、モデル的な地域を設定し、組織立ち上げや活動に対する支援を実施してきた事例などをもとに「地域バンク設立ガイドライン」を策定し、今後も「地域バンク」の県下普及に努めていく。

関連事業・財政援助措置等

- 社会資本整備総合交付金(国、地方公共団体)
- 地域優良賃貸住宅制度(国、地方公共団体)
- 高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅の登録・閲覧制度(国、地方公共団体)

等

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ① 農業振興地域制度の適正な運用
- 【所管課】 農山漁村振興課
(農業振興地域係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用により、優良農用地を確保するとともに、その有効利用を促進する。

現況

県は、「農業振興地域整備基本方針」を策定し、今後長期間にわたって農業の振興を図っていくべき地域として、55市町村（春日市、大野城市、太宰府市、宇美町、志免町の3市2町を除く）に81の農業振興地域を指定している。

これらの市町村では、「農業振興地域整備計画」を策定し、農業関係施策を計画的に実施する「農用地区域」を定め、優良農地の確保と地域農業の振興を図っている。

なお、農用地区域の農用地については転用需用が強いこと等により除外面積が編入面積を上回っており、漸減傾向が続いている。

農業振興地域・農用地区域の面積推移

※前年度の12.1現在の数値 (ha)

| 年度 | 区分 | 農業振興地域 | | | 農用地区域 | | |
|-----|----|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 農用地 | 山林原野 | その他 | | 農用地 | |
| H19 | | 240,393 | 97,830 | 71,200 | 71,363 | 79,217 | 76,290 |
| 20 | | 240,018 | 97,947 | 71,251 | 70,820 | 78,437 | 75,594 |
| 21 | | 239,959 | 97,677 | 71,242 | 71,040 | 78,213 | 75,370 |
| 22 | | 239,921 | 97,365 | 71,234 | 71,322 | 77,944 | 75,056 |
| 23 | | 239,818.0 | 96,976.3 | 71,374.3 | 71,467.4 | 77,787.6 | 74,770.2 |
| | 福岡 | 41,242.2 | 15,415.1 | 12,225.8 | 13,601.3 | 11,280.6 | 10,358.7 |
| | 朝倉 | 52,576.0 | 24,388.1 | 12,337.9 | 15,850.0 | 20,468.2 | 20,277.0 |
| | 八幡 | 9,821.3 | 4,351.7 | 3,093.0 | 2,376.6 | 2,665.7 | |

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ② ほ場整備事業の推進
- 【所管課】 農村整備課
(計画係、基盤整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 食料の生産力向上のため、ほ場整備事業や農業経営基盤強化促進事業などを実施し、意欲ある担い手への農作業の集約化を促進する。また、集落営農組織は農業生産法人へ誘導し、特定農業法人へと発展させるなど法人化を図る。

現況

国際化の進展や担い手の減少に対応するため、営農の効率化、生産コストの大幅な低減をめざした、ほ場の大区画化や水田の汎用化を促進するとともに、営農条件等の不利な中山間地域にあった整備を推進する。

ほ場整備の状況 (ha)

| 目標面積 | H17まで | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 計 |
|--------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 53,500 | 42,596 | 155 | 139 | 144 | 149 | 158 | 43,341 |

課題

- 1 農地の利用集積による経営規模の拡大や、担い手等の育成確保等を促進するためのソフト事業が展開されており、ハード事業の推進と併せ、その目標達成に向けた取り組みの強化が必要である。
- 2 環境・景観に配慮した整備や生産・管理活動の推進を図る必要がある。

対処方針

- 1 農地の利用集積に向けた関係機関の連携を強化し、担い手等への円滑な集積が進むような支援体制を整備する
- 2 国際化の進展に立ち遅れないため、関係機関との連携を更に強化するとともに、地元農家、市町村等と調整しながら樹立した地域性を加味した営農計画に即したほ場整備を推進する。

関連事業・財政援助措置等

事業名

- ・経営体育成基盤整備事業
- ・経営生産対策促進事業
- ・経営体育成促進事業
- ・中山間地域総合整備事業
- ・農地環境整備事業

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ③ 農業経営基盤強化促進事業の推進
- 【所管課】 水田農業振興課、 農山漁村振興課
(生産構造改善係) (農地係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 食料の生産力向上のため、ほ場整備事業や農業経営基盤強化促進事業などを実施し、意欲ある担い手への農作業の集約化を促進する。また、集落営農組織は農業生産法人へ誘導し、特定農業法人へと発展させるなど法人化を図る。

現況

農業経営基盤強化促進事業による利用権設定は、地域農業の確立のため重要な役割を果たしている。また、農地保有合理化事業及び農地利用集積円滑化事業は農地移動適正化あっせん事業と相まって一定の成果を上げている。

利用権の設定、農用地の流動化、農地保有合理化の状況

| 年 度 | 利用権の設定 | | | 農地移動適正化 | | 農地保有合理化事業 | | | | | |
|--------|--------|--------|------------|---------|-----|-----------|----|-----|----|-------|-----|
| | 市町村数 | 面積 | 設定率 (%) | あっせん事業 | | 買入 | | 売渡 | | 新規貸付 | |
| | | | | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 |
| 18 | 62 | 19,052 | 21 | 489 | 140 | 248 | 74 | 269 | 84 | 1,848 | 617 |
| 19 | 63 | 21,681 | 24 | 391 | 116 | 200 | 64 | 194 | 56 | 1,287 | 472 |
| 20 | 63 | 22,745 | 25 | 482 | 140 | 173 | 49 | 191 | 54 | 912 | 399 |
| 21 | 57 | 21,175 | 24 | 282 | 94 | 183 | 56 | 183 | 58 | 1,075 | 390 |
| 22 | 57 | 21,767 | 25 | 343 | 101 | 230 | 68 | 214 | 66 | 863 | 410 |

(資料) 水田農業振興課及び農山漁村振興課調べ。

(H23年3月末)

(注) 1 「利用権の設定」の市町村数及び面積は、各年の3月末現在で継続中のものである。

2 設定率は、市町村の農用地面積に占める利用権設定面積の百分比である。

3 新規貸付は、平成22年から農地利用集積円滑化事業実施分のみで農地保合理化事業実施分はない。

課題

- 各々の農地流動化施策のメリットを生かしながら、一体的・総合的に推進していく必要がある。
- 農地法等改正により創設された農地利用集積円滑化事業を実施するため、設置された農地利用集積円滑化団体による農地流動化を推進する必要がある。

対処方針

担い手への農地集積に向けて、市町村が基本構想に規定する農地利用集積円滑化事業の適切な実施が確保されるよう、県は関係団体との連携の下に、啓発普及活動、研修会・説明会等の開催等を通して推進を図っている。

また、国の関連事業等を活用することで、当該事業の運用にあたり、各般の施策を実施している。今後も、これらの活動を通じて、農地流動化を進めていく。

関連事業・財政援助措置等

| | | | |
|---------------------------|--|---------------------|------------------------|
| 農地利用集積事業 (22年度まで) | 経営体(効率的かつ安定的な農業経営を営む者)が農地を使いやすくなるよう、農地を面的にまとめていく仕組みが創設され、その中で、農地の貸借を仲介する組織(農地利用集積円滑化団体)が行う調整活動を支援する。 | 農地利用集積円滑化団体 | (H23年3月末実績) ・実施市 3市 |
| 水田農業経営力強化事業 (23年度新規事業) | 低いコスト化や園芸品目の導入による経営の複合化などにより経営体の経営基盤の強化のための必要経費を交付。また、農地の借入により経営規模拡大した場合、拡大面積に応じて加算金を交付。 | 個別経営体 組織経営体 県 | |

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ④ 農業水利施設の整備推進
- 【所管課】 農村整備課
(計画係、基盤整備係、農村整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度を活用し、農地や農業用水路などの農業生産基盤の維持・保全や農業の持つ多面的機能の健全な発揮に向けた取組を支援する。

現況

農業用水の安定的確保、水質汚濁の防止及び水利施設の老朽化等に対応、水利施設の新設、改良等を行うため、県営等によりかんがい排水事業を実施している。

農業用排水路等の整備状況

(km)

| 区分 | 採択事業量 | H17まで | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 計 |
|-----------------|----------------|-------|----|----|----|----|----|-----|
| 県営 かんがい排水 | S12～H23 415 | 406 | 3 | 4 | 1 | 1 | 0 | 415 |
| ※ 団体営 かんがい排水 | S27～H9 155 | 155 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 155 |
| 計 | 570 | 561 | 3 | 4 | 1 | 1 | 0 | 570 |

※H10より団体営基盤整備促進事業に編入され、さらにH19より農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業メニューとして編入された。

課題

- 1 農業用水を安定的に確保することは今後とも重要であるので、水利施設を新設、改良することにより用水を確保し、有効利用を図る必要がある。
- 2 水田の汎用化を図るため、基盤となる排水施設の整備が必要である。
- 3 過去に整備された農業用排水施設の中で、更新時期を迎える施設の取り扱いについて検討する必要がある。

対処方針

- 1 農業用水を安定的に確保するため、水利施設の整備を図るとともに、水田汎用化のための排水施設の整備を積極的に図る。
- 2 適切な機能診断に基づく機能保全計画を策定し、機能保全対策工事の実施等により、施設の長寿命化を図る。

関連事業・財政援助措置等

事業名

- 県営かんがい排水事業 県 営
- 基幹水利施設ストックマネジメント事業 県 営
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 その他

【大 項 目】 IV 土地

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑥ 農作業の集約化・法人化の促進
- 【所管課】 水田農業振興課
(生産構造改善係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 食料の生産力向上のため、ほ場整備事業や農業経営基盤強化促進事業などを実施し、意欲ある担い手への農作業の集約化を促進する。また、集落営農組織は農業生産法人へ誘導し、特定農業法人へと発展させるなど法人化を図る。

現況

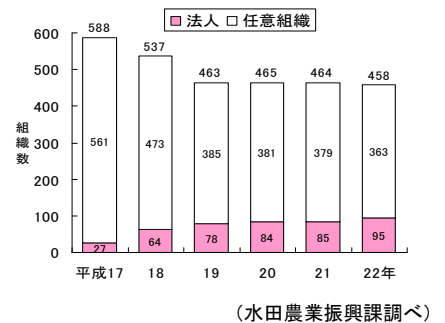
平成17年に588組織あった集落営農組織は、平成19年より始まった水田経営所得安定対策への加入を契機に再編が進み、対策開始時には463組織となった。

平成22年度末現在、任意の集落営農組織は363組織で、経営面積は平均44haである。

また、集落営農組織から法人化したものは95法人である。

担い手である認定農業者と法人化された集落営農組織などが水田面積の60%の農作業を担う生産構造を目指しており、平成22年度、これら担い手への農作業集約率は約48%となっている。

○ 法人化した集落営農組織の推移



課題

集落営農組織は水田経営所得安定対策に加入し法人化に向け取り組んできた。しかし、組織の活動体制が不十分なまま設立された組織があることや、22年度から農業者戸別所得補償制度へと国の政策が変わり、施策の対象が全ての販売農家とされたことから、組織の法人化への意欲が低下している。

また、農地管理を目的とする組織もあり、営農組織として存続するためには、経営基盤を強化することが急務である。

対処方針

県では、これら経営基盤の弱い集落営農組織を永続性のある担い手に発展させていくため、構成員の年齢構成や機械装備の状況、オペレーターの確保状況など組織体制や経理の運営状況などを調査し、その結果を基に普及指導センターや市町村、JAなどが連携して指導を行ってきた。

また、法人化した集落営農組織や、経営基盤が確立した集落営農組織に対して、県や市町村、農業委員会、JAなどで構成されている地域担い手・産地育成総合支援協議会の活動を通して、経営改善と早期の法人化へ向けた取組を支援している。

23年度からは、水田農業経営力強化事業を実施し、永続性のある担い手である専業農家や法人化された集落営農組織が中心となる生産構造の実現のため、個別経営体や組織経営体の経営基盤の強化を図り、水田農業の構造改善を進める。

関連事業・財政援助措置等

| 事業等の名称 | 事業等の内容 | 事業主体 | 事業等の実績 |
|---------------------------|---|---------------------|---|
| 農業経営基盤強化促進事業 (22年度まで) | 効率的かつ安定的な経営体の育成に向け認定農業者制度の普及、認定農業者への支援をするとともに、農業経営の法人化を推進する | 福岡県担い手・産地育成総合支援協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織：363組織 ・法人化した集落営農組織数：95組織 |
| 水田農業経営力強化事業 (23年度新規事業) | 低コスト化や園芸品目の導入による経営の複合化などにより経営体の経営基盤の強化のための必要経費を交付。また、農地の借入により経営規模拡大した場合、拡大面積に応じて加算金を交付。 | 個別経営体 組織経営体 県 | |

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑦ 耕作放棄地の有効利用の推進
- 【所管課】 農山漁村振興課、畜産課
(企画調整係) (環境飼料係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 耕作放棄地については、農作業の集約や放牧地利用など農用地としての利用を促進するほか、市民農園や観光農園などへの有効利用も促進する。また、中山間地域においては、交通対策、医療対策、IT活用など、条件不利地域の各種振興策など総合的な対策を図ることにより、人口減少を抑制し、耕作放棄地や荒廃森林の発生を防止する。

現況

耕作放棄地とは、農林業センサスにおいて、「過去1年以上作物を栽培せず、かつ、この数年間に再び耕作する意思がない土地」と定義されている。耕作放棄地が生まれる原因としては、耕作者の高齢化や後継者不足及び傾斜地など生産条件が悪いこと等が考えられる。

本県の耕作放棄地は、平成22年現在約7,189ha存在しており、中山間地域を中心とした人口減少市町村と福岡都市圏など人口が急激に増加している市町村に高い傾向が見られる。

(参考) 耕作放棄地率の推移 (農林業センサス) 単位: ha

| | 経営耕地① | 耕作放棄地② | 耕作放棄地率 ②/①+② | 全国の耕作放棄地 面積 |
|------------|--------|--------|-----------------|----------------|
| 1985 (S60) | 97,364 | 1,513 | 1.5% | 13.5万 |
| 1990 (H2) | 90,623 | 3,947 | 4.2% | 21.7万 |

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑧ 中山間地域の活性化の推進（過疎地域対策の推進）
- 【所管課】 広域地域振興課
(地域振興第1班)

国土利用計画に掲げる施策

○ 耕作放棄地については、農作業の集約や放牧地利用など農用地としての利用を促進するほか、市民農園や観光農園などへの有効利用も促進する。また、中山間地域においては、交通対策、医療対策、IT活用など、条件不利地域の各種振興策など総合的な対策を図ることにより、人口減少を抑制し、耕作放棄地や荒廃森林の発生を防止する。

現況

本県では8市（うち4市は区域指定）10町1村（19団体※H23.3.31現在）が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年4月1日施行、以下「過疎法」という。）の指定を受けている。過疎法及び県が策定した「過疎地域自立促進方針」に基づき、県及び市町村は過疎地域自立促進計画を定めている。同計画は、①産業の振興②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進③生活環境の整備④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進⑤医療の確保⑥教育の振興⑦地域文化の振興等⑧集落の整備⑨その他、9項目について具体的な施策を示している。このうち、土地利用に関するものとしては、農林水産業をはじめとした産業の振興、道路交通網の整備、上・下水道等の基盤整備等が掲げられている。

課題

過疎地域においては、道路交通網、上・下水道等の生活基盤の整備状況が県平均と比較して依然として低位な状況にあり、地域の自立を促進するためにはこれらの整備促進が一層必要となっている。また、過疎地域の人口は減少に歯止めがかからず、高齢化が他地域以上に進行しており、このままでは集落機能の維持さえ困難な地域や、農林漁業等の基幹産業における後継者不足が深刻となる地域が増加してくると考えられ、その対応が緊急の課題となっている。

対処方針

- 1 産業の振興
都市部と連携した幹線道路網や高速道路網、工業団地、水資源開発の整備等を進めることにより、先端成長産業の誘致と地場産業の高度化を図るとともに、多様な産業構造の形成を目指していく。地域の特性に応じた農林水産業の振興とともに歴史的風土に育まれた伝統産業の振興を図る。
- 2 交通通信体系の整備
広域高速ネットワークのアクセス強化や過疎地域間及び過疎地域と他の地域の日常生活圏の中心都市を結ぶ幹線道路を中心とする基幹交通網の整備を図る。これらの交通体系は、市町村道から都市間を結ぶ国、県道あるいは高速自動車道など高速交通体系へとその機能がシステム化されるように計画的に整備する。
- 3 地域間の交流
地域の豊かな自然環境等の地域資源を活用した主体的な地域づくりを進めるとともに、農山漁村の魅力が発揮できる施設の整備、広域的観光ルートの開発やITを活用した地域資源等の情報発信及び特産品の販売等を推進する。
- 4 生活環境の整備
人口流出の防止と都市部からのUJIターンを促進するため、上・下水道、公園等の整備を推進する。
- 5 高齢者対策
高齢者の福祉向上や保健医療供給体制の整備を図り、高齢者が安心して生活できる地域づくりを推進する。高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、生涯学習や文化・スポーツ活動の推進、職業能力開発体制の整備等、過疎地域における保健・福祉の充実を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 1 国の負担又は補助の特例による施設整備事業…学校統合（教職員住宅を含む）、保育所、消防施設
- 2 過疎対策事業債（償還期間12年、元利償還経費の70%を地方交付税措置）による市町村事業
 - ①生活基盤及び産業基盤等の整備事業（ハード事業）・・・市町村道、農林道、電気通信施設、農林業経営近代化施設、観光レクリエーション施設、高齢者福祉施設、保育所及び児童館、認定こども園、公民館、診療所、運動場、図書館、地域文化振興施設、下水処理施設、集落整備のための用地及び住宅、自然エネルギーを利用するための施設等
 - ②地域医療の確保等過疎地域の自立促進に資するソフト事業
- 3 基幹的な市町村道（非過疎地域と連絡するものを含む）、市町村が管理する基幹的農道林道（非過疎地域と連絡するものを含む）並びに公共下水道で県が市町村に代わって整備する事業
- 4 総務省補助事業（過疎地域集落等整備事業、過疎地域等自立活性化推進交付金）による整備事業
- 5 地方税の課税免除等と地方交付税による減収補てん（事業税、不動産取得税、固定資産税）及び非課税（特別土地保有税）

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑨ 農村集落環境整備事業の推進
- 【所管課】 農村整備課
(農村整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度を活用し、農地や農業用水路などの農業生産基盤の維持・保全や農業の持つ多面的機能の健全な発揮に向けた取組を支援する。

現況

近年の多様化、高度化する食糧需要に対応する農業生産基盤整備事業を実施するとともに、農村集落の生活環境の基盤となる諸施設を整備改善し、健全な農村社会を建設するため各種事業を実施している。

農村集落環境整備事業における土地改良事業の実施状況 (ha)

| 区分 | 採択面積 | H17まで | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 計 |
|-------------|--------|--------|----|----|----|----|----|--------|
| 県営 土地改良 | 7,681 | 6,069 | 9 | 23 | 22 | 12 | 6 | 6,141 |
| 団体営 土地改良 | 54,967 | 54,640 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 54,640 |
| 計 | 62,648 | 60,709 | 9 | 23 | 22 | 12 | 6 | 60,781 |

課題

国、県の財政事情及び農業をとりまく厳しい情勢の中ではあるが、都市に比べて立ち遅れた農村地域の生活環境基盤の改善を今後とも積極的に進めていく必要がある。

対処方針

農業をとりまく厳しい情勢の中、より一層農業経営の合理化、効率化が求められ、農業生産基盤整備事業が急務となることから、今後とも予算獲得への努力をしていくが、生活環境整備（農業集落排水事業を含む）についても推進を図る。

関連事業・財政援助措置等

事業名

中山間地域農村活性化総合整備事業 } 県営
 県営農村総合整備事業 }

農業集落排水事業 団体営

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑩ 農地・水・環境保全向上事業の推進
- 【所管課】 農山漁村振興課
(企画調整係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度を活用し、農地や農業用水路などの農業生産基盤の維持・保全や農業の持つ多面的機能の健全な発揮に向けた取組を支援する。

現況

水田農業では用水路の維持管理が不可欠であり、これまで集落機能として集落全体で取り組んできたが、高齢化や混住化により、その機能を発揮することが困難になりつつある状況である。

一方、高齢化の進行を踏まえ、水田農業を持続させるためには、永続性のある担い手への農作業の集約化を進めるなど、農業構造の改善が必要であるが、少数の担い手に集落機能の全てを担わせることは困難であり、引き続き集落機能として維持していくことが必要となっている。

このため、適切な保全活動を行う一定の地域において、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画した活動組織を設置し、草刈りや溝さらえ等を行う共同活動に対して支援している。

また、これまで地域共同で行ってきた日常の保全管理に加え、平成23年度より農地周辺の老朽化が進んでいる水路や農道等の補修、更新といった農業用施設の長寿命化を目的とする活動に対しても支援します。

○取組状況

| 年度 | ①農振農用地(ha) | ②交付対象面積(ha) | 割合 ②/① |
|----|------------|-------------|--------|
| 19 | 76,290 | 27,557 | 36% |
| 20 | 75,594 | 29,356 | 39% |
| 21 | 75,370 | 29,741 | 39% |
| 22 | 75,056 | 29,970 | 40% |

課題

当事業は、H19～23までの5年間となっていることから、農業者だけでなく地域住民や都市住民を含めた多様な主体の参画による農地や農業用施設の適切な保全管理が事業終了後においても適切に継続できるかが課題である。

対処方針

各活動組織における取組体制が整備されるまで、当事業が継続されるよう、国に事業継続の要望を行っていく。

関連事業・財政援助措置等

農地・水・環境保全向上事業（県、市町村の負担については、交付税が措置される）

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑪ 中山間地域等直接支払事業の推進
- 【所管課】 農山漁村振興課
(中山間地域振興係)

国土利用計画に掲げる施策

- 農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度を活用し、農地や農業用水路などの農業生産基盤の維持・保全や農業の持つ多面的機能の健全な発揮に向けた取組を支援する。

現況

中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業・農村が持つ水源のかん養、洪水の防止、土壌浸食や土砂崩壊防止などの多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の財産、豊かな暮らしを守っている。中山間地域等直接支払事業では中山間地域等における農業生産活動の維持を通じて、その多面的機能を確保する観点から、平地地域と中山間地域等との農業生産条件の不利性を直接的に補正するため、農業者等に対し交付金を交付している。

第1期対策（平成12年度～16年度）では、①集落コミュニティの活性化、②景観作物の植栽、棚田オーナー制度等による景観維持、③農業生産に必要な共同機械の購入や農道水路の共同管理など効果を上げた。第2期対策（平成17年度～21年度）では、第1期対策の取組内容に加え、継続的に農業生産活動を行っていくことができる体制整備に向けた積極的な取組（機械・農作業の共同化、担い手への農作業の委託等）の推進を行った。第3期対策（平成22年度～26年度）では、小規模・高齢化集落でも取り組みやすい制度への見直しを行っている。

本県での取組は、平成22年度現在30市町村で630協定が結ばれ、制度対象農用地の75%ば

点許や定なのに農業取組

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑫ 林道整備事業の推進
- 【所管課】 林業振興課
(林道係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 自然環境の保全に配慮しつつ、高密度路網を目指した林道・作業道の計画的な整備を推進する。

現況

林道は、林業の合理的経営及び森林の集約的管理にとって基幹となる施設であり、木材等林産物の搬出のみならず、森林の有する公益的機能が発揮できるようにきめ細かい森林施業を行う上でも不可欠なものである。

さらに、山村地域における生活環境の改善と地域振興に役立っている。

林道事業計画及び実績（平成23年3月末現在）

| 流域名 | 区分 | 民有林 総面積(A) | 目標林道開設 | | 既開設林道 | | 整備率 (C/B) | 林道現況（認定） | |
|----------|----|---------------|---------|----------|------------|---------|--------------|------------|---------|
| | | | 延長(B) | 密度(B/A) | 延長(C) | 密度(C/A) | | 延長(D) | 密度(D/A) |
| 総数 | | 196,844ha | 2,645Km | 13.4m/ha | 1,934,571m | 9.8m/ha | 73.1 | 1,511,303m | 7.7m/ha |
| 筑後・矢部川流域 | | 62,580 | 1,000 | 16.0 | 766,143 | 12.2 | 76.6 | 590,686 | 9.4 |
| 福岡流域 | | 40,747 | 727 | 17.8 | 517,303 | 12.7 | 71.2 | 413,566 | 10.1 |
| 遠賀川流域 | | 93,517 | 918 | 9.8 | 651,125 | 7.0 | 70.9 | 507,051 | 5.4 |

(注) 1 既開設林道延長は、平成22年度までに開設された車道幅員1.8m以上（自動車道）の林道延長であって、用途変更及び認定による林道の増減には関係しない。

2 林道現況延長（認定）は、用途変更及び認定による延長の増減をしたものである。

3 民有林総面積は、平成9年度林道網計画に用いた面積である。

4 既開設林道は繰越分は含まない。

(資料) 福岡県林業統計要覧

課題

- 1 多面的機能を有する森林の適正な整備及び保全、効率的かつ安定的な木材の供給を図るため、早期に路網の整備拡充を図る必要がある。
- 2 既設林道の機能向上を図るため、必要かつ緊急な箇所の改良、舗装を更に推進する必要がある。

対処方針

- 1 森林法に基づき策定した「地域森林計画」を計画的に実施する。
- 2 木材価格の低迷等から林道開設のための条件は厳しいものがあるが、森林所有者に基盤整備の緊要性の理解と協力を得るために更に努力する。
- 3 路線選定、設計内容等に配慮し、予算の効率的かつ計画的な投資を図り、林道網の整備拡充を実施する。
- 4 林道改良、舗装事業の推進に努力する。

関連事業・財政援助措置等

- ① 森林環境保全整備事業（林野庁）
- ② 道整備交付金（内閣府）
- ③ 地域自主戦略交付金（内閣府）
- ④ 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）
- ⑤ ふるさと林道緊急整備事業（地方公共団体の負担に対し、地方債の起債が出来る。）

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
 【具体的な施策】 ⑬ 漁村集落環境整備事業の推進
 【所管課】 水産振興課
 (漁港整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 漁村の生活環境や労働環境の改善を図るため、漁港や共同利用施設などを整備するとともに、都市生活者や異業種との交流を行い、漁村の活性化を促進する。

現況

漁業集落環境整備事業年次別推移

| 漁港名 | 種別 | 市町村名 | 事業概要 |
|-----|----|---------------|--|
| 相島 | 1 | 新宮町 | 排水終末処理場 (S55~57、H7) |
| 鐘崎 | 2 | 玄海町 (現宗像市) | 污水管布設 (S55~57) 運動施設整備 (H7) 雨水排水溝 (S56~57) 緑地 (H8) 排水終末処理場 (S59、H8~10) |
| 弘 | 1 | 福岡市 | 道路 (S56~57) 污水管布設 (S57~59) 排水終末処理場 (S58~59) |
| 大島 | 2 | 大島村 (現宗像市) | 護岸用地 (S60) 排水終末処理場 (S62、H12) 污水管布設 (S61~62、H11) 防火水槽 (S62~63) 中枢ポンプ場 (S62、H12) 管理棟・管路工 (S63) |
| 福吉 | 1 | 二丈町 | 護岸ブロック (S63~H2) 道路整備・用地整備 (H6) 用地造成 (H元~2) 消波工 (H3~4) |
| 姫島 | 1 | 志摩町 | 排水池 (S63~H元) 排水施設 (S63~H2) |
| 西浦 | 2 | 福岡市 | 排水施設 (H2~6) 道路 (H3~4) 処理施設 (H6) |
| 唐泊 | 2 | 福岡市 | 排水施設 (H5~8) 排水終末処理場 (H9~10) 用地護岸 (H6) 道路護岸 (H10) 污水管布設 (H9~10) 緑地・広場 (H10) |
| 玄界 | 2 | 福岡市 | 用地護岸 (H6~9) 排水終末処理場 (H9~12) 排水施設 (H8) 污水管布設 (H9~10) (H18~H19) |
| 藍島 | 2 | 北九州市 | 排水施設 (H7~11) 道路 (H14~) 緑地広場 (H7~8) 処理施設 (H11~12) |
| 脇田 | 1 | 北九州市 | 道路工 (H10~) |
| 地島 | 1 | 玄海町 (現宗像市) | 污水管布設 (H10~11) 排水終末処理場 (H12) |
| 波津 | 2 | 岡垣町 | 処理施設 (H11~12) 污水管布設 (H13~H17) |
| 小呂島 | 4 | 福岡市 | 処理施設 (H12~15) |
| 馬島 | 1 | 北九州市 | 飲雑用水施設 (H13~15) 污水管布設 (H15) |
| 脇之浦 | 1 | 北九州市 | 道路 (H14~) |

課題

著しく立ち後れている漁港集落の環境を改善し、生産と生活の両面にわたり、均衡ある漁村の整備を図る。

対処方針

漁業集落道、水産飲雑用水施設、排水施設、防災安全施設、環境改善施設のための用地等の整備を行う。

関連事業・財政援助措置等

- 1 事業名 漁場漁港整備長期計画 (H19~23年度)
- 2 事業主体 県及び市町村

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑭ 水産基盤整備事業の推進
- 【所管課】 水産振興課
(漁場整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 漁村の生活環境や労働環境の改善を図るため、漁港や共同利用施設などを整備するとともに、都市生活者や異業種との交流を行い、漁村の活性化を促進する。

現況

沿岸漁場の整備：漁港漁場整備法（H13以前は沿岸漁場整備開発法）に基づき、水産業の基盤である漁場の整備を図り、もって水産業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与する。

(千円)

| 対 象 事 業 | 合 計 | 筑 前 海 | 有 明 海 | 豊 前 海 |
|--------------------------------|---------------------|---------------------|--------------------|-------------------|
| | (箇所数) 事 業 費 | (箇所数) 事 業 費 | (箇所数) 事 業 費 | (箇所数) 事 業 費 |
| 第4次沿岸漁場 整備開発事業実績 (H6～13) | (214) 22,838,751 | (145) 11,733,339 | (30) 7,721,620 | (39) 3,383,792 |
| 水産基盤整備事業実績 (H14～22) | (158) 23,622,456 | (66) 5,256,307 | (66) 11,582,660 | (26) 2,783,689 |
| 魚 礁 設 置 | (45) 2,398,762 | (40) 2,047,848 | (0) 0 | (5) 350,914 |
| 増 殖 場 造 成 | (26) 3,908,727 | (11) 1,177,909 | (8) 1,775,000 | (7) 955,818 |
| 沿 岸 漁 場 保 全 | (87) 17,314,967 | (15) 2,030,550 | (58) 13,807,460 | (14) 1,476,957 |

課題

- 1 水産資源の保護、増殖及び漁業管理等のソフト事業との連携強化。
- 2 財政事情による事業進捗の遅れ。
- 3 ハード・ソフト両面での新規技術の開発。

対処方針

- 1 漁場整備の役割を明確にしながら資源管理型漁業との連携を強化する。
- 2 資源の増殖や漁場環境の保全等の事業を優先的に採択するなど事業の優先づけを行う。
- 3 研究機関（県・国）及び民間企業と連携し、新技術の開発及び導入を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 1 水産基盤整備事業（H13以前は沿岸漁場整備開発事業）
- 2 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（補助率の優遇措置）

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 3 産業用地の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ① 工業団地の造成・有効利用の推進
- 【所管課】 企業立地課
(立地計画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 産業用地を確保するため、市町村などと連携し、工業団地の新規開発を積極的に推進する。また、工場適地の指定や農村地域工業等導入地区の設定、工業地域の指定により工場立地の計画的誘導を図る。

現況

本県の産業構造の高度化及び地域振興のために県土の有効利用と自然環境に配慮しながら、企業立地の受け皿造りのための工業団地の造成について関係機関との調整を行っている。

(表1) 工業団地の造成状況(H22.12月末)

(単位: ha)

| 区分 地域 | 造成済工業団地 | | 造成中工業団地 | | 計 | |
|----------|---------|-------|---------|-------|-----|-------|
| | 団地数 | 団地面積 | 団地数 | 団地面積 | 団地数 | 団地面積 |
| 福岡地域 | 38 | 732 | 3 | 233 | 41 | 965 |
| 筑後地域 | 39 | 533 | 0 | 0 | 39 | 533 |
| 筑豊地域 | 81 | 1,432 | 1 | 2 | 82 | 1,434 |
| 北九州地域 | 48 | 1,758 | 6 | 1,199 | 54 | 2,957 |
| 県計 | 206 | 4,455 | 10 | 1,433 | 216 | 5,889 |

資料:平成22年度産業用地調査(民間が事業主体のものを含む)

(表2) 造成済工業用地の分譲状況(H22.12月末)

(単位: ha)

| 区分 地域 | 造成済工業用地面積 | 分譲済面積 | 分譲可能面積 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 福岡地域 | 541 | 495 | 46 |
| 筑後地域 | 411 | 373 | 38 |
| 筑豊地域 | 1,099 | 999 | 100 |
| 北九州地域 | 2,015 | 1,900 | 115 |
| 県計 | 4,066 | 3,767 | 299 |

資料:平成22年度産業用地調査(民間が事業主体のものを含む)

課題

- 1 自動車産業等の進出により、工業団地への立地が進んでいることから、今後とも、新たな企業立地の受け皿づくりが必要であり、新規工業団地の開発や未造成団地の早期完成を推進すること。
- 2 農村地域工業等導入促進制度の活用を法の趣旨を踏まえて十分に検討すること。
- 3 企業の遊休地等民間所有に係る未利用地の利用・開発を促進すること

対処方針

- 1 産業の適正配置や地域特性に応じて、工業団地の新規開発を地元市町村等とともに積極的に推進する。
- 2 「福岡県国土利用計画(第4次)」等を踏まえ、長期的な展望にたった、総合的かつ計画的な産業立地政策を推進する。

関連事業・財政援助措置等

- ・工場用地基盤整備補助金

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 3 産業用地の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ② 工場適地等の指定及び農村地域工業等導入地区設定の推進
- 【所管課】 企業立地課、都市計画課
(立地計画係) (計画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 産業用地を確保するため、市町村などと連携し、工業団地の新規開発を積極的に推進する。また、工場適地の指定や農村地域工業等導入地区の設定、工業地域の指定により工場立地の計画的誘導を図る。

現況

- 工場適地の指定や農村地域工業等導入地区の設定等により、計画的な工業導入を図っている。
- ・ 工場適地…土地の状況、用排水、輸送施設等の実態を調査し、経済産業省が作成する工場立地調査簿に登載された適地。(根拠法：工業立地法)
 - ・ 農村地域工業等導入地区…農業従事者の就労の安定と農業構造の改善を目的に策定された農村地域工業等導入実施計画において定められた工業等導入地区。
(根拠法：農村地域工業等導入促進法)

工場適地の状況 (H22. 12) (ha)

| 地域 | 工場適地 | 立地未決定 |
|-------|---------|-------|
| | | |
| 福岡地域 | 53.3 | 15.3 |
| 筑後地域 | 233.2 | 90.9 |
| 筑豊地域 | 169.8 | 100.0 |
| 北九州地域 | 992.1 | 301.6 |
| 計 | 1,448.5 | 507.8 |

| 市町名 | 準工 | 工業 | 工専 | 計 |
|------|-------|-----|-------|-------|
| 福岡市 | 1,931 | 610 | 41 | 2,582 |
| 大野城市 | 228 | | | 228 |
| 春日市 | 178 | | | 178 |
| 志免町 | 114 | | 23 | 137 |
| 粕屋町 | 217 | 9 | | 226 |
| 古賀市 | 27 | 108 | 38 | 173 |
| 新宮町 | 65 | 17 | 56 | 138 |
| 久山町 | | 11 | 53 | 64 |
| 篠栗町 | 29 | | 8 | 37 |
| 筑紫野市 | 109 | | | 109 |
| 太宰府市 | 67 | | | 67 |
| 那珂川町 | 47 | | | 47 |
| 福津市 | 42 | | | 42 |
| 宗像市 | 74 | | | 74 |
| 糸島市 | 75 | | | 75 |
| 久留米市 | 572 | 170 | 27 | 769 |
| 小都市 | 5 | | | 5 |
| 大牟田市 | 190 | 27 | 980 | 1,197 |
| みやま市 | 25 | 10 | | 35 |
| 北九州市 | 1,995 | 570 | 3,891 | 6,456 |
| 中間市 | 23 | | 63 | 86 |
| 羽田町 | 144 | 99 | 906 | 1,149 |
| 須恵町 | 6 | 27 | 46 | 79 |
| 宇美町 | 66 | 7 | 77 | 150 |
| 福津市 | 10 | | | 10 |
| 筑前町 | 99 | | | 99 |
| 朝倉市 | 68 | 96 | 64 | 228 |
| 八女市 | 73 | 4 | 10 | 87 |
| 大川市 | 383 | 97 | | 480 |
| みやま市 | 40 | | | 40 |
| 筑後市 | 96 | 85 | 27 | 208 |
| 柳川市 | 79 | | | 79 |
| 八女市 | 26 | | | 26 |
| 大刀洗町 | 85 | | | 85 |
| 飯塚市 | 199 | 16 | 193 | 408 |
| 直方市 | 121 | | 83 | 204 |
| 宮若市 | | 133 | | 133 |
| 田川市 | 136 | 57 | 71 | 264 |
| 鞍手町 | 35 | 19 | | 54 |
| 桂川町 | 11 | | 35 | 46 |
| 芦屋町 | 49 | | 12 | 61 |
| 水巻町 | 30 | | 60 | 90 |
| 遠賀町 | 25 | | | 25 |
| 行橋市 | 14 | 12 | | 26 |
| 豊前市 | 78 | 120 | 39 | 237 |
| 宮田町 | | | 40 | 40 |

(資料) 工場適地調査

過去10年(H13~22)の累計企業立地状況 (ha)

| | 総数 | 団地内立地 |
|----|-------|---------------|
| 件数 | 535 | 243 (45.4%) |
| 面積 | 666.5 | 415.3 (62.3%) |

(資料) 工場立地動向調査

農村地域工業等導入地区 (H20. 3末) (ha)

| 地区数 | 地区面積 | 工場用地 | 導入済 | |
|-----|-------|-------|-------|------|
| | | | 導入済 | 分譲可能 |
| 63 | 935.6 | 697.3 | 632.7 | 64.6 |

(資料) 農村地域工業等導入地区管理基本調査

課題

工場適地の指定制度や農村地域工業等導入促進制度は、工場立地の計画的誘導を図るものである。これらの制度の趣旨を踏まえ、土地利用調整や関連基盤等の整備を進めるなど、企業立地の熟度を高めるとともに、計画的かつ組織的に企業の導入を図っていく必要がある。

対処方針

「福岡県国土利用計画(第4次)」等を前提としつつ、地域の特性を踏まえた産業立地政策を推進し、これに沿った関連基盤等の整備を進めるとともに、地元市町村と連携をとりながら計画的かつ組織的に工場適地や農村地域工業等導入地区への企業導入を図っていく。

関連事業・財政援助措置等

- 1 譲渡所得に対する課税の特例(800万円の特別控除)等の各種税制措置
- 2 各種助成措置
 - 企業立地促進交付金
 - 企業立地促進融資

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 3 産業用地の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ③ 工場立地法の適正な運用
- 【所管課】 企業立地課
(立地計画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 工場の適正立地を図るため、工場立地法に基づき特定工場の届出に関する審査及び助言指導、現地調査を行う。

現況

一定規模以上の工場（特定工場）を新設又は変更しようとする者は、あらかじめ知事（政令市所在の工場は政令市市長）に届け出なければならない。この際、施設面積、緑地、環境施設の面積は一定の規制を受ける。

工場立地が周辺地域の環境との調和を図りつつ適正に行われるため、特定工場の届出に関する審査及び助言指導、必要に応じた現地調査を行っている。

届出の状況 (件数)

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 新設届出 | 15 | 13 | 7 | 8 | 3 |
| 変更届出 | 40 | 47 | 25 | 14 | 16 |
| 勧告・変更命令 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

課題

- 1 工場立地法に関する専門書が少なく、かつ現在では入手困難であることから、届出者が法律に関する情報を得るのが難しい。
- 2 適正な工場立地を推進するため、市町村の企業誘致担当者が、工場立地法の基本的知識を有しておくことが望ましい。

対処方針

- 1 事前相談による対応のほか、法の内容・届出に関する注意点・様式記載例等を記載した「工場立地法届出の手引き」を作成し、県HPに掲載する。
- 2 市町村企業誘致担当者研修会を実施し、市町村担当者への工場立地法の制度周知を推進する。

※ 第2次一括法の施行に伴い、平成24年4月1日以降、市における工場立地法に係る権限は、県から市へ移譲されることとなっている。（町村へは委譲されない）

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 1 土地関連法令の適切な運用
- 【具体的な施策】 ① 総合的な土地利用調整機能の強化推進
- 【所管課】 総合政策課
(土地対策係)

国土利用計画に掲げる施策

- 土地基本法、国土利用計画法及びこれらに関連する土地利用関係法令などの適切な運用と、これに基づく土地利用計画の充実や諸制度間の総合的な調整の強化により、計画的かつ適正な土地利用の確保を図る。

現況

計画的かつ適正な土地利用の確保を図るには、行政各部門における横断的な連絡調整を緊密に行う必要がある。そのため、昭和50年11月から、土地利用に係る施策等の調整及び調査研究等を所掌する福岡県土地利用調整会議を設置している。

同会議は関係部長等を委員とするものであり、その下に関係課長を幹事とする幹事会、さらに担当者で構成する研究班会議を置き、土地利用に関する関係課間の連携体制の強化を図っている。

〔土地利用調整会議所掌事務〕

- ① 大規模な住宅団地、工業団地、流通業務施設、レクリエーション施設等県土利用に大きな影響を及ぼす土地利用転換計画及び立地計画の調整に関すること。
- ② 県土利用に大きな影響を及ぼす土地利用計画の策定及び変更の調整に関すること。
- ③ 福岡県国土利用計画及び福岡県土地利用基本計画の管理運営に関すること。
- ④ ①～③に定めるもののほか県土利用に係る施策等の調整及び調査研究に関すること。

課題

土地利用調整会議における調整は、主として開発事業計画の公的諸計画との適合性や立地の適否等の視点から行うこととしているが、人口減少等に伴う土地需要の減退など、土地利用をめぐる前提が大きく変化している。そのため、横断的な連絡調整を行う案件が少なく、土地利用調整会議の積極的な活用ができていない。

対処方針

土地利用調整会議において調整を行う必要がある場合は、当該案件を所管する課が提案することとされており、各所管課の必要に応じて同会議を積極的に活用することを促すことにより、県土利用に係る各種施策に関する課題について調整を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 1 土地関連法令の適切な運用
- 【具体的な施策】 ② 地価動向の的確な把握
- 【所管課】 総合政策課
(土地対策係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 地価動向の的確な把握、土地取引の規制に関する措置及び注視区域や監視区域制度の適用など国土利用計画法等の適正な運用により、適正な地価の形成に努める。

現況

地価動向の的確な把握のため、国土利用計画法等に基づき以下の調査を実施し、調査結果等について県公報、HP等で周知している。

○地価調査

国土利用計画法施行令第9条の規定に基づき、知事が選定した基準地について、毎年7月1日を基準日として、その正常な価格を公告する制度であり、地価公示の標準地とともに、一般の土地取引価格に対する指標を与えることを目的としている。なお、この調査の対象地域は、地価公示の対象地域とは異なり、都市計画区域内に限らず、県内の全市町村を対象として行われており、平成23年度には、県内の922地点(林地12地点を含む)において調査を実施した。

○地価公示

地価公示法に基づいて国土交通省土地鑑定委員会が、都市計画区域内の標準地について、毎年1月1日を基準日として、その正常な価格を公示する制度であり、一般の土地取引価格に対する指標や公共事業の用に供する土地を取得する場合の補償金額の算定の指標に利用されることにより、適正な地価の形成に寄与することを目的としている。平成23年には、本県の913地点について調査が実施された。

なお、地価はバブル崩壊以後概ね下落基調で推移しており、平成7年以降は注視区域や監視区域等の指定は行っていない。

土地取引規制制度について

| | 右3区域以外の地域 (事後届出制) | 注視区域 (事前届出制) | 監視区域 (事前届出制) | 規制区域 (許可制) |
|----------------|----------------------|---|---|--|
| 区域 指定 要件 | なし (右3区域以外の地域) | <ul style="list-style-type: none"> ・地価の社会的経済的に相当な程度を超えた上昇又はそのおそれ ・適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれ | <ul style="list-style-type: none"> ・地価の急激な上昇又はそのおそれ ・適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれ | <ul style="list-style-type: none"> ・投機的取引の相当範囲にわたる集中又はそのおそれ及び地価の急激な上昇又はそのおそれ(都市計画区域)等 |

課題

地価の適正な形成

対処方針

- 1 地価動向の的確な把握と地価形成(変動)要因の分析
- 2 地価公示及び地価調査制度の周知徹底

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 2 土地利用計画等の整備・充実
- 【具体的な施策】 ① 市町村国土利用計画の整備・充実の推進
- 【所管課】 総合政策課
(土地対策係)

国土利用計画に掲げる施策

- 市町村計画の整備・充実を図るため、未策定の市町村や目標年次到来に伴い改定が必要な市町村に対し、計画策定を働きかけるとともに、土地利用に関する情報の共有化を進める。

現況

国土利用計画は、国土利用計画法の基本理念である「公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ること」を目的として策定され、国土の利用に関する基本的かつ総合的な長期計画である。全国計画、都道府県計画、市町村計画をもって構成される。

市町村計画は、都道府県計画を基本として策定されるもので、その内容は、

- ① 国土の利用に関する基本構想
 - ② 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
 - ③ ②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要
- からなる。

県内60市町村のうち、平成23年12月末までに35市町村が国土利用計画を策定している。

課題

市町村計画は、国土利用計画法上、「定めることができる」とされており、その策定が義務付けられたものではない。

しかし、国土利用計画が全国計画、都道府県計画、市町村計画の三段階から構成されており、その体系が下からの積み上げを要請していることに鑑みても、地域に最も密着している市町村計画の策定の必要性は高く、未策定の市町村や改定が必要な市町村に対して、計画策定に向けたさらなる働きかけを行う必要がある。

対処方針

毎年度開催する国土利用計画法市町村事務担当者説明会の場を活用し、市町村計画の意義や活用方法についての浸透を図り、また、策定検討段階にある市町村に対しては、先行して策定した事例等について積極的に情報提供することで、計画策定を促進する。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 2 土地利用計画等の整備・充実
- 【具体的な施策】 ② 土地利用基本計画の管理運営
- 【所管課】 総合政策課
(土地対策係)

国土利用計画に掲げる施策

- 土地利用基本計画の適正な管理を行うことにより、都市計画、農業振興地域整備計画などの土地利用計画に対する先行性、上位性を確保し、総合調整機能の強化を図る。

無秩序な開発を防止するために、土地利用基本計画や都市計画などの土地利用計画の適正

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 3 土地利用転換の適正化
- 【具体的な施策】 ① 遊休土地制度の適正な運用
- 【所管課】 総合政策課
(土地対策係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化によっては、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講ずる。さらに、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることを考慮し、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。

現況

遊休土地制度は、国土利用計画法上の土地利用目的審査を事後的に補完する意味を兼ねて、同法の許可又は届出制の適用を受けて取得された土地のうち、未利用又は低利用の土地で一定要件に該当するものについて、知事（政令指定都市の長を含む。）が遊休土地の認定を行い、それらの土地について、その所有者等の自発性を極力尊重しつつ、勧告等の措置を講じ、その積極的な活用を図ろうとするものである。しかし、土地取引が減少傾向にある昨今、低未利用の土地は存在するものの、景気後退により遊休土地として認定し、積極的な活用を促進することが困難な状況にある。

1 昭和44年4月1日～昭和49年12月23日（法施行の前日）取得にかかる遊休土地認定状況

(件、ha)

| 事項 区域 | 一団の土地 | | 未利用地 | | 認定状況 | | その他の利用処分されたもの | |
|------------|-------|--------|-------|-------|------|------|---------------|------|
| | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 |
| 市街化区域 | 2,561 | 2,900 | 952 | 1,075 | 49 | 44.6 | 49 | 46.6 |
| その他の都市計画区域 | 2,624 | 7,070 | 1,024 | 3,178 | 3 | 12.1 | 3 | 12.1 |
| その他の区域 | 806 | 3,012 | 160 | 825 | — | — | — | — |
| 計 | 5,991 | 12,982 | 2,136 | 5,078 | 52 | 58.7 | 52 | 58.7 |

(注) 1 認定状況は昭和51年12月15日現在

2 「一団の土地」及び「未利用地」については、政令指定都市分を含まない。

昭和49年12月24日以降の取得に係る土地の平成23年3月末における遊休土地認定及び利用処分の状況

(件、ha)

| 事項 区域 | 遊休土地 | | 利用処分状況 | |
|------------|------|-----|--------|-----|
| | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 |
| 市街化区域 | 6 | 3.0 | 5 | 2.6 |
| その他の都市計画区域 | 1 | 3.1 | 0 | 0 |
| その他の区域 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 7 | 6.1 | 5 | 2.6 |

(注) 政令指定都市分については含まない。

課題

条件の変化による転換途上の土地については、土地利用に関する計画の見直しなどを検討する必要がある。

対処方針

国土利用計画法に基づく遊休土地制度の積極的な活用を図り、必要に応じて計画の見直しを図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 3 土地利用転換の適正化
- 【具体的な施策】 ② 農地法による転用許可制度の適正な運用
- 【所管課】 農山漁村振興課
(農地係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境などに及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

現況

平成16年以降、農地の転用面積は、ほぼ横ばいで推移している。

〔農地転用の状況〕

(ha)

| | | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|---------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 法4・5条許可 | 田 | 196.3 | 208.1 | 220.5 | 199.4 | 171.7 | 113.3 |
| | 畑 | 73.5 | 77.1 | 77.1 | 72.5 | 57.4 | 51.2 |
| | 計 | 269.8 | 285.2 | 297.5 | 271.9 | 229.1 | 164.5 |
| 法4・5条届出 | 田 | 68.1 | 70.3 | 75.2 | 70.9 | 47.7 | 56.7 |
| | 畑 | 29.9 | 25.6 | 26.2 | 30.1 | 26.3 | 20 |
| | 計 | 97.9 | 95.9 | 101.4 | 101 | 74 | 76.7 |
| 法4・5条以外 | 田 | 80.9 | 87.8 | 66.8 | 89.1 | 97 | 126.1 |
| | 畑 | 31.3 | 38.6 | 37.2 | 68.4 | 42.4 | 128.4 |
| | 計 | 112.2 | 126.4 | 103.9 | 157.5 | 139.4 | 254.5 |
| 合計 | | 479.9 | 507.5 | 502.8 | 530.4 | 442.5 | 495.7 |

(資料) 土地管理情報収集分析調査による。

課題

- 1 ほ場整備事業など農業上の公共投資が行われた農地（農振農用地）に対する農業以外からの開発圧力が強い。
- 2 産業廃棄物等をめぐる紛争や違反転用が見られる。
- 3 農地改良の名目で、建設残土を処分するための一時転用の申請を行う事例が見られる。

対処方針

- 1 他に適当な土地がないか等を十分に検討し、優良農地の確保に努める。
- 2 転用許可に際しては、より一層の慎重な審査を期するとともに、関係部局及び地元農業委員会との連絡調整を緊密に行い、紛争及び違反転用の予防に努める。また、違反者に対しては、関係機関と連携し、迅速かつ継続的な指導を行う。
- 3 農地改良を目的とした一時転用にあたっては、土質・期間等につき慎重な審査を行うとともに、計画どおりに事業が実施されるよう農業委員会と協力して指導の強化に努める。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 3 土地利用転換の適正化
- 【具体的な施策】 ③ 森林法による開発許可制度の適正な運用
- 【所管課】 森林保全課
(開発指導係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 森林の利用転換を行う場合には、国土の保全、自然環境の保全などの多面的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

現況

森林のもつ公益的機能に配慮し、森林の適正な利用を確保するため、1haを超える森林の開発について森林法に基づく林地開発許可制度で対処している。

1 林地開発許可等の状況 (単位：ha)

| 区分年度 | 総数 | 内 訳 | |
|------|-----|------|------|
| | | 開発許可 | 連絡調整 |
| H18 | 204 | 92 | 112 |
| 19 | 72 | 41 | 31 |
| 20 | 106 | 52 | 54 |
| 21 | 44 | 34 | 10 |
| 22 | 160 | 149 | 11 |

注：「連絡調整」とは、許可制度の適用のない国等が行う開発行為をいう。
注：開発許可面積には変更許可による増減面積を含む。

2 転用目的別林地開発の状況 (単位：ha)

| 区分年度 | 総数 | 内 訳 | | | | | | |
|------|-----|--------|----|------|-----------|-----|-------|-----|
| | | 工場・事業場 | 住宅 | ゴルフ場 | レジャー施設公園等 | 農用地 | 土石の採掘 | その他 |
| H18 | 204 | 34 | 11 | 0 | 0 | 4 | 39 | 116 |
| 19 | 72 | 3 | 19 | 0 | △3 | 14 | 16 | 23 |
| 20 | 106 | 5 | 11 | 0 | 0 | 6 | 33 | 51 |
| 21 | 54 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 21 | 18 |
| 22 | 160 | 12 | 0 | 0 | 0 | 2 | 127 | 19 |

課題

不適切な開発行為に伴い周辺森林への影響の拡大化。

対処方針

- 1 1ha以下の開発についても、森林法に基づく伐採届が提出されるので、これをとらえ、適正な森林の土地利用が図られるよう指導を強化していく。
- 2 残置森林等は、適正な維持管理のため、原則として地方自治体に移管することとしているが、やむを得ない場合は「残置森林等の管理に関する誓約書」を提出させ維持管理を図っていく。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 3 土地利用転換の適正化
- 【具体的な施策】 ④ 福岡県環境保全に関する条例による開発届・許可制度の適正な運用
- 【所管課】 自然環境課
(環境影響審査係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合を図る。

現況

福岡県環境保全に関する条例に基づき、自然環境の保全の観点から宅地の造成等の開発事業のうち開発規模が3ha以上のものについては届出制とし、また、生活環境の保全に著しい支障を生じないように、ゴルフ場造成（3ha以上）及び住宅団地造成（5ha以上）等の開発については許可制としている。

届出・許可等状況

| 区分 | | 年度 | | | | | 福岡 | 筑後 | 筑豊 | 北九州 |
|-------|-----------------|------|----|------|------|------|------|----|----|-----|
| | | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | | | | |
| 届出・通知 | 宅地の造成 | 11 | 13 | 12 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 土石の採取 | 4 | 2 | 6 | 2 | 5 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| | 水面の埋立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 許可・協議 | ゴルフ場 (3ha以上) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 住宅団地 (5ha以上) | 4(1) | 4 | 4(1) | 3(1) | 2(1) | 2(1) | 0 | 0 | 0 |
| | 工場の設置 | 3(1) | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 水面の埋立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

()内は変更で内数

課題

大規模な開発の実施にあつては、自然環境の保全、災害の防止、水資源の確保等、環境への影響を最小限にとどめ、また、地域の総合的な計画等との整合の取れた事業となるよう、事業者へ求めていく必要がある。

対処方針

届出・許可等の対象となる事業については、「開発事業に対する環境保全対策要綱」に基づき、事業者は簡易な環境影響評価を実施することとしている。

各種開発に関わる部局及び市町村との連携を強化し、環境への負荷を低減するよう、的確な指導、審査を行う。

なお、同要綱により、原則としてゴルフ場の新規開発の抑制を求めている。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 4 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発
- 【具体的な施策】 ① 土地情報の整備の推進
- 【所管課】 総合政策課
(土地対策係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査や土地基本調査、自然環境保全基礎調査など県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。また、県民ニーズに対応した土地情報を整備し、広く県民向けに情報提供を行う。

現況

県土について科学的かつ総合的に把握し、施策に反映させるため、以下のとおり土地に関する調査を実施しており、取りまとめた調査結果については、必要に応じ、公報や国・県のホームページ等を通じて、県民に向けた情報提供を行っている。

土地に関する調査の概要

| | |
|------------|----------------------------|
| 土地取引規制基礎調査 | 監視区域等の指定に関する判断資料を作成 |
| 土地利用動向調査 | 人口、産業、土地取得、開発等の動向を総合的に把握 |
| 土地基本調査 | 土地の所有・利用構造を総合的に把握。5年毎の統計調査 |
| 地価公示・地価調査 | 土地取引を行う上での指標として活用 |

課題

土地に関する施策を的確に実施するため、土地の所有、利用、取引、地価等に関する土地情報を体系的に収集・整備した上で、科学的・総合的な分析を行い、施策に反映させることが必要である。

また、県民に対しても、調査結果を体系的に整備された情報として提供することで、必要な情報へのアクセスを容易にする必要がある。

対処方針

引き続き土地に関する調査を実施することで土地情報を整備し、施策へ反映させるとともに、福岡県ホームページ上に集約した「土地情報」を適確に整備・更新することで、県民ニーズに対応した土地情報の提供につなげる。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 4 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発
- 【具体的な施策】 ② 国土調査の推進
- 【所管課】 農山漁村振興課
(農業振興地域係)

国土利用計画に掲げる施策

- 県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査や土地基本調査、自然環境保全基礎調査など県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。また、県民ニーズに対応した土地情報を整備し、広く県民向けに情報提供を行う。

現況

本県の総面積は4,976 k²であるが、そのうち国有林野及び湖沼を除く4,630 k²が地籍調査の要調査面積である。平成22年度までに実施した面積は、3,348 k²で、要調査面積の72.3%にあたる。

また、市町村別にみると調査完了34、実施中16、休止中9、未着手1となっている。(H23.4月現在)

・完了市町村 (34市町村)

八女市・筑後市・豊前市・中間市・筑紫野市・大野城市・宗像市・太宰府市・糸島市・福津市
うきは市・朝倉市・嘉麻市・那珂川町・宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・粕屋町・芦屋町・水巻町
岡垣町・遠賀町・鞍手町・桂川町・筑前町・東峰村・大刀洗町・大木町・広川町・川崎町・吉富町
上毛町・築上町

・実施市町村 (16市町村)

北九州市・福岡市・飯塚市・田川市・柳川市・行橋市・小郡市・春日市・宮若市
みやま市・久山町・香春町・糸田町・大任町・赤村・みやこ町

・休止市町村 (9市町)

大牟田市・久留米市・直方市・古賀市・大川市・小竹町・福智町・苅田町・添田町

・未着手市町村 (1町)

新宮町

課題

- ・ 都市部における調査が権利関係の錯綜等で困難性が高く、地籍調査が遅れている。
- ・ 財政的、人的問題により、未着手・休止市町村の調査着手・再開が困難な状況となっている。

対処方針

- ・ 一筆地調査の外注化の制度を活用するとともに、都市部においては国直轄の事業である「都市再生街区基本調査」により設置した基準点を活用することで、市町村の財政的、人的負担を軽減させ、未着手・休止市町村の調査着手・再開を促す。

関連事業・財政援助措置等

都市再生地籍調査事業

特別交付税措置 (県・市町村の負担金の80%)